

第二十條

一、議員ハ議ス可キ事アラハ文案ヲ作り議事時刻ニ先タチ議長ニ出ス可シ議長ハ之ヲ順次取纏メ其最緊要ト見込シ事件ヨリ議事ニ掛可シ  
但シ席上議案ヲ作ル者モ書面ニテ指出スヘシ

第二十一條

一、議案ハ議員ヨリ出ス者ニ限ラズ議長ヨリ議案ヲ作り之ヲ議事ニ附ス可シ

第二十二條

一、議案ハ議長讀上ル兩回了リテ其主意ヲ精密ニ演説シ議員ノ意見ヲ問フ可シ

第二十三條

一、議長議案ヲ讀ミ演説シ了レハ議員之ヲ可否シ或ハ別ニ意見ヲ陳ベ尙可否ヲ討議ス可シ

第二十四條

一、意見陳ベ可否ヲ論ズルハ衆人同時ニ發言スヘカラス發言セントスレハ先ツ議長ニ向ヒ自ラ何番議員ト唱ヘ立禮ス可シ議長之ニ應シ何番議員ト呼ヲ待テ然後子發議ス可シ若同時ニ何番議員ト唱ル事アラバ議長其順序ヲ定ムベシ

第二十五條

一、一議員發言中ハ總議員ヲシテ默聽セシムルヲ法トス其發言中ハ必整正嚴肅其發聲ヲシテ滿場ニ通達セシムル

ヲ要ス

第廿六條

一、議事ハ區内人民ノ公益ヲ謀ル爲ニテ一己ノ私事ヲ議スルニ非ス故ニ總テ議長ニ對シ發言ス可シ議員互ニ論辯スルヲ得ス

第廿七條

一、發言討議ヲ爲スニハ議長ニ對シ彼ノ何番ノ席ヨリ出ル論ト云ヒ或ハ只今發言ノ論ト云可シ決テ議員ノ氏名ヲ直ニ呼可カラズ

第廿八條

一、甲議員ノ發スル議案ヲ乙議員之ヲ討議シ甲議員又之ヲ説明シ議長甲乙兩議各一義有ト思フ時ハ更ニ甲乙對論其議ヲ終ヘシメ然後衆議員ノ可否ヲ以テ其議ヲ決スル事アルヘシ

第廿九條

一、議長ハ議事ノ可否ヲ裁決スルノ權アレ共事ヲ議スルノ權ナシ故ニ議長己ノ論說ヲ出サントスレハ議員ノ中ヨリ議長代ヲ命シ自カラ議員トナル而シテ後其說ヲ出スヘシ

第三十條

一、議事中私語ス可カラス怒罵戲謔侮謾不遜ノ言ヲ出シ且怠惰ノ容アル可ラス若シ規則ヲ犯スカ又ハ議論ノ混雜ヲ生ズル時ハ議長之ヲ指止メ靜ニ其次第ヲ正ス可シ

但醉人ハ會場ニ入ヲ許サス

第三十一條

一、議事ハ可否ノ二端ニ分チ衆論ノ歸スル處ニ從フ故ニ豫メ議員ノ氏名ヲ記シタル可否ノ兩札ヲ衆議員ニ渡置議長可否如何ト問時可トスル者ハ可札否トスル者ハ否札ヲ指出シ筆生其多寡ヲ點檢シ議長ニ出ス是ニ於テ議長其可否ヲ決ス可シ

第三十二條

一、此會議ニ決議ト云ハ投名ノ多キニ從フ者ナレハ議長已ニ決案ヲ命シ縣廳ニ於テ採用シ實際之ヲ行ニ至テハ嚮ニ其事ヲ否トセシ者モ務テ之ヲ遵奉ス可シ

第三十三條

一、議論數口ニ分ル、カ又ハ否可同數ニテ決シ難キ時ハ議員中入札法ヲ以テ兩三名ヲ選舉シ取調掛トナシ見込ヲ立サセ其說ヲ採ル可シ其見込尙衆議ニ協ハザル時ハ更ニ取調掛ヲ改撰シ見込ヲ立シム可シ而テ尙決セス議長モ決シ難キ事ハ縣廳ノ決ヲ仰グ可シ

第三十四條

一、議長ハ筆生ヲシテ其傍ニ着席セシメ一事件ヲ議スル毎ニ其顛末ヲ記サシム可シ

第三十五條

一、議事所ニハ決議錄議案錄議員名簿ヲ製シ置可シ尤決議簿ハ始ニ議案ノ大意ヲ掲ケ次ニ投名ノ多寡ヲ算シ以テ

可否ノ決ヲ記載シ議案錄ハ始ニ議案ヲ載セ次ニ議員ノ答議ヲ綴リ決議簿ニ照シ可否ノ主意瞭然タルヲ要シ議員名簿ハ議會ニ出席シタル議員ノ名ヲ記スル者トス

但シ以上ノ三簿ハ縣廳ニ出シ檢閱ヲ受可シ

第三十六條

一、議事已ニ決セハ區長ヨリ縣廳ヘ申出許可ヲ受ケ施行ス可シ若大小區會ニテ決議ノ事ト雖トモ議長不可トセハ其見込ヲ添縣廳ヘ出シ指揮ヲ俟ツ可シ

第三十七條

一、區會ニテ決議ノ事ト雖トモ縣廳ニ於テ不可トセハ其由緣ヲ示シ取消ス事アル可シ

第三十八條

一、議員ハ事ヲ議スルヲ本務トスレハ施行ノ筋ニ關係ス可ラス然レトモ施行ノ方法會議ノ取極ト相達スルコトアラハ區長戸長ニ向テ之ヲ質問シ或ハ臨時會議ヲ催シ議定ノ上縣廳ヘ申出ル事アル可シ

第三十九條

一、一旦決議ノ上許可ヲ得テ施行セシ事ハ妄ニ變改スルヲ得ス然トモ事實止ヲ得ザル事アラハ更ニ會議ノ上見込ヲ立テ許可ヲ得テ後ニ之ヲ變改ス可シ

第四十條

一、議事多端ニシテ議本日悉ク決シ難キ節ハ翌日再會スルトモ後會マテ延ストモ衆議ニ任ス可シ

第四十一條

一、臨時會議ハ議長ノ存寄カ又ハ議員總人數ノ三分ノ一ノ望ナレハ速ニ之ヲ閉ク可シ

第四十二條

一、議員ハ區内人民ノ選舉スル所ノ者ナレハ其可否スル所ハ則區内人民ノ可否スル所ト見做ス

第四十三條

一、大小區會ノ場所ヘ時トシテ縣官出席議ス可キコトアレハ議長ニ計リ問題ヲ出サシメ或ハ傍聽スルコトアル可シ

我浚路國ノ如キハ昨七年四月早ク各區ニ於テ戶長會伍長會ヲ開テ民益ヲ謀リシニ尙十一月縣廳ヨリ大小區會議事章程ノ頒布アルニ因テ人民欣躍ノ餘速ニ議員ヲ公選シ大小區會ヲ開キ會議數次遂ニ本年三月大區會場ヘ區戶長公選ノ議案ヲ差出スモノアリ之ヲ議事ニ附スルニ衆議員異口同音可ト言ヒ直ニ決議ス依テ區長ヨリ縣廳ヘ上申スル事前後五六度ニ及ベリ皆テ證據ノ次第有之即今採用難致旨ノ御指令ニ付彼ノ民選家タル區戶長ノ内或ハ職ヲ辭シ或ハ退テ手ヲ拱スル者アリ殆ンド瓦解ノ勢ヲ見ハセリ云々(明治八年七月名 東縣白川敏備)  
民選議院ノ論我輩喋々ヲ不容既ニ各縣下ニ於テ其端緒ヲ發キ民會議事ヲ興ス不鮮我名東縣下ニ於ルモ今般大小區ニ令シテ議場ヲ開キ大ニ輿論ヲ盡サシム而其議員ヲ拔クニ入札法ヲ以テ縣下一般人民ヲシテ之ヲ擢シム入札ノ法タル尤公法ニ出ルト雖モ想タル細民ノ入札スル撰其當ヲ不得縣官ノ美意却テ水泡ニ屬シコトヲ之懼ル云々(明治八年三月十日日新眞事誌第三十號)

○埼玉縣

二三日前に埼玉縣下より來りし人の話に該縣にては今度縣廳より新たに町村會の規則を頒布されたり其の方法は町村の人口に應じ分合して若干組となし組々の議員は相應の不動産を所持する者を選擧し議事の簡條は民費道路橋梁堤防學校區入費等にて彌よ九月頃には實地に施行さるゝ様子なり尤も此の會議は純然たる民會にて、區戶長を始め苟も官務にたづさはる者は一切關係することを得ずとの事なりしが追々諸方ヘ民會の萌芽を發生するは我々記者迄も何より喜ばしく存じます(明治十年八月一日朝野新聞)

○熊谷縣

當縣ニ於テ施行スル所ノ大小區會議、尙一層勵精協議、管下一般ノ愛國心ヲ集メ國家ニ奉スルノ義務ヲ盡シ其非トスル者詳ニ熟慮討論アルベシ(明治七年七月熊谷縣告諭の一節)  
管下に秩父高崎熊谷等の民情氣風を異にしたものがあつたから舊入間縣管下を南組とし舊群馬縣の管下を北組として各組一定の日を設け縣令臨席して議事を行ったが其後南北合併して毎月一回會議を開くことに改め二三回之を試みたものゝ兎角議論が折合ひ兼ねた爲めに再び南北二組に分つて開會することに復した(明治七年)(明治史の光明面)

○山形縣

達書

各大區各小區各町村議員

當縣各藩學校ノ儀從來有志者ノ釀金ヲ以テ成レルモノニ候處各校共追々資金減少ニ及候哉ニ相聞候ニ付テハ將來接續ノ方法相立サレハ營ニ漸次ノ衰微ヲ待ツ而已ニシテ他日隆興ノ期アルヲ保テ難キニ付本月二十二日ヨリ各大區順次ニ臨時大區會ヲ開キ各町村ノ議員ヲ召集シ人民ニ代リテ協同公議セシメント欲ス依之先ツ別紙議事假規則ヲ頒布候條熟覽ノ上其期ニ至リ不都合無之様可相心得此段豫テ相達候事

明治八年九月三日

山形縣權令 關 口 隆 吉

別 紙

臨時大區會假規則

第一章 大區會ノ事

第一條

大區會ハ各大區内ニ一ノ會場ヲ設各町村ノ公撰議員ヲ以テ成ルモノナリ

但公撰議員缺員ノ町村ハ戶長副ノ内ヲ以テ之ニ代ルモ妨ナシ

第二條

會議ノ節各小區々長或ハ代理議場ニ出會議ニ列席シテ其說ヲ述フヘシ然レトモ事ノ可否ヲ決スル數中ニ入ルヲ得ス

第三條

諸事ヲ整理スルニ便ナル爲メ議長ノ見込ヲ以テ豫シメ議員ヲ數組ニ分ケ辯セシムルコトアルヘシ

但各組ニ幹事一員ヲ置ク幹事ハ該組議員ノ公撰タルヘシ

第四條

會議ノ日議員事故アリ欠席ノ節ハ他ノ一員ニ其議セント欲スル事件ヲ委托シ置クヘシ一員ニテ二員ノ委托ヲ受クヘカラス

第二章 議長及諸役員ノ事

第九條

議長撰任ハ議員中ヨリ之ヲ撰舉スルコト勿論ナレトモ追テ規則ヲ確定スル迄ハ暫ク本縣次長官ヲ以テ之ニ充ツヘシ

但時宜ニヨリ議員中ヨリ撰舉スルコトアルヘシ

第十條

議場ノ規則ヲ整理スルハ專ラ議長ノ責任ナルヲ以テ若シ之ヲ犯ス者アレハ議長之ヲ退場セシムルノ權アリ

第十一條

書記ハ當分議長之ヲ撰定スヘシ

第十二條

用度方ハ當分議長之ヲ撰定スヘシ

第三章 縱聽ノ事

第四章 藩議院と地方民會

第十三條

議事ハ衆庶ノ縱聽ヲ許ス勿論ナレトモ議場ノ體裁相立ツ迄暫ク區戸長副學區取締伍長ノミ傍聽ヲ許ス  
但議場ノ都合ニヨリ人員ヲ限ルヘシ

第四章 議會ノ權務

第十四條

區會ハ專ラ該區内ノコトヲ議スルノ處ニシテ泛ク政府ノ大政ニ及フコトヲ得ス

第十五條

議事ハ公平中正ヲ旨トシ誹謗罵詈ニ涉ルヲ禁ス

第十六條

議會ハ議事ノ權アリテ之ヲ施行スルノ權ナシ

第十七條

議事ノ可否ヲ決スルハ同論ノ多キ方ニ依據スヘシ若シ可否相半スル時ハ議長之ヲ決スヘシ

第十八條

議員病氣或ハ事故アリテ缺席スル時ハ當日ノ決議ニ他日異論ヲ吐クノ權ナシ

〇置賜縣

明治七年一月横濱ニ歸着ス、(中略)三條太政大臣高雅(千阪)ヲ召シ歐米ノ狀況並ニ本邦ニ對スル意見ヲ下問セラル。

依テ我が政治ハ立憲政體ニ定メラレ度、而シテ始メヨリ民選議院ヲ起スハ宜キヲ得タルモノニ非ラズ、先ツ町村區縣ヨリ漸次自治ノ制ヲ施サンレトヲ上申ス。(中略)  
爾來縣内ニ五百名會ヲ創設シ其決議ヲ以テ、區長戸長公選、村會區會開設ヲ政府ニ建議アランコトヲ縣令ニ勸告シ、其他公共ノ利害ヲ討議シ施設スル所尠カラズ。云々(履歴大要維新以後)

〇石川縣

各區戸長へ

別紙議事假條例之趣管内無漏可相觸者也

會議假條例

夫レ縣廳ハ管下人民ノ權利ヲ保護シテ利益ヲ增加スベキ爲メニ建置レタレバ、縣廳ノ官吏ハ即チ縣内人民ニ代ツテ政令ヲ司リ、即チ縣内人民ノ代事理者ナリ。然レバ縣廳ノ爲メニ縣内ノ人民アルニアラズ。縣内人民ノ爲メニ縣廳アルト知ルベシ。此故ニ民福ヲ興サントスルニ、縣廳官吏ト縣内人民ト親シク議スベキノ理アルヤ論ヲ待ズ、然ルニ當縣治體ニ於ル大ニ順序アツテ未全ク其域ニ進マザレバ、先ヅ其端緒ヲ開キ假ニ其制ヲ設ク、左ノ如シ。

一、凡可議事アレバ其緩急ニ應ジ發會ヲ趣意トスレバ兼テ日限ヲ定メズ。

一、會議所ハ美川學校ヲ假議事所トス  
但事ノ大小輕重ニ寄、一區内或ハ組合村、其處限會議ノ令ヲ出ス事モアルベシ。

右之節者、各區會所ハ勿論、學校等ヲ假議事所トス

一、議者ハ權令以下官員ハ勿論、正副戸長並重立候貫屬、地方ノ富有大家ノ者ト定ム  
 但商法ニ關スル件ハ同商ノ内ヨリ出席スベシ  
 一、士族卒ヲ始、神官僧侶小民ニ至ル迄、出席ノ制ハ追テ相定ムト雖、公益民福ノ事ハ何ニヨラズ書面ヲ以、建白  
 スベシ、發會ノ日之ヲ公議シ、尙本人出席申付ルモアルベシ。  
 一、當日ノ建議ヲ以テ事ヲ決定スルヲ得ズ、縣廳ニ於テ改テ決議施行ノ廉ヲ立ベシ。  
 一、右之外節目細詳ハ追々取極ムベシ。  
 右之通可相心得事ト御布令アリタリ。(明治五年十一月發行  
 開化新聞第廿六號)  
 第二十六號ニ出セル假會議條例ノ通り議事ノ端緒ヲ御開キ、其議日中、水陸運便ヲ得ル箇條アリ。夫ニ付七尾邊ヨ  
 リ外海ニ堀割或ハ同所ヨリ千路瀉運便ヲ開ク等ノ大事業、實際御施行ノ議事アリ、其ノ中ニモ七尾邊ヨリ外海ニ船  
 路疏通ノコトハ既ニ近日測量アルヨシ、此堀割リ實ニ行ハルレバ、廻漕運輸ノ辨便ヲ得ルノミナラズ、北海三冬ノ  
 風波ニモ船舶覆没ノ患ヲ免カレ  
 皇國一般ノ幸福ハ勿論、加越能三州ノ人民潤□□□コレヨリ大ナルハナシ。四民舉テ此譴ノ行ハル□□希望ス  
(開化新聞第廿八號)

○足羽縣

學區取締廣瀨明ヨリ別紙建議之旨、實以方今ノ急務教化ノ一助ト奉存候條速ニ御採用ニ相成、御指令有之度此段奉  
 伺候。以上

明治六年一月八日

學校掛權大屬 富 田 厚 積

足羽縣參事從六位村田氏壽殿

西洋各國ハ申迄モナク方今文化進歩之際、内國ニ於テモ既ニ下議院ヲ設置之縣々有之、地方ノ一美事ト奉存候。當  
 縣ノ儀ハ官其人ヲ得、言路大ニ開キ萬々遺憾無之ハ不待論事ニ候得ドモ、堂々タル縣廳許多ノ豪傑肅然列立スル前  
 ニ向ヒ、頑愚ノ小民恐怖ノ心無キ能ハズ、隨而下情貫徹不致儀モ可有之候ト存候。就テハ縣下ニテ便宜ノ地ヲト  
 シ、下議院ヲ設立シ、管内臣民一般ノ内、温厚篤實ノ人ヲ撰ビ、毎月一回又ハ兩回參集セシメ、大小ノ事件ヲ討論  
 シ、上ヲ不憚下ヲ不凌、公明正大ニ歸シ候様仕度、尤人員ハ二三三人不可過ト雖ドモ、臨時出席ノ者ハ其請ヲ允ス  
 ベシ。但其撰ニ當ル者事故アリテ集議ヲ得ザルトキハ、其議スベキ件々ヲ詳密ニ書記シ、別ニ自己ノ持論ヲ封書ニ  
 シ當日議事局へ出スベシ。局議一決ノ上、封ヲ拆キ當否ヲ照合スベシ。然則、應ニ争訟ノ聲ナク、街ニ和樂ノ聲ア  
 ル事、指ヲ屈シテ期ス可キ也。先生已ニ學務ノ大任ヲ擔當シ、洽ク教化ヲ布及シ、人智ヲ開明シ、政治ヲ助クルヲ  
 以テ職トス。此舉ノ行ト不行ハ先生ノ取ト不取トニアリ、伏テ叱評ヲ乞フ。謹言

癸酉一月四日

學區取締 廣 瀨 明

書面下議院設立建言之旨趣尤之議ニ付聞届候條、尙詳細條件ヲ以、更ニ可伺出事

明治六年一月九日

足羽縣 正 權 參 事

(撮要新聞第九號附錄)

○敦賀縣

縣會議事規則

議事規程

第一章

會議ノ役員ハ議長議員幹事書記ノ四類トナス

第二章

議長ハ令參事ノ内自カラ之レニ任ス

第三章

本議ニ關スル係リ官員各一名ヲ員外トシテ出席答辯官ノ座ニ着カシム可シ或ハ議長ノ命ニ依リ若クハ議員ノ請願ヲ可ス臨時議員ニ加フルコトアルヘシ  
但シ決議ノ員ニ加ハルコトヲ得ス

第四章

議員ハ各區ノ區長ヲ以テ之レニ充ツ尤モ議事ノ模様ニヨリ學區取締ヲモ此列ニ加フルコトアルヘシ

第五章

書記ハ豫テ議案録、決議録、議場日誌、役員名簿、等要用ノ簿冊ヲ製シ常ニ議長ノ側ヲニ侍シ事ヲ議スル毎ニ其願末ヲ詳記スベシ

第六章

此議場ハ臨時之レヲ開クヲ例トス其日限ハ遅クモ十日以前ニハ之レヲ告知スヘシ

但シ議員ノ到着備レハ則書記生ヲシテ更ニ會場ト日時トヲ再報セシム

第七章

議員若シ事故アリテ出會致シ難キトキハ區長ハ副區長ヘ委任狀ヲ與ヘ代理セシムヘシ

第八章

六等七等大區等ノ如キ副區長尙ホ差闕アルトキハ各戶長ノ中一名ヲ選ヒ委任狀ヲ與ヘ出會セシムル前章ノ如シ

第九章

凡ソ議員開場ノ日時ニ至レハ出席ノ時限前凡ソ一時先ツ議場ニ至リ所在名簿ニ各自ノ姓名ヲ記シ以テ入場ヲ證シ然ル後休息所ニ至テ出席ノ報ヲ待ツヘシ

第十章

出席ノ時限至レハ議長先ツ席ニ就キ書記生ヲシテ柝ヲ撃チ以テ議長ノ入場ト議員ノ出席トヲ報セシム

第十一章

議員ノ席次ハ抽籤ノ番號ヲ以テ之ヲ定ム着席ノ上ハ故ナク退席スルハ勿論タトヘ廳中ノ公事ト雖モ議長ノ許可ヲ得ルニ非サレハ濫リニ退出スルコトヲ得ス

第十二章

第四章 藩議院と地方民會

議員相互ノ論辯ヲナスヘカラス必ス議長ノ紹介ヲ得テ討議スルヲ以テ例トス

### 第十三章

凡ソ發言セント欲スルトキハ起立シテ議長ト呼ビ議長其議員ノ番號ヲ反呼シテ後發言スルヲ例トス若シ數議員同時ニ起立シ發言セントスルトキハ議長其番號ヲ單稱スルモノ、外言ヲ出スヲ得ス

### 第十四章

發言及ヒ討論中他ノ議員ノ姓名ヲ呼フヘカラス總テ何番議員ト稱スヘシ

### 第十五章

決議ノ規則ヲ二種ニ別ツ一ヲ投票決議ト曰ヒ議員投名ノ多數ヲ以テ之レヲ決ス一ヲ命令決議ト曰ヒ議長ノ權利ヲ以テ之レヲ決ス

### 第十六章

議員ハ事ヲ議シ議長ハ事ヲ裁スルヲ本務トスレハ施行ノ筋ニ關係スヘカラス行ト不行トハ固ヨリ本縣ノ權内ニ在リ

### 第十七章

會議ノ事務ハ總テ本縣第一課ニテ專掌スヘシ

## 議長權利

### 第一章

議場ヲ閉閉シ議事ヲ裁決スルノ權ヲ有ス

## 第二章

議案ヲ作り議事ニ附スルコトハ議長ノ專權ニシテ他人ノ之レニ與カルヲ得ス

## 第三章

若シ議案ノ議員ヨリ出スモノ或ハ士民ヨリ建言等議事ニ附スルト否トハ議長ノ權内ニアリ

## 第四章

議員ヨリ出セル議案議事ニ附スヘシト見込トキハ其次第ヲ定メ番號ヲ附シ順次議場ニ出スヘシ

## 第五章

議員ヨリ出ス所議案ノ次第ヲ定メ議事ニ付スルノ先後ヲ立ルハ事ノ輕重緩急ニ依テ其出ス所ノ順次ニ拘ハラス

## 第六章

議案ヲ展讀シ議員ノ發言ヲ紹介シ議事ノ可否ヲ裁決スルモノト雖モ時宜ニ依リ議長ノ代理ヲ選任シ自カラ一様ノ議員トナリ各議員ト辯論討論スルコトアルヘシ

但本文ノ場合ニ於テハ議長ノ特權ヲ以議員ノ内ヲ以代理セシムルヲ則トス

## 第七章

議長ノ席次ニ書記生ヲ置キ議場一切ノ記録ヲ掌ラシメ又議案ヲ代讀セシムル等ノ事アルヘシ

## 議員權限

### 第一章

議員ハ各區ノ區長ヲ以テ之レニ充ツ時トシテ學區取締ヲモ此列ニ入ルヘシ着席ノ順次ハ抽籤ヲ以テ之レヲ定メ總テ同階一般ノ議員トス代理人亦然リ

第二章

官令アル制度條例ハ施行着手ノ方法ヲ除クノ外一切之レヲ議スルヲ得ス

第三章

總テ議員タルモノハ公正ノ心ヲ以テ全管業庶ノ安穩利益ヲ計ル事勿論ナリ決テ一區一己ノ私心ヲ挾ミ偏頗ノ議論ヲ主張スヘカラス

第四章

萬一議事激切爭論ニ涉ル時ハ議長ノ裁決ニ任セ毫モ私怨ヲ挾ムヘカラス

第五章

議案ハ總テ議長ヨリ起スモノト雖モ土地ヲ開キ物産ヲ興シ港口堤防道路橋梁ヲ修理保存スル等凡ソ民ノ公益ヲ興ス見込アリテ衆議ヲ要スルモノハ其方法意見ヲ盡シテ其議案ヲ簡明ニ相認メ前日マテニ議長ヘ差出シ置クヘシ

第六章

萬一事故アツテ缺席スルモノ後日ニ至リ當日決議ノ事ニ付異議ヲ容ル、ヲ得ス

右之通規則相定候條自後之レヲ改正増減セント欲スルトキハ必ス議場ニ於テ議定スヘキモノ也

明治九年第六月

敦賀縣

小區會議事章程

第一章 小區會ノ事

第一條 小區會ハ該小區總代人ヲ以テ成ル者ナリ

但シ都合ニヨリ一二小區合併或ハ一小區内ニ組ニ分離スルモ妨ナシ

第二章 議長及諸役員ノ事

第二條 議長ハ該區戶長或ハ副戶長之レニ充ツ

但シ時宜ニヨリ區長或ハ議員中ヨリ選舉スルコトモアルヘシ

第三條 議場ノ規則ヲ整理スルハ專ラ議長ノ責任ナルヲ以テ若シ之ヲ犯ス者アレハ議長之レヲ退場セシムルノ權アリ

第四條 書記役ハ臨時撰定スヘシ

第三章 常會臨時會並縱聽ノ事

第五條 常會ハ毎年二回之レヲ開キ日數ハ各七日以内タルヘシ

第六條 常會ノ外縣廳ノ命ニヨリ之レヲ開キ或ハ總代人十分ノ六以上ノ申立ニヨリ縣廳ノ許可ヲ得テ之レヲ開ク事アリ之レヲ臨時會トス

第七條 議員ノ數七人以下ナルトキハ開會スルヲ得ス

第四章 審議院と地方民會

第八條 議長出席セサル時或ハ議員十分ノ五缺席セシ時ハ延會スヘシ

第九條 議事ハ衆庶縱聽ヲ許スヘシ

但議場ノ都合ニヨリ人員ヲ限ルコトアルヘシ

第十條 議員三分ノ二以上同説ヲ以テ之ヲ禁セント請フ時或ハ議長自カラ禁セントスル時ハ縱聽ヲ禁スヘシ

第四章 議會ノ權務

第十一條 議事ハ公平中正ヲ旨トシ誹謗罵詈ニ涉ルヲ禁ス

第十二條 町村會ハ町村ノ事ヲ議スルノ所ニシテ泛ク政府ノ大政縣廳區會所ノ政務上ニ及フコトヲ得ス

第十三條 議會ハ議事ノ權アリテ之レヲ施行スルノ權ナシ

第十四條 議事ノ可否ヲ決スルハ同説ノ多キ方ニ依據スヘシ若シ可否相半スル時ハ議長之レヲ決スヘシ

第十五條 議目ノ要領トスル者左ノ如シ

一、民費ノ事

總テ賦課ノ民費各戸ヘ割當テノ方法并ニ該町村無用ノ冗費ヲ省キ實用ニ供スルコト譬ハ神社祭典其他奢侈遊興演劇音曲等一時消耗スルノ費用ヲ成丈ケ減削シ學校道路災害備處等ノ土地ノ公益實用ニ力ヲ盡スノ類

一、公有財産ノ事

一町一村ノ所有物災害備處其他ノ豫備金穀或ハ社寺ノ山林耕地備金資堂金等公ケノ方法ヲ以テ其町村ニ

テ支配スルモノ、類

一、災害備處ノ事

金銀或ハ米穀ヲ蓄積シテ非常災害ノ手當テニ備置クヘキ方法ヲ立ルノ類

一、取締及安寧風儀ニ關スル事

水火盜賊等總テ該町村ノ取締方及舊弊ヲ除キ開化ニ向ハシムル譬ハ姪囊猥雜ノ醜俗ヲ除キ又ハ冠婚葬祭慶吊飲宴等ノ煩文縟禮虛儀虛飾ノ弊習アルヲ改良スルノ類

一、公立學校及貧院病院等ノ事

該町村ニ在ル小學ノ保護無告ノ窮民ヲ救助スル貧院或ハ病院種痘所又ハ傳染流行病ノ豫防方法等ヲ立ルノ類

一、諸會社及市場ノ事

農業工業商業鑛坑石炭石油其他學藝技術等ノ諸會社及ヒ土地ノ便宜ニヨリ各種ノ市場ヲ新設或ハ移轉スル等ノ類

一、道路堤防橋梁用惡水等ノ事

實地ノ便否ニヨリ新開新設或ハ之レヲ變更シ又ハ之レヲ保護スル等ノ方法ヲ立ルノ類

一、土地ヲ開キ物産ヲ興ス事

池沼ヲ埋立テ或ハ濬濼ヲ切落シ又ハ之レヲ疏通シ或ハ原野荒莽ヲ開拓シ及天產人造ノ物産ヲ興シ或ハ之

ヲ進ムルノ類

一、水路運輸ノ便ヲ開ク事

舟筏車駕牛馬等ヲ以テ簡物遞傳ノ便益ヲ開クノ類

一、町村會内規則ノ事

警ハ議場内役員并ニ議員ノ守ルヘキ諸規則即チ議案ノ取扱及ヒ之レヲ本縣ヘ遞送スル手續議員番號抽籤ノ方法及ヒ發言ノ法則等右ニ類スル種々ノ諸規則等ヲ立テ或ハ之レヲ改正スルノ類

第十六條 第十四條ノ議目ニ關セサル條件ト雖トモ臨時縣廳ヨリ議題ヲ出スハ此限ニアラス

第五章 決議ノ事

第十七條 決議ノ條件分ツテ四種トス

一、本縣ノ許可ヲ得テ施行スヘキモノ

一、願望

一、助言

一、自己ノ權ヲ以テ施行スヘキモノ

第十八條 自己ノ權ヲ以テ施行スヘキモノトハ其町村内冠婚葬祭慶吊飲宴等ノ類ニ係ル惡習弊俗ヲ改メ及道路堤防橋梁用惡水路ノ保護又ハ民費賦課方法等ノ事ニシテ一切制規ニ關セサルモノハ區會所ヲ經本縣ヘ届出テノ後三十日ヲ經テ差止メサルモノハ決議ノ儀施行スルヲ得ヘシ

第十九條 助言トハ一切制規ニ關セサル事柄ニシテ未タ舉行セサルモノヲ便宜ノタメ新クニ之レヲ起サントシ又ハ制規アル事柄ヲ施行スルニ付テノ便否ヲ明辨忠告スルヲ得ヘシ

第二十條 願望トハ學校貧院病院諸會社市場道路堤防橋梁用惡水路修理或ハ變換土地ノ開拓水陸運輸及部内取締等ノ事ニ付決議ノ儘區長ノ手ヲ經テ本縣ヘ願出ルコトヲ得ヘシ

第二十一條 本縣ノ許可ヲ得テ施行スヘキモノトハ公有財產災害備償物產ヲ興進小區會内ノ規則等本縣ノ許可ヲ得テ施行スルコトトス

第二十二條 決議施行スルニ至テハ戶長之レヲ該町村内ニ公告スヘシ

第二十三條 決議施行セシ條件ハ半年間再議スルヲ得ス

第十一號 縣八號

本年二月正副戶長改選ノ期ニ臨メリ明治七年一月既ニ互選方法章程ヲ以テ相達スト雖トモ尙一層ノ精撰ヲ要シ民撰ヲ以テ三人或ハ二人ヲ舉ケ官撰ヲ以テ其一人ヲ採用スルノ規則ヲ設ケ且小區會開設スル時ニ當テハ別ニ議員ヲ撰出セス撰舉總代人ヲシテ直ニ議員ヲラシムヘシ依テ正副戶長總代人若シ其撰舉ヲ誤ル時ハ區内ノ不便ヲ生シ人民ノ不幸ヲ來ス必然ナレハ苟モ親戚昵友ニ私シ舊家富戶ニ泥ミ私怨私恩ヲ懷抱シ愛憎最負ノ投票ヲ爲ス可ラス各自其レ能此意ヲ認メ此規ニ準ヒ茲ニ履行スヘク此旨相達候事

明治九年一月十九日

敦賀縣權令山田武甫代理

敦賀縣參事 寺 島 直

正副戸長撰舉投票方法

第一章 總代人撰舉法

第一條 總代人撰舉被撰舉人ハ總テ戸主ニ限ルヘシ

第二條 各町村十戸中一人ヲ舉ケ之ヲ十戸總代人トス

但此屋連戸ヲ推テ十戸ノ内ヨリ一人宛ヲ舉ルト云ニハアラス該町村ヲ概シテ十戸ニ一人割タルヘシ

第三條 山間僻地ニテ一村ノ戸數ヲ概シテ其事ニ當ル者乏シキハ定數ノ内缺員タルモ妨ケナシ

第四條 總代人ヲ撰舉投票スルハ他江寄留旅行並ニ危篤ノ病人ヲ除クノ外左ノ款ニ當ルモノハ投票スルノ權ナキモ

ノトス

一 款 該町村入籍後滿六ヶ月以内ノ者

二 款 年齡二十一年以内ノ者

三 款 裁判廳ニテ身代限ノ言渡シヲ受タル者除族并ニ懲役一ケ年以上ノ刑ヲ受ケ解免後未タ一ケ年ニ滿タザル者

四 款 瘋癲痴呆癡篤疾人

第五條 撰舉投票ハ五十戸内外ノ町ハ五名百戸内外八十名ヲ一紙ニ並記スルヲ法トス

但投票用紙ハ明治七年用ユル處ノモノヲ更正刷行スベキニ付此紙ヲ用ユヘシ

第六條 撰舉人名ハ投票人自筆ニテ登記押印ス可シ

但無筆ノ者ハ取扱世話役ニテ代筆シ本人實印ヲ押シ代筆人名記スヘシ

第二章 總代人被撰舉ノ制限

第七條 士族平民ノ差別ナク戸主ニシテ動産不動産凡金三百圓ノ資産ヲ有スル者

第八條 資産所有ノ者ニシテ左ノ款ニ當ル者ハ被撰舉ノ權ヲ得ヘカラス

一 款 該町入籍後滿六ヶ月以内ノ者

二 款 裁判廳ニテ身代限リノ言渡シヲ受シ者

三 款 瘋癲人並癡篤疾或ハ痴呆ノ者

四 款 年齡二十一年以内ノ者

五 款 除族並懲役一ケ年以上ノ刑ヲ受テ解免後滿一ケ年ヲ經サル者

六 款 資産所有ノ戸主ト雖トモ女子タル者

七 款 他江寄留ノ者

八 款 管外旅行シテ歸期三十日以後ノ者

第九條 資産所有ノ戸主ニシテ左ノ款ニ當ル者ハ投票ヲ除ク可シ

一 款 在官在職ノ者

二 款 縣廳常雇ノ者

三 款 災厄ニ遭ヒ未タ所分ヲ得ズ狼狽窮迫スル者

- 四款 他國他所出店或ハ常ニ出稼ノ營業スル者
- 五款 學術百工修業ノ爲メ其身ヲ師家ヘ托スル者
- 六款 雇業ヲ營ミ他人ノ家江入勤或ハ通勤スル者

第十條 在職ノ正副戸長ハ勤務中ト雖トモ被撰舉人タルヲ得ヘシ

第三章 投票ノ手續

第十一條 投票取扱中各小區ニ於テ世話役ノ者每區一人ヲ定ムヘシ  
但勤務中相當ノ日給ヲ與フベシ

第十二條 世話役ノ者ハ第二章第七條資産定限以下ニテ被撰舉外ノ者ヲ用ユヘシ

第十三條 世話役ノ者ヲ任用スルハ區長ノ專制トス

第十四條 世話役タルモノハ左ノ八款ニ依リ取扱フヘシ

- 一 款 該町撰舉人江投票紙配分シ且該村ニテ投票取扱ノ場席ヲ議定スル事
- 二 款 該町ニ於テ開票三日前被撰舉人相當ノ者ヲ調査シ每町姓名帳ニ記載スル事
- 三 款 調査シタル被撰舉人ノ姓名ヲ投票取扱ノ場席ヘ揭示スル事
- 四 款 開票ノ當日午前十時ヲ限該村ノ投票ヲ集收シ之ヲ櫃中ニ納置ク事
- 五 款 同日該町ノ都合ニヨリ適宜ニ時限ヲ定メ開票スル事
- 六 款 開票スル毎ニ被撰舉人名簿姓名上江票數ヲ附點スル事

七款 投票開了テ票數ヲ計算シ名簿ノ結尾ヘ十戸一人ノ割ヲ以テ票數高ヲ拔記シ之ヲ席上ノ者ト示ス事

八款 被撰舉人名簿ノ末紙江領承文ヲ記シ票數順ヲ以テ連署捺印セシムル事

第十五條 被撰舉人票數高順次該町村戸數十分ノ一ヲ採リ其餘ハ蠲除スヘシ

第十六條 票數同數ナレハ年齡長スル者ヲ採ル

第十七條 票數年齡同數ナレハ兩人抽籤シテ之ヲ定ムヘシ

第十八條 各町ニテ投票取扱済ノ上世話役ニテ一小区分宛被撰舉總代人名簿ヲ作り投票共取纏メ之ヲ區長江差出スヘシ

第四章 總代人ノ權限

第十九條 被撰舉總代人ノ内ニテ互撰投票シテ正副戸長ヲ撰舉スヘシ

但每村ニ置ク副戸長ハ此限ニアラス

第二十條 小區會開設ノ日ニ當テハ總代人議員タルヲ得ヘシ

第二十一條 小區ノ經費豫算ヲ組立ルノ會議ニ與ルヲ得ヘシ

第二十二條 正副戸長退任願ノ書面ニ連署スルヲ得ヘシ

第二十三條 總代人滿期改撰ノ日マテハ他區移轉家督代替他轄寄留任官奉職等ヲ除クノ外名簿ヲ脱スルヲ得ス

但シ總代人タルノ後テ他ニ奉職或ハ寄留スルモノ解職或ハ歸郷スルモノハ總代人中ヘ歸入スルヲ得ヘシ

第二十四條 總代人其年限トイヘトモ若シ第二章第八條ノ各款ニ當ル身上ニ立至ルトキハ總代人ノ名簿ヲ删除ス

第二十五條 正副戸長退職スルコトアレハ其年限内ハ總代人名簿中江歸入スヘシ

但シ被撰舉人タルノ權利ヲ失ヘルモノハ此限ニアラス

第二十六條 該町臨時事アルノ日ハ正副戸長ノ指圖ニ據リ其勞ヲ助ケ或ハ其議ニ與ルヲ得ヘシ

第二十七條 該町ノ爲メニ時々周旋スルコトアリト雖トモ素ヨリ無給タル可シ

第二十八條 該町人民ノ爲メニ斡旋スルコトアルモ役員タラサレハ願届等ノ書面ニ連署スルノ權ヲ有セス

第五章 正副戸長互撰ノ法

第二十九條 該小區内便宜ノ地ニ於テ場席ヲ開設シ期日并ニ時間ヲ定メ被撰舉總代人ヲ集會シ正副區長ノ内一員出張スヘシ

第三十條 總代人着頭順ヲ以テ其坐位ヲ定ム世話役名簿ヲ點檢シ其缺員ナキヲ看テ名簿ヲ授ケ各自一覽セシムヘシ

第三十一條 區長席ニ就テ互撰投票箋ヲ出シテ之ヲ授クヘシ

第三十二條 總代人三十名ナラハ三人宛五十人ナラハ五名宛ヲ登記シ投票スルヲ法トス

第三十三條 投票箋各々登記シ了テ世話役之ヲ收集シ區長江渡スヘシ

第三十四條 區長投票箋ヲ受取り之混合シ前後ノ順ヲ紊シ一票宛開讀ス投票人ノ名ヲ呼ハス箋中ノ番號ト被撰舉人ノ姓名トヲ朗讀スルヲ法トス

第三十五條 總代人ノ面前ニテ投票箋讀上ル毎ニ世話役之ヲ互撰名簿ニ登記スヘシ

第三十六條 開票了テ名簿ヲ計算シ票數高順三名ヲ名簿ノ結尾江拔記シ別紙ニ票數ト姓名トヲ記シ場席ノ梁柱上ニ

揭示スコレヲ戸長ノ撰トス

第三十七條 本章第三十條ヨリ三十五條迄ノ手續ヲ以テ再度投票揭示スコレヲ市街并ニ一村ニシテ小區ヲナス所ノ

副戸長ノ撰トス故ニ一小區ニ副戸長二人以上ヲ置クノ小區ハ撰法ヲ異ニスルヲ以テ此撰ニ要セス

第六章 村落副戸長撰舉ノ法

第三十八條 戸長授任ノ後各村ニ出張シ投票ヲ取扱フヘシ

第三十九條 一組或ハ一村ニ副戸長アルハ互撰ノ法ヲ用ヒス更ニ一組或ハ一村限投票スルヲ法トス

第四十條 十戸以内ノ村落ハ戸長ノ見込ヲ以テ便宜ノ隣村ヘ聯屬シ副戸長一人ヲ置ク

第四十一條 四十戸以内ノ村落ハ被撰舉人五人ヨリ少カラスシテ投票嵩ノ者二人ヲ登記ス

第四十二條 四十戸以外ノ村落ハ被撰舉人七人ヨリ少カラスシテ投票嵩ノ者三人ヲ登記ス

第四十三條 被撰舉人資産ノ數ヲ限ルト雖トモ寒村貧里ノ如キハ戸長ノ見込ヲ以テ資産ノ高ヲ適宜減少スル妨ナシ

但本條ノ場合ニ至テハ其被撰舉ノ資産ノ程度ヲ届出ヘシ

第四十四條 戸長ハ區内ノ村落巡行シ開票了テ後名簿ヲ制シ票箋ト共ニ區長江差出スヘシ

第七章 稟申授任ノ手續

- 第四十五條 撰舉ノ手續了テ後一大區内毎ニ一小區正副ヲ分チ各票數三名ヲ列記シ具申スルヲ法トス
- 第四十六條 縣廳ニ於テ正副各三名ノ中ヲ撰拔シテ其一員ニ命スルヲ法トス
- 第四十七條 正副戸長ノ辭令ハ封書ヲ以郵送シ區長ヨリ受次授與スルヲ定例トス
- 第四十八條 正副戸長三月一日ヨリ十日間ニ新舊交代シ役場引渡濟ノ届書ヲ取纏メ差出スモノトス
- 第四十九條 三月十日以後村落副戸長ノ投票取扱ハ戸長ノ任トス
- 第五十條 村落副戸長取扱濟ノ上戸長ヨリ差出スヲ區長ニテ點檢シ本縣江具申スルヲ法トス
- 第五十一條 村落副戸長四月一日ヨリ以後辭令ヲ授與スル本章第四十八條ノ例ノ如クス
- 第五十二條 正副戸長滿ニケ年ノ期限タレハ戸長并ニ小區副戸長ハ二月ヲ以期滿トス村落副戸長ハ三月ヲ以テ期滿トス

右ノ通り更定スルニ付テハ去ル七年一月廿八日廿八號ヲ以テ相達セシ互撰入札方法并ニ同年三月廿四日第七十六號ヲ以テ達セシ入札方法章程補遺名簿整製法等ノ中此章ニ觸ルス箇條ヲ除キ投票席ノ順序記簿ノ方法ヲ初メ此各條ニ洩レタル分ハ參考採用スヘシ

縣八號附錄

本月十九日頒布スル正副戸長撰舉投票方法ニ據リ施行ノ手續キ日割等左之通可相心得此旨相達候事

明治九年一月廿日

敦賀縣權令山田武甫代理  
敦賀縣參事 寺 島 直

投票取扱手續並日割

- 一、二月五日ヨリ同十日マテ六日間各大區ノ都合ニ依リ世話役ヲ定メ例則ニ依準シ第三章第十四條中一欸二欸ヲ取扱フ可シ
  - 一、同月十一日ヨリ同十四日マテ四日間前條三欸ヨリ八欸マテヲ取纏ム可シ
  - 一、同月十五日ヨリ二十日マテ六日間各地ノ都合ヲ取調ヘ正副區長各々區分派出シ總代人ヲ召集シ互撰ノ投票ヲ取扱フ可シ
  - 一、同月二十一日ヨリ二十三日マテ三日間高札ノ者三名ヲ調査シ拔記シテ郵送具申ス可シ
  - 一、三月十一日ヨリ十五日マテ五日間各小區戸長該區内各村江出張シ第六章條々ニ照準シ投票ヲ取扱フ可シ
- 但毎村副戸長投票ノ手續ハ世話役ヲ設ルニ及ハス依テ投票用紙分配並投票名簿記載等該村被撰舉人外ノ者ヲ使役スルハ適宜タル可シ
- 一、同月十六日ヨリ二十日マテ五日間票數嵩ノ者例記ニ依リ三人或二人ヲ拔記シ區會所ヘ差出ス可シ
  - 一、同月二十一日ヨリ二十三日マテ三日間區會所ニテ調査シ郵送具申ス可シ

一、投票用紙並互撰投票小箋

嶺南ハ敦賀港書肆佐々木慶輔

嶺北ハ福井町書肆岡崎左喜助

右兩書肆江摺立方申付置ニ付便宜該區會所ヨリ員數見積リヲ以購求シ各小區世話役ノ者ヘ頒賦ス可シ

第三百十九號  
縣百四十八號

昨七年七月第三百三十五號丁記之内戸數人員増減計算錄並ニ戸數人員増減表同月割表共詮議之次第有之明治九年一月ヨリ廢止候條此旨相達候事

但排月届之分ハ一題毎ニ計算相立疎漏杜撰無之様嚴密ニ記載シ毎月期限ヲ不愆可差出厚注意可致候事

明治八年十二月廿五日

敦賀縣權令 山 田 武 甫

第三百十七號 縣百四十六號

去ル七年改正以後規定セシ區畫ノ諸制度目今ニ至ルマテ實際ニ相試候處諸端稍整頓スルトイヘトモ猶未タ全ク便宜ヲ得サルモノ無キニ非ス仍テ其件々ヲ摘ミ明年二月正副戸長改撰之際ニ臨ミ更ニ左之通改定候條此旨相達候事

明治八年十二月廿五日

敦賀縣權令 山 田 武 甫

副戸長改定例則

第一條

一、市街小區ハ毎組ニ副戸長ヲ置カス戸數ノ差等ニ拘ハラス一小區ニ正副戸長各一名ヲ置該區内ノ事務ヲ取扱フ可キ事

第二條

一、従前ノ戸長給料定額ニ其上江一ケ月一戸一錢ヲ加ヘテ賦課シ之ヲ正副戸長ノ給料トス可キ事

第三條

一、右賦課金收集ノ上ハ十分ノ六ヲ以戸長ニ給與シ十分ノ四ヲ以副戸長ニ給與ス可キ事

第四條

一、村落小區ノ戸長並ニ一組一村ノ副戸長ハ従前ノ通一組二村以上ノ分ハ毎村ニ副戸長一名ヲ置キ該村内ノ事務ヲ取扱フ可キ事

第五條

一、十戸未滿ノ小村落ハ副戸長ヲ置カス隣傍便宜ノ村落副戸長ニテ兼務ス可キ事

第六條

一、戸長給料賦課及ヒ給與方トモ従前之通副戸長給料ハ一月一戸一錢ノ割ヲ以該村戸數ニ賦課ス其村ノ課金高ヲ其村ノ副戸長ニ給與ス可キ事

第七條

一、大村ニテ一小區一村ノ分ハ市街同様小區ノ差等ニ拘ラス正副戸長各一名ヲ置ク可キ事  
但給料賦課并給與割方共市街同様タル可キ事

第八條

一、小區内ニテ一村ヲ二組ニ分ツ向ハ二組ヲ以副戸長一名ヲ置キ該村ノ事務ヲ取扱フ可キ事

第九條

一、右改定例則ハ明年三月一日ヨリ施行ス可キ事

但公撰投票右紙觸ノ廉ハ斟酌シ追テ可相達候事

右例則中

第四條七條八條毎村副戸長一名ヲ置ク可シト雖トモ該村ノ都合ニ依リ従前之通毎組ニ副戸長一名ヲ置キ便宜タル向ハ來ル一月十日限組内各村總代人連署シテ可申出事

○濱松縣

濱松縣下にては、先頃より頻りに民會といふことが流行で、山家の區長さんや海邊の戸長さんを始め、人民一同大憤發で、最早兩三人も集會すると、ヤレ民會、ソレ民權と異口同音に喋々するやうに成りましたから、有志者も此所が好機會と縣令公へ建言するやら、參事公へお嘶をしたりしましたから、令參公を始め、黒部、足立の諸君が盡力で先々公撰民會設立と相談が極り、本月三日立忠寺といふ寺へ各區の區長が集會の上で確定し、愈來月十日には各區の撰舉に膺つた代議士が集會して議長副幹事の投票があり、尋で發會と決定しました。之ぞ開關以來の一大美事と心得ますゆへに、世間へ御吹聴致しますと申し越されたり。(明治九年七月十八日 日郵便報知新聞)

○區戸長は民撰なれば、元大庄屋又は庄屋等の株撰にて用に適するもの十中一二のみ。(明治九年八月五日 日東京曙新聞)

○静岡縣

毎月十六日於縣廳、諸役々並正副戸長會議有之候條銘々見込の件可申立旨過日布達あり(明治六年四月發行) 静岡新聞第八號

静岡縣にては來る三月より公選民會を開かるゝ由にて此節投票中、其人員は戸數により遠江國三十一人、駿河國廿五人伊豆國九人なりといふ。(明治十年二月二日 十三日朝野新聞)

會議章程

第一章 總則

第一條

會議ノ設也縣内人民ノ公益ヲ謀リ公事ヲ議スルモノナレバ宜ク偏見私利ノ弊ヲ脱シ公明正大ノ心ヲ以テ社會ノ福祉安寧ヲ保全スル所以ヲ討論スヘシ

第二條

會議ニ三種アリ縣會ト云大區會ト云小區會ト云各其區域内ノ公事ヲ謀ル

第三條

議員ハ選舉法ノ如ク各種皆戸數ニ因テ戸ヲ選舉ス

第四條

議長副議長幹事ハ議員中ヨリ公選シ記事生ハ記事長之ヲ選舉ス人員ハ各會ノ適宜タルヘシ

但記事長ハ投名最多數ノ幹事之ヲ專任スヘシ

第五條

議案ハ議長ノ意見或ハ一般ノ建議及ヒ縣廳ノ立案ヨリ成リ而テ會期前各議長之ヲ各議員へ頒付ス

第六條

凡ソ議員ノ原案ヲ可否スルヤ他ナシ之ニ壯大ノ體兒ヲ與ヘ之ニ活動ノ能力ヲ附セント欲スルモノナレハ其動議護論ハ恰モ種子ノ培養ニ於ルカ如シ故ニ議事善良ノ實果ヲ得ント欲セハ議論必ス精微ナラサルヘカラス議員宜ク滿腦ノ靈漿ヲ使役シテ其利害得失ヲ論究スヘシ

第七條

決議ハ議事ノ結果即チ成議ノ實體ニシテ而テ其能力ヲ實際ニ試ント欲スルモノナレハ其良否ハ直ニ社會ノ權利上ニ消長ノ影響ヲ返射シ來ル故ニ其之ヲ斷決スル實ニ容易ナラスト謂フヘシ議長能ク注意シテ之ヲ審理裁決スルヲ要ス

第八條

決議ニヨリテ施行セシ事件ハ次ノ常會迄ノ間再議スルヲ得サルモノトス

第九條

縣會議長幹事ハ會期前五日議事堂ニ會シ議事ノ準備ヲナスヘシ大區會以下ハ適宜約束スベシ

第十條

縣會議員ハ發會前二日本廳下ニ集會シ直ニ名刺ヲ幹事ヘ通シ其指揮ニ從フ大區會以下適宜約束スヘシ

第二章 會議權限

第一條

凡ソ議會ハ政法ニ屬レサル其區域(縣會ハ縣下一般大區會ハ其大區內小區會ハ其小區內ヲ云フ)ニテ實際施行シ得ヘキ民事ノ諸般ヲ議スヘク猥リニ域外ノ事ヲ論スヘカラス故ニ豫シテ其概目ヲ定ムル左ノ如シ  
但概目ノ中他區域ニ關涉スルモノハ其區域ト合議スルモノトス

一、民費賦課方法ノ事

一、冗費ヲ省キ民費ヲ減スル事

一、天災豫防ノ爲貯蓄方法ヲ立ル事

一、物産工業ヲ興シ貿易ヲ盛ニスル事

一、道路ヲ開キ溝渠ヲ通シ往來運輸ノ便ヲ起ス事

一、懶惰無産ノ徒ヲ勸奨シ遊手ヲ減省スル事

一、堤防道路橋梁ヲ修築スル事

一、學校設立并維持方法ノ事

一、病院設立并維持方法ノ事

一、流行病ヲ豫防スル事

一、水火盜難防禦方法ノ事

一、田園山林取締方法ノ事

一、公共ノ秣場等ヲ芻取り用水灌漑方法ノ事

一、區入費ノ出納ヲ調閱シ翌年ノ費額ヲ豫算スル事  
一、區内公共ノ爲ニ土木ノ工ヲ起ス事

以上開載スル所ノ外時ニ臨ミ議セント欲スル者ハ縣會ハ議長ヨリ其議目ヲ以テ縣廳ニ伺ヒ區會ハ區長ヲ經テ認許ヲ得ル後之レヲ議スヘシ

但議目ニ因リ時トシテハ縣廳ヨリ該議案ヲ出サシメ檢閱スルコトアルヘシ

第二條

議會ハ決議ノ權アツテ施行ノ權ナシ故ニ決議ノ後縣會ハ議長ヨリ直ニ之レヲ縣廳ニ具申シ區會ハ區長ヲ經テ具申シ許可ヲ乞フヘシ

第三章 會議 開閉

第一條

縣會ハ毎年一次之ヲ開キ第三月ヲ以テ定期トシ日數十日以内タルヘシ大區會ハ一年一次小區會ハ一年二次之ヲ開キ日數ハ漸ク減殺スヘシ之レヲ常會ト云

但縣會ノ發會時日ハ縣廳ヨリ議長ヘ達スヘシ

第二條

常會ノ外縣令ノ命議長ノ意見又ハ議員其他ノ建議ニヨリテ臨時之ヲ開クコトアルヘシ之ヲ臨時會ト云但日數ハ七日ヲ過クヘカラス

第三條

臨時會ヲ開カントスルヤ議長其開場ノ主意ヲ惣議員エ稟議シ半數以上同意ノ上之ヲ縣廳ヘ具申シ許可ヲ得テ開クモノトス

但縣令ノ命ニ依テ開クハ此限ニ非ス

第四條

發會ノ節議員闕席者アリトモ出席者總員ノ半數以上ナルトキハ之ヲ開ク其闕席者決議ノ後異議ヲ陳ルヲ不得

第五條

議事ノ都合ニ因リ議長ノ意見或ハ議員三分二以上ノ所見ニヨリ散會スルコトアルヘシ尤縣會ハ縣令ニ具牒スヘシ

第六條

左ノ場合ニ於テハ延會スヘシ

第一 正副議長トモ出席セサルトキ

第二 議員半數以上闕席ノ時

第四章 議長記事長幹事記事生及答辯者ノ權務

第一條 議長ノ權務

議長ハ議會ヲ總理シテ議事ノ當否ヲ判決スルノ權アリ

第二條

第四章 藩議院と地方民會

議會ノ時日ヲ伸縮シ及ヒ格別ナル場合ニ於テハ議會ヲ閉ルノ權ヲ有スヘシ

第三條

議場ヲ整肅ニシ議員ヲ統轄シ其不良ヲ匡正スルノ權アリ

第四條

議員ノ發言ヲ紹介シテ議事ヲ料理シ議會ノ成績ヲ舉ルノ務ヲ負フヘシ

第五條

議案ヲ結構シ各議員ニ頒與ス

第六條

議事ヲ決スルノ權アレトモ事ヲ議スルノ權ナシ故ニ若シ自己ノ論說ヲ吐ント欲セハ副議長ヲシテ己レニ代ラシメ議員ノ列ニ入ルヘシ

第七條 副議長

議長ヲ輔ケテ議會ヲ總理ス

但平時發論ノ權アリ

第八條

議長ノ命又ハ議長欠席ノ時代テ議事ヲ判決ス

第九條 記事長

投名最多數ノ幹事一員專任シテ議長ノ右側ニ位シ記事生ヲ管理シテ每議件其頭末ヲ明記シ日誌ヲ編製スル等會議中記事一切ノ事務ヲ總理ス

但平時發論ノ權無シ故ニ自己ノ說ヲ陳ント欲セバ第二席ノ幹事ヲシテ己レニ代ラシメ議員ノ列ニ入ルヘシ

第十條 幹事

議長ノ命ヲ受ケ議會ノ庶務ヲ調理シテ議場ノ裝置ヲナシ議員ノ順序ヲ定メ及ヒ紀律ヲ監スル等ノ事ヲ掌ル

但平時發論ノ權アリ

第十一條

議員ノ建議ヲ受理監別シ之ニ番號ヲ附シテ議長ニ出シ且ツ日々議員名簿ヲ案シテ其勤怠ヲ調査スヘシ

第十二條

傍聽ヲ乞フモノアラハ之ヲ議長ニ稟議シテ許否ノ所分ヲナスヘシ

第十三條 記事生

會議中總テ記録ノ事務ヲ擔理ス

第十四條

議長ノ命ヲ受ケ本議案ヲ朗讀シ且決議ノ際議員起立ノ數ヲ計認シテ之ヲ議員ニ揚言スヘシ

第十五條 答辯者

答辯者ハ議長適任ノ者ヲ撰ミ別ニ之ヲ擔當セシムルモトス時トシテハ副議長或ハ幹事ヲシテ兼務セシムルコト

アルヘン

第十六條

縣廳ヨリ法案ヲ下シ議セシムルトキハ長官之ヲ主務ノ屬官ニ命シテ答辯セシムヘシ

第十七條

答辯者ハ質問者ニ對シテ單ニ本議案ノ主旨ヲ明辯スルモノナレハ猥リニ自己ノ想像ヲ附會スヘカラス且ツ質問者ト討論ヲ交ユル等ノコトアルヘカラス

第五章 議員心得發言順序動議規則決議規則

第一條 議員心得

凡ソ議員ノ議會ニ在ルヤ須ク公平虚心ヲ旨トシ議論公正ナルヘシ猥リニ一己ノ利害ヲ拗執シ或ハ誇大ノ論說ヲ主張スル等ノコトアルヘカラス

第二條

議事ハ純ラ公事ヲ議スヘクシテ私事ヲ議スヘカラス故ニ議論上總テ褒貶黜陟毀譽侮慢等ノ舉動アルヘカラス

第三條

議論ハ之ヲ精密ニスヘシト雖トモ徒ラニ原案ノ本旨ヲ議セスシテ支葉ニ趨リ字句ニ泥ミ迂回冗長ノ辯論ヲ費スヘカラス

第四條

凡ソ議事ハ滿場議員ト共ニ之ヲ議スルモノナレハ他人ノ發論中ハ必ス靜肅默聽シ其論議ヲシテ滿堂ニ洞達セシムヘシ

第五條

他ノ論議ノ得失ヲ論辯シ得ルモ相對ノ討論ヲ許サス故ニ總テ議長ニ向テ之ヲ論スルヲ法トス議長之カ紹介ヲナシ各次ニ之ヲ討論セシムヘシ

第六條

渾テ論辨中他人ノ論說ヲ贊成辯駁スルニハ議員ノ姓名ヲ直呼セス必ス其席次ノ番號ヲ稱スヘシ

第七條

議案ノ質問ハ記事生朗讀ノ後議長ニ向ツテ答辯者ヲ乞ヒ其疑問ヲ質スヘシ發議ノ後ハ質問ヲ許サス且質問中ハ討論ヲ禁ス

第八條 發言順序

凡ソ發言ハ原案ヲ朗讀シテ質問ヲ了ルノ後凡ソ十分時間ニ於テスヘシ若シ此時限中發言ナキトキハ總テ原案ニ異見ナキモノト見做シ直チニ原案通りニ決スヘキ者トス

第九條

凡ソ議員發言セント欲スルトキハ必ス先ツ起立シテ「議長―何番」ト呼フヘシ而シテ議長已ノ番號ヲ呼返ヌヲ待テ後發言スルヲ得ヘシ之ニ先ツテ妄リニ發言スルヲ得ヘカラス

第十條

凡ソ二人以上同時ニ起立シ發言ヲ乞フトキハ議長先ツ第一ニ其聲ヲ認メタル議員ノ番號ヲ呼ビテ發言セシムヘシ  
若シ同時同聲ニテ發言ヲ乞フトキハ議長其議員席次ノ番號ニヨリ順序ヲ逐ツテ發言セシムヘシ

第十一條

總テ議事ハ一時一人ツ、發言スルヲ以テ法トス故ニ甲議員ノ論說ヲ了ルニ非レハ乙議員ノ發言スルヲ許サス

第十二條 動議規則

凡ソ議員原案ヲ可否スルハ其一條毎ニ甲先ツ第一動議ヲ起シ乙之ヲ辯駁第二動議ヲ起ス丙丁以下皆充分ニ發論スルヲ得ヘシ動議既ニ盡ルヲ見テ議長第一動議即チ甲ノ說ニ同意ノ者ヲ起立セシムヘシ

第十三條

第一動議ニ起立スル者半數以上ニ及フトキハ直チニ之ヲ可ト決ス若シ半數ニ及ハサレハ更ニ第二動議毎ニ再ヒ各員ノ意見ヲ問而テ起立セシメ最後ニ於テ原案ニ同意ノ者ヲ起立セシムヘシ

第十四條

原案動議何レモ同意者半數ニ不及ハ少數ノ起立ハ悉皆取消最多ノ起立ヲ以テ可ト決スヘキヤ否ヲ問ヒ起立者半數以上ニ及テ此ヲ可ト決ス半數ニ不及ハ廢案トシ更ニ議案ヲ創起スヘシ

但議件重大ナル事ハ議長ノ意見ヲ以テ起立ヲ止メ各員ノ見込書ヲ取り多數ニ依テ決スルコトアルヘシ

第十五條

凡ソ動議ハ一議件ニ一度發論スルヲ以テ法トス故ニ既ニ動議ヲ起シ其說否ト決スルトキハ又其議件ニツキ再ヒ動議發論者タルノ權ナシ  
但他ノ動議ヲ可否スルハ妨ナシ

第十六條 決議規則

決議ノ法ヲ分テ二種トス一ヲ多數決議ト云ヒ一ヲ命令決議ト云フ其法左ノ如シ

第一 多數決議ハ議員半數以上ノ起立ヲ以テ決ス

第二 命令決議ハ可相半ハシテ原案動議共ニ起立同數ナルトキ議長ノ特權ヲ以テ決ス

第十七條

左ノ場合ニ在ツテハ議員中ヨリ委員數名四名ヨリ多カラスヲ公撰シテ本議案ヲ改正セシメ或ハ新ニ法案ヲ作ラシメ以テ更ニ其議ヲ決スルコトアルヘシ

第一 議論多岐ニ分レ原案動議共ニ起立少數ヲ以テ廢棄トナリシトキ

第二 既決ノ事件唯大要ノミニシテ其ノ細目方法等未タ立サルトキ

第十八條

決議ノ場合ニ於テハ議長預令及ヒ勅令ヲ以テ起立ヲ命スヘシ其令左ノ如シ

第一 預令

(第何動議ニ同意者用意)  
原案

第二 勅令

(起立)

第十九條

第一預令ニテ該動議或ハ原案ニ同意ノ議員ハ各起立ノ用意ヲナシ第二勅令ニテ各員起立スヘシ但起立ノ場合ニ在ツテハ左右ヲ顧盼セスシテ直立スヘシ而シテ其舉動ハ總テ一齊活潑ナルヲ要ス且ツ記事生カ起立ノ數ヲ計認セン「幾名或ハ總員」ノ聲ヲ聞テ各員一齊ニ復椅スヘシ

第六章 議場規則、傍聽規則

第一條 議場規則

凡ソ議員議場ニ在テハ總テ同等同權ノ者ナレハ發會ノ節抽籤ヲ以テ席次ヲ定メ終會マテ其席ニ就クヘキモノトス

第二條

凡ソ議場ニ在ル者ハ容儀ヲ正シ極メテ整肅ナルヲ要ス故ニ欠伸坐睡耳語吹烟等總テ怠慢粗暴ノ舉動アルヘカラス

第三條

議員事故アリテ離席セント欲スルトキハ先ツ其旨ヲ幹事ニ通シ離席スヘシ且ツ猥リニ席次ヲ亂シ或ハ議場ヲ遮過スル等ノ事ヲ禁ス

第四條

議員事故アリテ欠席スル節ハ他ノ一員ニ委託シ其事由ヲ幹事ニ届出ヘシ且一員ニテ二員以上ノ委託ヲ受クヘカラ

ス

第五條

凡ソ議員ノ出席ハ開議時限ノ十分前トス而テ出席ノ節ハ各名刺ヲ幹事ニ通シ指圖ヲ受テ控席ニ就クヘシ

第六條

議事ハ毎日午前第九時ニ始メテ午後第四時ニ終ルヘシ而シテ議間休息ハ午前午後各一度及ヒ正午ノ飯時トス

第七條

總テ開議及ヒ飯時休憩トモ號音ヲ報シテ指令スルモノス

第一號音 擊柝三

第二號音 擊柝五

第八條

第一號音ニテ衆員登場ノ用意ヲナシ第二號音ニテ各自靜カニ登場或ハ退場スヘシ

第九條

登場ノ節議長席ニ就キ及ヒ退場ノ節議長起立セハ衆員起テ禮ヲナスヘシ且ツ退場ノ時議長未タ席ヲ離レサレハ議員退場スヘカラス

第十條

凡ソ登場ノ節ハ先ツ傍聽人ヲシテ其席ニ就カシメ次ニ記事生議員次ニ幹事記事員各其席ニ就キ而後ヲ議長之ニ臨

ムヘシ而テ退場ノ節ハ此順序ヲ逆施スヘシ

第十一條 傍聽規則

議事ハ衆庶ノ傍聽ヲ許スヘシ

但議場ノ都合ニヨリテ人員ヲ限ルコトアルヘシ

第十二條

左ノ場合ニ於テハ傍聽ヲ禁スヘシ

第一 議員半數以上同說ヲ以テ之ヲ禁セント請フトキ

第二 議長自ラ之ヲ禁セント欲スルトキ

第十三條

傍聽ヲ願フモノハ必ス其開場ノ前幹事ニ乞ヒ傍聽札ヲ受クヘシ

第十四條

傍聽人登場ノ節ハ名刺ヲ通シ幹事ノ指圖ヲ受ケ各傍聽札ノ番號ニ照ラシテ其席ニ就クヘシ

第十五條

傍聽人ハ必ス傍聽札ヲ所持スヘシ若シ之レナキモノハ登場ヲ許サス且之ヲ他人ニ貸與スルヲ得ス

第十六條

傍聽札ハ一日限りノモノトス故ニ連日傍聽セント欲スルモノハ日々之ヲ請求セサルヲ得ス

第十七條

傍聽人モ亦必ス議場規則ヲ守ルヘシ故ニ吹烟談笑或ハ他席ヲ犯ス等總テ不都合ノ舉動アルヘカラス

第七章 撰舉法、權務生消及ヒ補任

第一條 撰舉法

撰舉ハ總テ投票ヲ以テスルヲ通法トス而シテ其投票ハ明票ヲ以テ公正ノモノトス故ニ票中必ス撰舉人ノ姓名ヲ書シ且實印ヲ捺スヘシ

第二條

縣會及ヒ大小區會共議員ノ撰舉ハ複撰法ヲ用ユ故ニ先ツ區内撰舉ノ權利ヲ有セルモノヨリ撰舉人ヲ公撰シ而後其撰舉人ヲシテ議員ヲ公撰セシムヘシ

但小區會議員撰舉人ハ凡ソ十戸ニ壹名トス縣會大區會ハ此十人ヨリ更ニ一人ヲ複撰シテ撰舉人トス

第三條

左ニ掲ルモノハ撰舉ノ權アリテ被撰ノ權ナキモノトス

一、官省使府縣ニ奉職スル者

一、教導職

左ニ掲ルモノハ被撰ノ權アリテ撰舉ノ權ナキモノトス

一、戸主ニ非ル者

但不動産(土地家屋ヲ云)ヲ有スル別居ノ子弟ハ撰舉被撰ノ兩權アリ

左ノ件々ニ觸ル者ハ撰舉并被撰ノ權ナキモノトス

- 一、丁年未滿七十年以上ノ者及ヒ婦女
- 一、不動産(土地家屋ヲ云)ヲ所有セサル者
- 一、他縣ヨリ寄留二年未滿ノ者
- 一、破廉耻罪ノ刑ヲ受シ者
- 一、白痴狂癲及ヒ精神失常ノ者
- 一、生計ヲ人ニ依頼スル者
- 一、俳優角力貸坐敷引手茶屋及ヒ雜曲ヲ以テ營業トスル者
- 一、身代限リノ者

第四條

撰舉人ノ在職ハ滿二ケ年トシ期年ノ十二月ヲ以テ改撰スヘシ

第五條

議員ノ定數

縣會 凡三千六百戸ニ付壹人

右各大區ニ配付スル左ノ如シ

一大區	四人	二大區	四人	三大區	三人
四大區	五人	五大區	二人	六大區	五人
七大區	一人	八大區	四人	九大區	六人
十大區	十一人	十一大區	八人	十二大區	十二人
總員	六十五人				

大區會 凡五百戸ニ付壹人

小區會 凡五十戸ニ付壹人

但右ノ如ク定ムト雖トモ戸數最多ナルモ大區ハ五十名小區ハ四十名ヨリ多カラス其最少ナルモ大區ハ三十名小區ハ十五名ヨリ少カルヘカラス尤最少ノ區他區ニ合併スルモ妨ナシ

第六條

縣會及ヒ大區會議員ヲ撰舉スルニ當リ若シ大區廣袤ニ過キ直ニ之ヲ撰ヒ難キ事情アルトキハ戸數ニヨリテ其大區ヲ適宜ノ投票區々分割シ其區域限リ相應セル人員ヲ撰舉スヘシ

第七條

撰舉人ニシテ議員ヲ兼及ヒ議員ノ内壹人ニテ數議長數議員ヲ兼ルモ妨ケナシトス

第八條

議員ノ在職ハ滿二ケ年トシ毎年其半數ヲ改撰スヘシ

但第一回ノ改撰ハ其半數ハ在職一年ニテ解職ス而テ此解職ニ當ル者ハ其大區或ハ小區内初年ノ撰舉ニ於テ投名ノ少數ナル者トス然レトモ小區會ニ在テハ該年最後ノ常會ニ於テスヘシ尤明治十二年ヨリ施行スヘシ

第九條 凡議員ノ改撰ハ常會ヲ開ク後ニ於テスルモノトス故ニ縣會ハ縣廳區會ハ區長之ヲ管理シ開會前豫メ其時期ヲ達シ投票ノ手續ヲナサシメ而シテ終會ノ期ニ臨テ新舊交代セシムシ

第十條 投票了レハ小區會ハ副區長戸長大區縣會ハ正副區長立會ノ上衆員ノ面前ニ於テ之ヲ開封シ一票毎ニ之ヲ讀ミ揚ケ且三名以上ノ記者ヲシテ其投名ノ數ト姓名ヲ筆記セシメ而シテ投名ノ數ヲ調理シ其多數ニヨリテ以テ議員又ハ撰舉人ヲ撰定スヘシ

第十一條 開票ノ節若シ票中撰舉人ノ姓名或ハ捺印ナキモノアルトキハ之ヲ投名ノ正數ニ加ヘス直ニ之ヲ廢棄スヘキモノトス

第十二條 撰定ノ上ハ區長ヨリ本人ニ報知シ其姓名ヲ書シ凡三十日間之ヲ區内ノ揭示場ニ掲ケテ之ヲ公告シ且其投名ノ數ヲ記シ名簿ヲ縣廳ニ進達スヘシ

但撰舉人及ヒ議員ヘハ別ニ委任狀ヲ授ルヲ要セス其撰定ヲ照會セル區長ノ報告書ヲ以テ委任狀ト見做スヘシ

第十三條

議員ノ撰舉既ニ定マルトキハ縣會ハ縣廳區會ハ區長ヨリ其姓名人員ヲ區域内ヘ公告スヘシ

第十四條

議長幹事ノ改撰ハ定會ノ終リ(小區會ハ最  
後ノ定會)ニ於テ新議員ト俱ニ公撰スヘシ

第十五條 權務生消

議長幹事及議員ノ權務ハ舊員解職ノ日ヨリ得有シ而テ新員受任ノ日ニ於テ消散ス

第十六條 補任

議長以下議員ノ中死亡轉籍等ニヨリテ缺員トナルトキハ直ニ投票次數ノ者ヲ舉テ補任スヘシ故ニ缺員ノ都度之ヲ縣廳ニ届出ツヘシ

乙第三拾貳號

區長  
戶長

本年一月本縣乙第六號ヲ以相達候會議章程中左ノ各項加除候條爲心得此旨相達候事

明治十一年三月五日

靜岡縣令 大 迫 貞 清

會議章程第七章第三條第五條中

一、官省使府縣ニ奉職スル者(及ヒ官國幣社ノ神官)此條追加

第四章 藩議史と地方民會

一、教導職此條削除

一、身代限りノ者此條但書追加

但負債辨償ノ後ハ此限ニアラス

一、議員ノ定數此條改正

九大區六人ヲ四人トシ惣員六拾三人トス

○島根縣

島根縣下雲州松江に於ては本月五日よりかねて衆の熱望したる縣會議事を開かれたり、その議員は則ち縣の管轄、因幡、伯耆、隱岐、出雲、石見の五ヶ國より撰舉せしものにしてその數凡そ百四名なり。この議員を以て開業式も無難に相濟みたり。扱開會日數は十五日間を以て期となし、議問は十九題なりしも、各員の勉強と果斷とを以て既にその十一題までは六會に順次決議になりたり。抑もこの縣會の開くる前は百四名の議員が互に投票して正副議長を撰舉するの都合なりしに、丁組議員川越政明氏が、議長を撰舉するは、初め一ヶ國に一人の議長を撰み、開會前、試に議長の職務を取扱はしめ、順序試務の終るを待ち、右四名(因幡、隱岐は二國にして一部なり)の内を以て、各議員中より投票なさしめ、全く一名の議長を得るの發議を爲せしを以て、縣官山田一等屬が議長に代り、その適否を衆議員に問ひしに、之を可として起立するもの八十五名、遂に多數に依て川越の意見に決し、因の尾崎武久、伯の松本寛敬、雲の山根脩敬、石の三浦兼稔、其撰に當り、試務の末全く公選の議長に尾崎、副議長に山根と決定になりたり。尤も議事係として、縣廳より内田六等屬、並に中村、若槻、中村の三、八等屬が出張になり、權

令には午後、少書記官には午前臨席になり、なか／＼の盛會なり。(下略)(明治十年十月十日朝野新聞)

○讚岐

山田郡の如きは郡中の區戸長を始め各村の有志が寺院杯に一箇月に二回づゝ會合して郡内の利害得失につき協議したる所もあつた(明治史の光明面)

○高松

讚州高松よりの報に曰く(中略)町村會は追々盛んなり民權家の先生たちは大に勢力を得たる様子なれども未だ實功を見るに至らず(下略)(明治十年七月十日朝野新聞)

○尾之道

會議所は元の町奉行所なり、市中にて可否の評判なし(明治十一年二月十二日朝野新聞)

○濱田

夫レ縣官ハ何タル者ナル哉朝廷之ヲ設ケテ人民ヲ保護セシムルニ外ナラズ縣官ト區戸長トハ本源ト支流トノ如ク同シク保護ノ責ニ任シ須叟モ相離ル可ラス然レドモ縣官ハ管内中央ニ位シ部々細目ノ景況ヲ目撃スル能ハス夫レガ爲メ其令スル所審案熟議ニ出ルト雖モ或ハ理論ニ馳セテ實務ニ省キ或ハ過慮ニ涉リテ施爲ニ不便ナルモノ少シトセズ部々ニモ亦其由テ來ル所ヲ詳細セサルヨリ命令布達動モスレハ徹底致シ難シ一細目ノ如キモ數回ノ往復ヲ煩ハシ無用ノ時日ヲ費シ甚シキニ至リテハ規則ノ密ナルヲ煩雜トシ租稅ノ新法ヲ認メテ苛酷トス之ガ爲メ竟ニ無限ノ嫌疑ヲ生シ紛擾ヲ醸シ上下ノ分ヲ失フニ至ル此ノ如クンバ本源何レノ日カ開達シテ支流何レノ時カ暢通スルヲ得ンヤ因

茲今般人民ヲ會同シテ議事ヲ起シ上下ノ情ヲ開暢セント欲ス此會ヤ汎ク古今ヲ參酌シ時勢ヲ審量シ得失ヲ商議シ空理ヲ去リ實踐ニ基キ多年因襲ノ積弊ヲ艾除シ施爲ノ便否ヲ論定シ杆格支梧ノ患ナカラシム民事凡百ノ興來施爲ノ修整ヲ期ス各其胸臆ヲ披キ勉メテ評論熟議セズンバアルベカラズ依テ來六月一日ヲ期シ會同議事相設候條別紙章程ノ通り可相心此段相違シ置モノ也(明治七年濱田縣告諭)

近日濱田縣ヨリノ報告ニハ同縣石見國ハ山陰中狹隘邊僻ノ地ニシテ從テ人民固陋文明ノ政化貫徹セサリシニ舊冬人民會議ヲ興シ官員出席シテ座次ノ順序ヲ問ハス人民ト混居シ議事ノ餘話ニ文明ノ政體ヲ説諭セシニ萬民始メテ位政ノ辱ケナキヲ感シ且ツ官員鄭重誇大ノ風ナキニ服シ是レヨリ俄然方向ヲアラタメ靡然トシテ開化ニ向ヒ濱田市中近在迄散髮シ急ニ道路橋梁ヲ修繕シ利用原生ノ道ニ進入セリ之レニ依テ從前ノ里正年寄等舊習ニ因循シ治功舉ラサル者ヲ悉ク廢シ更ニ其任ニ當ル者ヲ貫屬又ハ平民ヨリ擇ヒシニ各々奮勵廳旨ヲ奉スルユエ未タ數月ヲ經サルニ斯ク屢々トシテ開化ニ風靡スト又同縣ニテハ囚獄ニ一良法ヲ設ケ徒流人ニ日曜日ヲ以テ休暇ヲ與ヘ午前七時ヨリ十一時マテ常ノ如ク使役シ其賃錢ヲ以テ學資ニ充ツ十二時ヨリ五時マテ讀書習字算法ヲ學バシメ尙譯書新聞紙ヲ講説シテ聽聞スルコトヲ創メタリト云フ何方モケ様ニハ有リ度キモノナリ(明治六年琵琶湖新聞第五號)右と同様の記事は『大阪新聞』にも出て居り縣廳の官員様方面から出た通信らしいから、多少手前味噌の嫌ひはあるが、濱田地方の改革氣分は豫想される。

管下官員を始め有志の輩會合して國內の公益を興さん事を衆議す。時に一人の農夫來て左の告文を壁間に貼す。夫レ世界ハ一箇ノ貿易場ニシテ、事物ハ皆交易ナリ。譬ヘバ政府ノ法度ヲ立テ人民ヲ保護シ、人民租稅ヲ納メテ

政府ノ用ニ供スル如キモ亦是一ツノ交易ナリ。況ンヤ方今ノ隆世ニ當リ交易ノ道明カナルヲ得テ、今月議筵ニ官員ノ賁臨ヲ辱フシ貴賤ヲ問ハズ貧富ヲ論ゼズ、席ヲ列ネ膝ヲ交ヘテ、凡ソ國家ノ公益ニ係ル者ハ、互ニ講究シテ遺ス無シ。實ニ縣下一般ノ幸福ナリ。願クバ諸君此旨ヲ感ジテ、各所蘊ヲ盡サンコトヲ、靜間村ノ農夫掛野靜雄述ブ。

或人思へらく、農民の利を謀る其弊これを一身に専らにせんとするにあり、此論の如きは所謂公同の理を知れる者といふべし。(明治六年二月發行郵便報知新聞第四十號)

濱田縣下は縣官の盡力にて追々開明に赴きしが中に尤も目にたつものは一昨年より設けたる民會なり、議員は四分は區戸長、六分は人民中より公選せり。又員外議員とて縣官のうちより二十名許り日々交り番に出て共に議論するあり、總て百名ばかりなりしが、其のち追々増員して殆んど二百名に餘れり。議長は令參事にて交り／＼に出席あり、議員中には確乎と審議討論する者ありて、大に自由を條暢したり……(明治七年一月八日東京日々新聞)

### ○山梨縣

山梨縣に於て此度縣下へ會議所を設立せらるゝ、布達書の寫を得たり左の如し

管地ヲ區分シ區戸長ヲ設ケ伍長ヲ編ム事

第一 市中端々山間僻地ニ至ル迄御主意普ク貫通シ下情遺漏ナク上達シ無告ノ究民ハ勿論不幸ニシテ産業ヲ失フ者ノ類明カニ相分リ救助等速ニ行ハレンカ爲ナリ

第二 無類ノ惡徒盜賊等ノ取締ニ便ナラシメ不慮ノ災害ヲ蒙ラシメス各安穩ニ生ヲ營マシメンカ爲ナリ

第三 比隣相親之隣村互ニ相助ケ永ク管下安靜繁榮ナルヲ欲シテナリ

右ノ主意ナレハ向後令參事區戶長時々親シク相會合シ管内繁盛ノ方法其他萬端相協議シテ人民ノ福利ヲ増加セシムルヲ計ルヘシ因テ此度會議所ヲ設ル主意左ノ如シ

一、一區毎ニ凡中央ノ地ニテ會議所ヲ設ケ區長以下事ヲ議スル所トス

但シ別段創設スルニ不及成ヘクハ區内ノ寺院等ヲ以テ之ニ充ツヘシ

一、區内ノ事務ヲ取扱フニモ此所ヲ用ユ

一、令參事以下時トシテ出張區長戶長ト萬事ヲ議シ又上ノ意ヲ演述シ下情ヲ問フモ此會議所ニ於テス

一、區中諸村ノ戶長集合シテ事ヲ議スル之ヲ用ユ

右ノ旨意篤ク遵奉致シ示談ノ上早々取極可申尤別段修繕ヲ加フル等ノ義無之様精々實系ヲ旨トシテ費用ヲ省キ候様

注意可致事(明治六年十二月三日東京日々新聞第五百四十八號)

曩ニ地方官會議ノ制ヲ定メラル、ヤ其要上下協同民情暢達ノ路ヲ開キ衆庶各其業ニ安シ國事ヲ負擔スヘキノ義務アルヲ知ラシムルニアリ紫朗謹テ此ノ

聖旨ヲ奉シ今將サニ山梨縣會ヲ開カントス抑縣會ノ制タル地方官會議ニ於テハ姑ク區民ヲ以テ議員ト爲スニ決ス然レドモ事或ハ區長ノミニ議スベカラザルモノアリ又各地自ラ其情勢ヲ異ニスルヲ以テ之ニ適應スルノ度ナカル可ラス故ニ今縣下ノ實際ニ就テ之ヲ參酌シ公選議員ヲ併セ共ニ管下一般ノ公議ヲ盡サシメ利ヲ興シ害ヲ除キ以テ縣下人民ノ幸福ヲ圖ラント欲ス乃チ縣會條例及規則ヲ制定ス各員夫レ旃レヲ勉メヨ

明治九年十一月

山梨縣令 藤村紫朗

山梨縣會條例

第一條

縣會ハ各區區長及ヒ公選議員トヲ併セ事ヲ議スルノ會ニシテ縣廳所在ノ地ニ一ノ會場ヲ設ケ毎歲一回之ヲ開クヲ以テ常例トス臨時ノ會議ハ縣廳ノ命ニヨリテ之ヲ開キ或ハ議員十分ノ六以上ノ申請ニ依リ縣廳ノ許可ヲ得テ開クモノトス

第二條

議事ノ條件ニヨリ公選議員ノミヲ以テ事ヲ議セシムルコトアルヘシ

第三條

縣官ハ議席ニ就キ意見ヲ陳述スルヲ得然レトモ決議ノ數中ニ算入スルヲ得ス

第四條

議長ハ令參事ノ内之ニ任ス

第五條

議會ハ議事ノ權アリテ之ヲ施行スルノ權ナキモノトス

第六條

縣會ハ專ラ縣内ノ公益宏寧ニ關ハル事ヲ議スルモノニシテ泛ク政府ノ大政ヲ論スルコトヲ得ス

第七條

凡議事ノ要領トスルモノ左ノ如シ

- 一、縣費ノ事
- 一、災害豫備ノ事
- 一、區戸長定員及給料等ノ事
- 一、縣費ヲ以テ支給スル俸給ノ事
- 一、取締及ヒ風俗安寧ニ關スル事
- 一、公立學校病院及窮民濟救等ノ事
- 一、道路堤防橋梁用惡水路等ノ事
- 一、土地ヲ開キ物産ヲ興ス事
- 一、縣稅ヲ課スル事
- 一、水陸運輸ノ便ヲ開ク事

但臨時縣廳ヨリ議題ヲ出スハ此限ニ非ス

第八條

縣廳ヨリ下問ノ條件アレバ其議案ヲ付シ或ハ主任者ヲシテ其旨ヲ詳述セシムベシ

第九條

一切ノ議案ハ議長ヨリ之ヲ衆議ニ付スルヲ定期トス

第十條

議事ノ可否ヲ決スルハ同論ノ多キ方ニ依據スヘシ若シ可否相半スルトキハ議長之ヲ判決スヘシ

第十一條

時宜ニヨリ縣廳ノ命ヲ以テ會議ヲ解散シ或ハ期日ヲ伸縮スル事アルヘシ此場合ニ於テハ議員之ヲ拒ムヲ得ス

第十二條

決議ノ條件ハ之ヲ縣廳ニ開申スヘシ其施行スルト否トハ長官之ヲ裁決スヘシ

第十三條

決議施行スルニ至レハ縣廳ヨリ普ク管内ニ布達スヘシ若シ施行スヘカヲサルモノト裁決スルカ或ハ施行ノ遲延スヘキ事故アルモノハ終會後二十日以内ニ其旨ヲ告示スヘシ

第十四條

決議施行ノ條件ハ一週年間再議スルヲ得ス

第十五條

議員ヨリ會議ニ付スヘキ建議ハ開會日限内ニ於テ之ヲ議スヘシ非常緊要ノ條件ニアラサルヨリハ議員ノ建議ヲ議スルカ爲メニ期日ヲ延ルヲ得ス

第十六條

議場ノ規則禮法ヲ制定施行シ及ヒ之ヲ變換スルハ縣廳ノ命ニ依ルヘント云トモ議員ニ於テ實際ノ便否ニ付異見アレバ之ヲ具申スルヲ得ヘシ  
山梨縣會規則

○第一章 役員及ヒ其職務

第一條

幹事長

第一節

議長ノ命ヲ受テ其職務ヲ代理シ及ヒ小會議ノ時其會主タルノ權ヲ有ス

第二節

小會議ノ會主タル時議席ニ就キ自己ノ說ヲ演ヘント欲スル時ハ幹事中ノ一員ヲ舉テ代理ヲ命スルノ權アリ

第三節

議長ノ代理タル時ハ其權限議長ニ同シ又小會議ノ會主タル時議席ニ就キ發論スルノ際ハ其權限尋常議員ニ異ナルコトナシ

第二條

幹事

第一節

議長ノ命ヲ以テ議事ニ關スル一切ノ事務ヲ調理ス

第二節

幹事長ノ代理トナリ小會議ノ會主タルヲ得

第三節

議員ノ組合毎ニ幹事一員ヲ置ク

第四節

組合幹事ハ議案及建議ノ趣旨ヲ審ニシ議員ノ質問ニ答ヘ且組内一切ノ事ヲ擔當調理シ組内ノ協同一和ヲ要スヘシ

第五節

幹事ハ時宜ニヨリ惣議ハ議員中又ハ組合中互選法ヲ以テ定ムルコトアルヘシ

第六節

議員ヨリ選任スル幹事議席ニアルノ間ハ其權限尋常議員ニ異ナルコトナシ

第三條

書記

第一節

議場ノ記録印刷及ヒ庶務一切ノ事ヲ管理ス

第二節

管掌ノ事務ハ總テ決テ議長ニ執リ而後施行スルモノトス

第三節

議員ノ陳述スル議論ヲ筆記ス若シ議員中共文案ヲ出スモノハ議シ了ルノ後校正スルモ妨ケナシ

第四條

筆生

書記ニ附屬シ筆記ノ事ニ任ス

第五條

用度掛

議事ニ關スル一切ノ用度ヲ管理ス

第六條

前各條ノ役員ハ縣官中ヨリ兼務セシムヘシ

○第二章 議長ノ權務

第七條

議長ハ本官ノ專務アリト雖モ議長タルノ際ハ議事一切ノ事ヲ掌リ議員ヲ總轄シ下問建議ニ就テ衆議ヲ起シ議論ノ旨趣ヲ熟考シ同數兩立ノ衆議ヲ判決スルヲ以本分トス

第八條

議長ハ議事ノ可否ヲ決スルノ權アリテ事ヲ議スルノ權ナキモノトス若シ自己ノ論ヲ陳ヘント欲スルトキハ幹事長ニ代理ヲ命シ退テ議席ニ就キ發論スルヲ得此場合ニ於テハ其權限尋常議員ニ異ナルコトナシ

第九條

議長ハ議事ノ條件ニ依リ公選議員而已ヲ用ユルコトヲ決シ會議ノ時限ヲ伸縮シ議事ノ傍聽ヲ禁シ幹事長ニ代理ヲ命シ又時宜ニヨリ委員ヲ特選スルノ權ヲ有ス

第十條

議長ハ議場ノ規則ヲ犯ス者ヲ警メ又ハ議論ノ本旨ヲ失シ及ヒ權限ヲ超ル者ヲ制止シ若シ從ハサレハ之ヲ退場セシメ或ハ警部ニ付シ處置セシムルノ權アリ

第十一條

議員ノ建議多數ナレハ議長其旨趣ノ緩急ヲ度カリ先ツ其急ナルモノヲ取テ衆議ニ付スヘシ若シ建議ノ旨趣時世ニ適セサルカ又ハ權限ヲ超ルト認ムルトキハ之ヲ衆議ニ付セスシテ沒收スルノ權アリ

○第三章 公選議員ノ事

第十二條

公選議員ハ每區各一人ヲ選舉スルモノトス

第十三條

公選議員ハ在職二年ヲ限リトス交代ハ隔歳一月卅一日ヲ限リ選舉法ニ依リ更ニ公選スヘシ

○第四章 議員ノ制限

第十四條

議員ハ縣下人民ノ代議人トナリ一般ノ公益安寧ヲ議ルノ主意ナレハ一區一村ノ事ヲ主張ス可カラス區長ハ本職ノ專務アリト雖モ議場ニアルノ際ハ一般人民ニ代リ事ヲ議スルヲ以テ本分トス

第十五條

議論ハ忌憚ナク心腹ヲ排キ公平忠正ノ議ヲ盡ス可シト雖モ太政官及ヒ諸省ノ公布制度條例ニ背反スルノ論ヲ主張シ且ツ誹謗罵詈ニ涉ルヲ禁ス

第十六條

前條ノ制限ヲ超ル者アリト雖モ議員互ニ制止スルノ權ナシ唯議長ニ告知スルヲ得ヘシ

第十七條

議員ハ左ノ意見ヲ申述スルヲ得ヘシ

- 一、臨時會ヲ開ク事
- 一、臨時會ニ於テ其開會外ノ事ヲ議スル事
- 一、議事ノ傍聽ヲ禁スル事
- 一、議長同論ノ多少ヲ決スルトキ之ガ點檢ヲ請フ事

第十八條

議員已ムヲ得ザル事故アリテ來集シ能ハサルトキ區長ハ區内戸長公選議員ハ落票次順ノ者ヲ以テ代理セシムヘシ此場合ニ於テハ其事故及ヒ代理人ノ姓名ヲ詳記シ本人ヨリ議長ニ届出ツ可シ

第十九條

會議ノ日議員已ムヲ得サル事故アリテ闕席スルトキハ他ノ一員ニ其議セント欲スル事件ヲ委託シ置クヘシ一員ニシテ二員ノ委托ヲ受クヘカラス

第二十條

議員會議ニ闕席スレハ其日ノ議事ニ付他日異論スルヲ得ス

第二十一條

議員ハ事ヲ議スルノ權アリテ事ヲ行フノ權ナキモノトス故ニ其議スル所ノコトヲシテ必ス實地ニ施サント要スルヲ得ス

第二十二條

諸事ノ調査ニ便ナルカ爲メ議長ノ見込ヲ以テ豫メ議員ヲ數組ニ分ツヘシ

○第五章 常會臨時會開閉及傍聽

第二十三條

常會ハ日數十五日以内タルヘシ會期ハ其年ノ便宜ニヨリ凡開會十日前提ニ各地ニ達スルノ時日ヲ計リ縣廳ヨリ之ヲ

報告スヘシ

第廿四條

臨時會ハ日數十日以内タルヘシ之ヲ開クニ於テハ其議スヘキ事件ノ大意ヲ記シ會期凡十日前ニ各地ニ達スルノ時  
日ヲ計リ縣廳ヨリ之ヲ報告スヘシ

第廿五條

時宜ニヨリ常會ト雖モ豫メ議問ノ條件ヲ報告スルコトアルヘシ

第廿六條

臨時會ニ於テハ其議セント要スル事件ノ外ハ總議員十分ノ六以上ノ同論ニ非サレハ議スルコトヲ得ス

第廿七條

左ノ場合ニ於テハ延會スヘシ

一、總議員十分ノ五闕席セシ時

一、議長出席セサル時

第廿八條

議事ハ衆庶ノ傍聽ヲ許スヘシ然レトモ議場ノ都合ニ依リ人員ヲ限ルコトアルヘシ

第廿九條

左ノ場合ニ於テハ傍聽ヲ禁ス

- 一、總議員四分ノ一以上同說ヲ以テ之ヲ禁セント請フ時
- 一、議長自ラ之ヲ禁セント欲スル時

○第六章 議事ノ法則

第三十條

議事ヲ二別シテ大會議小會議トス大會議ハ議員平常會議ノ席ニ於テ數個ノ事件ヲ逐次議スルモノニシテ小會議ハ  
大會議ニ於テ決シタル其方法及議案ノ章句等ヲ互ニ討論シ或ハ決議文案等ヲ修正スル爲メ別ニ會議ヲ開クモノト  
ス

第卅一條

小會議ヲ開クトキ或ハ參集ノ議員悉ク列席スルコトアリ之ヲ總小會議ト云フ或ハ議員中ヨリ委員若干人ヲ公選シ  
之ヲシテ別ニ會議セシムルコトアリ之ヲ選任小會議ト云フ總小會議選任小會議ハ事ノ輕重ニヨリ大會議ニ於テ臨  
時之ヲ決スヘシ

第卅二條

凡議事ヲ起スニハ先ツ議員ニ議案ヲ分附シ議長起テ其大旨ヲ説明シ更ニ書記ヲシテ之ヲ朗讀セシム此時各員起テ  
之ヲ聞キ若シ了解シ難キコトアラハ議長ニ請ヒ主任者ニ就キ質問シ退テ猶熟考スヘシ之ヲ第一次會トス議案ノ旨  
趣事重大ニ涉ルカ或ハ計算ニ關スル事ノ如キハ豫メ幹事ヨリ各議員ニ分付スヘシ

第卅三條

第一次會ニ於テ受取りタル議案ヲ熟讀精考シ其所見書ヲ作り本日之ヲ衆中ニ讀上ケ或ハ之ヲ演述シ第七章ノ規則ニ依リ審議討論スヘシ之ヲ第二次會トス  
所見ノ書取ヲ爲サス唯口述スルモ妨ケナシ

第卅四條

衆議員第二次會ニ於テ討論スル所ノ旨趣ヲ再考シ豫テ受取タル議案ノ表面ニ「何々ヲ可トシ又ハ否」トスルノ要旨ヲ摘記シ之ヲ議長ニ出スヘシ議長其數ノ多少ヲ檢シ可否ノ二端ヲ判シ書記ヲシテ其決議ノ文案ヲ草センメ之ヲ各議員ニ示シ其修正スヘキハ之ヲ小會議ニ附シテ修正セシメ答議トスヘシ之ヲ第三次會トス  
答議原稿ニ各議員調印シテ回讀セシコトヲ表スヘシ

第卅五條

議案其方法ヲ議スヘクシテ可否ヲ以テ答フベカラサルモノハ第一次會ニ於テ議長其趣旨ヲ説明シ各員退テ其方法ヲ熟考シ所見ノ文案ヲ作り封書ヲ以テ幹事ニ出シ幹事之ヲ集メテ議長ニ出スヘシ議長特ニ委員ニ命シ其共同論多キモノヲ選集シテ議案ト爲シ之ヲ小會議ニ附シ第二次會ニ至リ其歸着スル所ヲ究メ修正シテ答議トスヘシ  
時宜ニ依リ第一次會ニ於テ議長其旨趣ヲ説明シ直ニ委員ニ命シ其方法ヲ草案セシムルコトアルヘシ

第卅六條

議案ノ方法已ニ具ルモノハ第一次會ニ於テ議長其大要ヲ説明シ書記ヲシテ之ヲ朗讀セシム尋テ議長若シクハ主任者其旨趣ヲ擴充シ第二次會ニ於テ條ヲ逐ヒ審議討論スヘシ

第三十七條

第二次會ニ於テ議長起テ前會説明スル所ノ議案ヲ指シ逐條審議セシコトル演述シ書記ニ命シ更ニ議案ヲ朗讀セシム讀ミ了テ書記着座スル時異議スルモノ或ハ原案ニ左袒スルモノハ直ニ起立シテ其所見ヲ發言スヘシ

第卅八條

凡原案其方法已ニ具ルモノヲ議スル時其原案ヲ異議シ其條件ヲ全ク刪除セント欲スル者ハ其刪除スヘキ所以ヲ演述シ或ハ其幾分ヲ改正セント欲スル者ハ其改正スヘキ事由ヲ陳ヘ尋テ其異議スル所ノ幾字ヲ除キ更ニ何々ノ幾字ヲ加入セント明言スヘシ之ヲ動議ト云此異議ヲ發スルモノヲ動議者ト云此時衆議員ハ動議者ノ論ニ就キ其可否ヲ論スヘシ動議者ノ異議ニ付本件ノ可否決定セサル間ハ他ノ條件ヲ議スヘカラス

第卅九條

至急ノ議事ハ假令點燈夜半ニ至ルモ之ヲ決シ第二次會ヲ待タサル事アルヘシ

第七章 發言ノ法

第四十條

議員自己ノ論ヲ發セント欲スルトキハ先ツ起立シテ其席ノ番號ヲ呼フヘシ議長其聲ヲ認ムレハ之ヲ回呼ス是ニ於テ議員始テ發論スルヲ得ヘシ是ヲ發言ノ權利ト云フ

第四十一條

若シ二人以上同時ニ起立シテ番號ヲ呼フトキハ議長先ツ其聲ヲ認ムル議員ニ發言ノ權利ヲ與フヘシ此場合ニ於テ

ハ同時起立セシモノハ其演述終ルヲ俟テ發言スヘシ但シ一員ノ發論中ハ他ノ議員默聽シ其議論ヲシテ滿場ニ洞達セシムヘシ

第四十二條

議員一度發論シタル事ニ付再度發論スルヲ得ス然レトモ最初ノ論旨盡サザルヲ以テ之ヲ貫徹セシメンカ爲メ更ニ其說ヲ擴充辯明スルハ妨ケナシ唯小會議ニ於テハ再三討論スルヲ得

第四十三條

凡發論討論ヲ爲スニハ直チニ議員ノ姓名ヲ稱セス必ス其番號ヲ呼フヘシ乃チ第何番ノ論或ハ第何番ノ議員ト云フカ如シ

第四十四條

甲議員乙議員ニ對シ詰問或ハ質問スル事アレハ必ス議長ニ向テ演述スヘシ乙ヨリ之ニ答フルモ亦議長ニ向ヒ演述スヘシ而シテ乙答フレハ甲復同議ヲ執テ推論スルヲ得ス然レトモ若シ乙其意ヲ誤解シタルトキハ甲ヨリ議長ニ向ヒ其誤解シタル所以ヲ辯明スルヲ得ヘシ

○第八章 決議ノ法

第四十五條

凡議論可否二端ニ分ル、モノハ其或ハ可或ハ否トスルモノ全員十分ノ六以上ヲ以テ決議トス其ノ議論數派ニ分ル、モノハ中ニ就キ同論多キモノヲ取テ決議トスヘシ若シ可相半スルコトアレハ條例第八條ニヨリ議長之ヲ判決

スヘシ

第四十六條

同論ノ多少ハ議長之ヲ概算シ或ハ之ヲ點檢シテ決スヘシ

第四十七條

議長同論ノ多少ヲ決スルトキ衆員中若シ之ニ服セサルトキハ再ヒ點檢センコトヲ請フヲ得ヘシ此時議長ハ點檢セサルヲ得ス

第四十八條

同論ノ多少ヲ點檢スルニハ議長起テ衆員ニ向ヒ「或ハ可或ハ否」トスルモノ起立シテ之ヲ表センコトヲ要スヘシ之ニ應シテ起立スル者ハ書記起テ其頭數ヲ點檢シ大聲ニ之ヲ議長ニ報スヘシ書記議長ニ報スル迄ハ起立スヘシ

第四十九條

第二次會ニ於テ書記議案ノ每條ヲ朗讀シ終テ着座半分時ヲ經テ猶ホ異論者出テサレハ衆員皆認可スルモノト見做シ是ヲ決議トス

○第九章 議員ノ建白

第五十條

議員一事ヲ建議セント欲スルトキハ少クモ前五日ニ於テ其大旨ヲ衆員中ニ揚言シ爾後何日ヲ以テ其議ヲ發論センコトヲ陳ヘ即日其議案ヲ議長ニ出スヘシ

第五十一條

議長ハ期日ニ至リ議場ニ於テ其議員ノ姓名ヲ述ヘ書記ヲシテ其議案ヲ朗讀セシム此時建議者猶趣旨ヲ貫徹セシメント欲スル時ハ議長ニ請ヒ之ヲ辯明シ且本議ニ就テ問フモノアレハ之ニ答フヘシ

第五十二條

議長ハ前條建議ノ趣旨衆議ニ附スヘキヤ否ヲ議員ニ問ヒ其之ヲ衆議ニ附スルヲ可トスルモノ多數ナルトキハ其議案ヲ衆員ニ分賦シ第二次會ヲ期シ一定ノ規則ニ從ヒ之ヲ議スヘシ若シ否トスル者多數ナルトキハ之ヲ却ケ同年ノ會議ニ於テ議スルヲ得ス

第五十三條

建議ノ條件其大意採ルヘシト雖モ衆論其悉サ、ル所ヲ修スルニ決セハ議長更ニ其修正ノ如何ヲ議員ニ問ヒ各其所思ヲ盡サシメ書記又ハ委員ヲ選テ之ヲ命シ第二次會ヲ期シテ之ヲ議シ猶修正スヘキハ小會議ニ附スヘシ

第五十四條

議員ノ建議ヲ衆議ニ付スルト否サルトハ議長ノ權内タルヲ以テ建議者必ス衆議ニ付セント要スルヲ得ス

○第十章 議場ノ定規及ヒ禮式

第五十五條

會議ノ日ハ午前第九時ニ出場シ午後第四時ニ退場スヘシ時宜ニヨリ之ヲ伸縮スルハ議長ノ指圖タルヘシ

第五十六條

議場着席ノ順序ハ豫メ圖取ヲ以テ云ヲ定メ每席其番號ヲ記シ置キ每會必ス其席ニ就クヘシ

第五十七條

議事ノ閉止ハ號鐘ヲ鳴ラシテ之ヲ報スヘシ衆議員之ヲ聞カハ直ニ議場ニ進ミ或ハ退クヘシ

第五十八條

議長着席セハ各員起テ禮ヲナスヘシ

第五十九條

議員議場ニ入レハ帽ヲ脱スルヲ禮トス

第六十條

議事中ハ動止肅整ナルヲ要ス故ニ欠伸吐唾私語等ヲナシ或ハ議席ヲ遮過スヘカラス

第六十一條

議事中已ムヲ得サル事故アリテ席ヲ離レント欲スルトキハ書記ニ告ケ然シテ後チ退席スヘシ

○飛驒

拊斐領にて議事者三人を擧げて諸事を議せしむ。其三人中の一人は井口令三の父仁坂村庄屋市右衛門なり（明治元年三月？）（飛驒史料授用）（井口令三談話）

○新潟縣

區會心得

第一條

一、區會趣意之事

斯會ハ三役人ヲ集會セシムル者ニシテ各區各組互ニ善ヲ競ヒ弊ヲ除キ各自ノ奉職聊異同意弛ノ弊ナク力メテ協和親睦スルヲ旨トス

第二條

一、議事制限之事

斯會分テ二トナス一ヲ大區會一、大區中ノ戸長計トナシ一ヲ小區會一、小區中ノ戸長用トナシテ各其職務各條款中ノ事ニ限リ實際適切ニ之ヲ協議セシム故ニ其章程例規ノ疑義タル者其命令布告ノ解シ難キ者及其實踐施爲ノ不便ナル者ノ類之ヲ發論協議スル固ヨリ妨ケナシト雖或ハ一村一區ノ故ヲ以テ縣治ヲ不便トナシ或ハ一身一家ノ故ヲ以テ命令ヲ沮格スル等ノ論ノ如キ斯會ノ深ク禁スル所

第三條

一、發論主意之事

凡斯會ニ於テ發論協議セント欲スル者ハ各其意見ヲ議案ニ作りノ事也見旨意書之ヲ其會席ニ齎持ス會主其順次ニ從テ番號ヲ付シ逐次ニ之ヲ展讀シ衆人ノ可否ヲ問展讀中一坐默聽シ且其可否ヲ發言スルモ必一人若シ其事討論ニ涉リ衆見各異同アリテ論遂ニ決シ難キトキハ其論ヲ止メテ之ヲ申牒伺問ニ付シ無禮ヲ呵シ討論ヲ禁スル更ニ他件ヲ讀ミ起スヘシ

第四條

一、會日程度之事

斯會ハ毎月一回一日ヲ以テ程度トナス其日時ハ都テ各地ノ適宜ヲ以テ之ヲ定ム但大區會ニ在テハ其受持非番計算掛ノ出席議員ニ列スルヲ以テ其時々會主戸長ヨリ其日時ヲ報スヘシ

第五條

一、會議輪番之事

大區會ハ一大區ヲ以テ組合トナシ其小區戸長輪番會主トナリ會席ヲ受クルヲ例トナス會主ハ當日ノ會事ヲ主宰シ議長ノ權ヲ有スル者トス故ニ其會席ノ事他戸長都テ其裁制ニ就カサルヲ得ス小區會ニ在テハ戸長ヲシテ會主トナシ議長ノ權ヲ有セシム

但會席ハ都テ他家ヲ借ルヲ禁ス若シ戸長自宅ニ妨ケアレハ近傍ノ寺院ヲ以テ會席ヲ受クヘシ其小區會ハ用掛ノ宅ヲ用フルモ適宜タルヘシ

○大區會ニ戸長若シ事故アリテ缺席スル者ハ用掛ノ内ヲ撰ヒ委任狀ヲ付シ代理出頭セシムヘシ若シ小區會ニ用掛缺席スル者ハ其理由ヲ戸長ニ申報セシメ戸長之カ爲ニ當日議スル所ノ事件ヲ書シテ之ヲ報知スヘシ

第六條

一、會費定限之事

當日集會スル者ハ例規ヲ照シ晝食料ヲ支給ス若シ二里以上遠隔ナル者ハ一宿ノ日當ヲ給ス其他會主ニ五十錢ヲ給シテ茶料ニ充ル而已茶料ハ會主戸長ノ豫備金ヨリ出スヘシ

第七條

一、議事申牒之事

凡當日議スル所ノ條件大小トナク必ス其要旨ヲ具狀シ列席ノ各員連署調印集會後三日以内ニ會主之ヲ編集郵便ニ付シテ上申スヘシ若シ其具狀スル所ノ條件既ニ議決ニ渉ル者ト雖モ章程上專斷ヲ許サ、ルノ件ニ係ル者ハ都テ其伺問許可ヲ終ルニ非サレハ必ス之ヲ舉行スルヲ得ス

右明治六年九月定ムル所ニ依リ更正ヲ加フル者也

明治八年三月

新潟縣令 楠 本 正 隆

新潟區會議事規則

第一條

凡ソ會議ハ午後第四時ニ始リ第九時ニ畢ル時宜ニ依リ之ヲ伸縮スルハ議長ノ指揮ニ仍ル

第二條

議員着席ノ順次ハ豫メ抽籤ヲ以テ之ヲ定メ每會其席ニ着クモノトス

第三條

議員ハ開會時限十五分前ニ登場シ議員出頭簿ニ捺印スヘシ

但疾病事故アリテ登場シ能ハサルモノハ其旨開會時限ニ先チ書記ニ報告スヘシ

第四條

議長撰擧ノトキハ先ツ議員中年長ノモノヲ以テ假議長トナス

第五條

議長及副議長ヲ撰定スルニハ投票ノ過半數ニ依ル若シ過半數ノ投票ヲ得ルモノナキトキハ票數ノ最モ多キモノ二人ヲ被撰人トシテ再投票ヲナサシメ多數ノ票ヲ得ルモノヲ當撰人トス

但シ投票相同シキトキハ年長ヲ取り同年ノトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第六條

幹事及委員ノ撰擧ハ投票ノ多數ニ依リテ之ヲ定ム

第七條

議員ヲ數組ニ分子毎組幹事一人ヲ撰擧シ組中諸傳達等ノ事ヲ掌ラシムルハ議長ノ意見ニ依ル

第八條

小會議ヲ開ク場合ニ於テハ副議長ヲ以テ議長ニ充ツ

第九條

議案ノ可否ハ通常三次會ヲ經テ決スルモノトス其順序左ノ如シ

第一次會 總 體 論

第一 議長ハ先ツ議案ヲ各議員ニ分付シ又其議案ノ主旨要領ヲ悉サンカ爲メ説明書アラハ同時ニ之ヲ分付シ且其

議案ヲ紹介シ書記ヲシテ之ヲ朗讀セシム

但議案ヲ分付スルハ遅クモ開會二日前ニ於テスヘシ

第二 議案ノ旨趣ニ付質問スヘキコトアラハ議員ハ議長ノ許可ヲ得テ其辯明ヲ求ムルヲ得而シテ區長若クハ其代理人ハ議長ニ向テ之ヲ辯明スルモノトス

第三 質問已ニ畢レハ議長ハ議員ヲシテ議案ノ總體ニ就キ其可否ヲ決セシム

第四 總體論ノ終リニ於テ議案ノ主旨ヲ可決スルトキハ議長ハ第二次會ヲ開テ逐條ヲ議セシムヘシ

若シ總體論ノ終リニ於テ議案ノ主旨ヲ可トスルモ其方法ヲ改メザル可カラスト議決スルトキハ委員五名ヲ公撰シテ本會ノ意見議案ヲ作ラシメ更ニ通常ノ手續ヲ以テ第一次會ヲ開クヘシ

若シ又總體論ノ終リニ於テ議案ヲ可トセサルトキハ委員五名ヲ公撰シテ議案ヲ調査セシメ第二次會ヲ開クノ前ニ於テ通常ノ手續ヲ以テ更ニ可否ヲ決セシムヘシ

第二次會 逐 條 議

第五 議長ハ前會ニ於テ可決シタル議案ヲ逐條討議セシムルガ爲メ書記ヲシテ更ニ每條之ヲ朗讀セシメ議員討論審議ノ末其條ノ可否ヲ決シテ後次條ニ及ハシムヘシ但シ議案ノ性質ニ由リテハ或ハ數條ヲ聯絡シ或ハ一條ヲ數節トシ又ハ條正ノ諸説ヲ分別シテ之ヲ議決セシムルヲ得

第六 逐條議ノ終リニ於テ議長ハ書記ヲシテ條正諸説ノ可決ジタルモノヲ輯録セシメ之ヲ本會ノ條正按トナシ第三次會ノ議案トス若シ此條正諸説ヲ輯録スルニ付章句ノ稿定ヲ要スルコトアラバ議員中五名ノ條正委員ヲ公撰シテ之ヲ條正セシメ然ル後小會議ニ付シテ之ヲ議決セシムヘシ

第三次會 確 定 議

第七 議長ハ書記ヲシテ議案即チ條正案ヲ每條ニ朗讀セシメ其可否ヲ問フテ議決ヲ確定スヘシ

第八 確定議ニ於テ一旦第二次會ニ議決セル條正按ヲ廢棄スルトキハ議長ハ仍ホ原按ニ就テ可否ヲ決議セシムヘシ

第九 確定議ハ可否ノ決議ナルヲ以テ修正意見ヲ出スコトヲ得スト雖ドモ若シ止ムヲ得サルヨリ修正ノ發言ヲ要セサル可カラスト思惟スルノ議員アラハ其旨ヲ議長ニ告ケ其意見ヲ陳述スヘシ但シ此意見ハ五名以上ノ賛成者アルニ非レハ動議トナスヲ得ス

第十 若シ此修正説用ヒラレタルトキハ議長ハ更ニ條正按トシテ其可否ヲ問ヒ其議決ヲ確定スヘシ  
確定議ノ終リニ於テ修正案ヲ可決シタルトキハ其確定修正按ヲ原按ニ添ヘ議長ノ名ヲ以テ之ヲ區長ニ差出スヘシ

第七 條

會議中發言セント欲スル議員ハ先ツ起立シテ議長某番ト揚言シ發言セント欲スルコトヲ知ラシム議長ハ其議員ノ番號ヲ呼ヒ衆議員ヲシテ發言者ノ誰タルヲ知ラシム若シ同時ニ二人以上起立スルトキハ議長其一人ヲシテ發言セシム討論問答ト雖モ必ラス議長ニ向テ演説スヘシ其互ニ相應答スルヲ許サス又議長ノ許可ヲ得ルニ非ラサレハ着座ノ儘發言スルヲ得ス

第八 條

議員發言中ハ他ノ議員靜默シテ其論議ヲ滿場ニ洞達セシムルヲ要ス

第九條

議件未タ了ラサルニ他ノ事件ヲ發議スルヲ許サス

第十條

凡ソ可否ノ數ヲ算スルハ各議員ヲシテ可否ヲ投票セシメ或ハ起立若クハ發聲ヲ以テ表セシムル等其時宜ニ從テ議長之ヲ指揮シ過半數ニ決スヘシ但シ衆院中ニ多數タリトモ出席議員ノ半數ヨリ多カラサル說ハ之ヲ廢シテ更ニ動議ヲ起サシムヘシ

第十一條

會議ノ發言ニ賛成ナキノ說ハ動議トシテ其可否ヲ衆員ニ問フヲ得ス

第十二條

議員ハ自說ノ廢棄サレタルモ後來ノ參考ニ保存セント欲スルトキハ其意見ヲ詳悉シ之ヲ區會存議錄ニ登記セシムルヲ得

第十三條

議按毎條朗讀ノ後暫クシテ發言ナキトキハ議長ハ全會認可セルモノトナシ次條ノ朗讀ヲ爲サシム

第十四條

議場ニ於テハ私語シ或ハ吸烟シ若クハ雜沓スルヲ禁ス

第十五條

議長ハ議事中議員ヲ制シテ法律ヲ守ラシメ時宜ニ依リ議員ノ發言ヲ止ムルヲ得

第十六條

議長若シ疾病事故アリテ出席セサルトキハ副議長之ニ代リテ其權利ヲ有スルモノトス

第十七條

議場ノ昇降ハ柝木ヲ以テ之ヲ報ス

第十八條

此新潟區會議事規則ヲ改正増刪セントスルノ建議アリテ議長之ヲ必要ナリト認ムルトキハ通常會議ノ手續ヲ以テ之ヲ議決スヘシ

區會議事傍聽人取扱心得

第一條

傍聽ヲ乞フモノアレハ名刺ヲ取り其扣所ニ導クヘシ

第二條

議場ノ都合ニ依リ傍聽人ノ員數ヲ定ムル左ノ如シ若シ滿員ニ及フトキハ門外ニ區會議事傍聽人滿員ト書セル札ヲ掲クヘシ

傍聽人員數

新聞記者 二名

一般傍聽人 五十名

第三條

傍聽人ハ議員着席前書記導テ其席ニ着カシメ議事了ラハ議員退場ノ後ニ退去セシメヘシ

區會議事傍聽人心得

第一條

會議ヲ傍聽スルモノハ必ラス傍聽牌ヲ齎ラスヘシ傍聽牌ハ一日限之ヲ收ムルモノトス

第二條

傍聽牌ハ當日開會前ニ議場受付所ニ到リ其本籍ヲ記シタル名刺ヲ出シテ之ヲ乞フヘシ

但一日五十枚新聞記者ハ此限ニアラスヲ限リトシ出頭ノ順序ヲ以テ之ヲ付與スヘシ

第三條

會議ヲ傍聽スルモノハ靜肅ヲ主トスヘシ五ニ語ヲ接スルヲ許サス吹烟スルヲ許サス猥リニ出入スルヲ許サス若シ規則ニ從ハス議事ノ妨ケヲ爲スモノト見認ルトキハ議長書記ニ命シテ之ヲ退去セシムヘシ

區會書記給料支給規則

第一條

書記ノ給料ハ一日金五十錢ト定ム

第二條

給料ハ受書ヲ出シタル日ヨリ解職ノ日マテ給スルモノトス

第三條

受書ヲ出スモ職務ニ從事セスシテ辭スモノハ給料ヲ支給セサルヘシ

縣下各區戸長約二百餘名を縣廳に召集して先づ議題を交付し三日間の熟考期を與へた後書面を以て意見を述べさせ更に日を期して會議を開催し縣令出席して一々議案を讀み乍ら説明を加へ五日間の後に散會した(明治史の光明面)

現ニ越後ノ如キ區戸長會ヲ行フ凡ソ二年ニ及フ其議スル所ノ太タ人民ノ實際ニ益アルヲ見レハ云々(明治八年地方官會議に於ける補本正隆の説)

○對馬

長崎縣出仕北村勝成嚴原支廳在勤中同地區戸長士族輩ヲ會シ毎月議事筵ヲ開キ問題ヲ出シテ各自ノ意旨ヲ言ハシム數月ニシテ稍大體ニ適スル對ヲ得ルニ至ルモノアリ(明治七年二月新聞雜誌第二〇八號)

○玆摩縣

本縣廳下問章程題言

太政維新百度沿革紀綱漸ク統理シ民治隨テ緒ニ就クト雖創置以降二年ニ滿タス未タ以テ山川ノ事物村邑ノ情爲ヲ審量スルニ到ラス故ニ今日施行スル處若クハ如上ニ空馳シテ實際ニ適切ナラス齟齬牴觸アラントヲ恐ル故ニ過日布達スル如ク爾後不斷ニ官員ヲ派出シ部内ノ情實ヲ推窮シ一層民政ノ舉ランコトヲ要ス因テ傍ラ縣廳内ニ會議場ヲ設

ケ問題ヲ起シ管内任事ノ人ニ下問シテ汎ク古今ヲ參酌シ時勢ヲ洞察シ實踐ニ基キ以テ急務施政ノ要領ヲ求メントス  
依テ下問ノ定期ヲ假定スル左ノ如シ

明治六年九月十五日

筑摩縣令 永 山 盛 輝

條款十二章アリ之ヲ略ス云々(明治六年信飛新聞第八號)

縣廳下問會議三月十五日よりお開きに成ます。御問題は左の通り

一、農學校を開設する事

附生徒募集の事

一、物産の濫製を禁ずる事

一、道路橋梁修繕方法の事

一、農業三事の法を實驗する事

一、工藝を開く事(明治九年二月二十五日信飛新聞第二百二十二號)

縣廳内に「パルレメント」ヲ設ク月一會本支廳共各五六十名ノ議員ヲ撰擧ス但官撰ナリ(明治七年三月新聞雜誌第二百二十號)

議事所を縣廳内に設けて毎月十六日を開會日として居る議員は管内の區長戸長神官等の中から六十餘名を選任し縣令參事を始め屬以下が出席して事務上の疑問を解決し民間の不便を改めんが爲め議題を設けて審議を爲すこととし居た。(明治六年光明面)

### ○鳥取縣

明治五年六月、縣内に於て議事所を設くる爲めの告諭大意を公布して曰く

夫れ縣廳の官吏は即ち縣内人民に代り事を理するもの其事は即ち縣内人民の事にして蓋し縣廳は民の公會所其官吏は民の名代人といふべき乎。西國法論の說に云く許多の人集りて國を成し其公益を長し衆利を増す爲に共に政府を戴き其政令に服従す又云く政府の本意は散亂したる民力を統轄し其條理を正し政令を理め國益民福を増加するにあり若し人民唯天然同居して政府なければ民力支分して統一せず且屢相鬪殺する旨ある哉斯の言是則政府を設け政を爲す所以の本意となさん茲に因て之を視れば縣内人民の權利を保護し其利用厚生を増加するは縣廳官吏の掌たり區内村市の事を執り其幸福を謀るは戸長村肆長の掌たり此掌の外結局他の任なきといふべき歟即ち縣廳の官吏郡長戸長村肆長は同一の職掌にして但大小の別あるのみこゝに今後縣内に一の議事所を開き文明の知識を講習し以て國益民福を増加せんとす將郡長戸長輩に限らず苟も邦家のために志ある碩學有徳のもの富商豪農の徒は此坐に與るを得べき云々(郵便報知新聞第五號)

### ○愛媛縣

此度愛媛縣に於ては縣會を開かるゝとて左の二ヶ條を管下へ布達せられたり(明治十年五月二十三日朝野新聞)

甲第七十一號

凡ソ縣内大小ノ事業庶ノ公議ニ出デザレバ平等中正ノ議ヲ盡スヲ得ズ然レトモ管下人民一百三十餘萬人毎ニ諧ヒ戸法ニ詢ル日モ亦足ラストス此故ニ自今公選ノ法ヲ以テ人民ノ代議人ト定メ本縣々會ヲ開カシメ永ク公同ノ利益ニ縁ラシメントス此段布達候事

明治十年五月八日

愛媛縣令 岩 村 高 俊

乙第七十七號

各區々長へ

今般本縣々會ヲ開設セシメ候ニ付別冊假則頒布候條期約ニ違ハズ投票爲致其人名速ニ可届書此段相達候事

明治十年五月八日

愛媛縣令 岩 村 高 俊

○青森縣

青森縣下ニテ、廳下ノ寺院ヲ假集議場トシ、全縣ノ區長戶長神官僧侶ヲ召集メ、權令日々出席シ典事ヲ以テ議長トナシ權典事ヲ副議長トシ、正大小屬ヲ議事掛リトシ神官村吏僧侶ヲ議員トシ、十日ノ間大ニ會同シ、舊習ノ弊風ヲ除キ從來ノ民害ヲ去リ、百事開化ニ進マシムト云。(明治六年八月發行新聞雜誌第百二十六號)

當縣下陸奥國津輕郡第三大區中にて、去五月十五日より廿日の間、民會を開きたり。議長は區長大道寺繁禎、副、同蒲田昌清、及び戶長町用掛、並一町内より投票の上、數人を出して人民の代議人とせし伊香八太郎、武田又三郎、岩間市太郎以下數十人にして貞昌寺といふ梵刹を以て其處とせり傍聽人山の如く大に士民の便益を計りしといふ云々(明治九年七月十五日日郵便報知新聞)

○磐前縣

本年(明治六年)二月、管内里胥ノ制ヲ更メ多クハ舊縣官ノ土着士ヲ以テ戶長ト爲シ新タニ會議所ヲ設ケ月ノ十六日毎ニ一回集會、官員臨席共ニ庶政ノ得失ヲ論ス、小民孺子モ亦之ニ與ル事ヲ許ス。爾來言路大ニ開ケ、獻策上言、續々

二百餘通、往々見ルヘキ者アリ(磐前新聞第一號)

民會の組織は區の民會は區内各町村用係及び町村總代を議員とし、區の大なる事務は其の協贊を得て行ふ事とし、町村も亦た各部落の世話係を議員とする民會を組織し、町村の大なる事務は其の協贊を経て執行することと定められた。當時民會の實施は新しき試みで、人民をして之に慣熟せしむるまでには少なからぬ苦心と努力とを要した。磐前(河野廣中)が熱誠なる指導により、其の運用宜しきを得、町村も區も次第に之に慣熟し、頗る善く治まり治績が大に擧つた。(河野磐前傳)

右は明治六年十月常葉戶長河野廣中の施設した處であるが其動機につき『河野磐前傳』は曰く  
時に磐州は偶々ジョンストンアールドミルの著にして、中村敬宇の譯した『自由の理』を購ひ之を一讀するに及んで其の哲理の凱切なるに打たるゝと共に、人間の自由權利の重んずべく貴ぶべきを知り、思想上に大革命を起し、從來の思想は根本から打碎かれ忠孝の道を除くの外は殆んど微塵となり、漢學國學に養はれて動もすれば攘夷をも唱へ兼ねまじき思想の所有者は忽然として自由民權を信條とする新思想家となつた。而して苟も政治を行ふに當りては是非共廣く民意に基づかねばならぬと覺り、歐米の立憲政治に着眼し(中略)其の管轄する區内に公議政治を施さんと欲し、町村にも區にも共に民會を興し、其の議に由りて政治を施すべきを戶長石田覺平に建言した。石田は其の意見の餘りに新奇なので、之を實行するに躊躇し、荏苒月日を経るも決する所がなかつた、是に於て磐州は其の共に爲すなきを見て辭表を磐前縣三春支廳長瀧川濟に提出したが、瀧川は之を許さず其の辭表を却下し石田を第十三區の戶長に轉任し、磐州を常葉の戶長に陞進せしめ安瀬敬藏を副戶長に任じた磐州の戶長たるや『政治の要は

民意を暢達するに在るので、政治の事たるや之を天下に施すは之を一縣に施すと異なることがない。之を一縣に施すは之を一區に施すと異なることがない。故に能く天下を治むることが出来る町村の政治は決して輕視すべきものではない。是に於て警州は天下に率先して民會を區内に開き専ら公議を採て政務を處理することとした云々

それより河野は同縣石川の區長に轉じ同地にも民會を興した、河野の實話に曰く

後ち予は石川の區長に轉じたが、新任地に赴くや矢張り民會を興し、町村に町村會を置き區に區會を設け、町村の大なる事務は町村會に委し、區の大なる事務は區會に任じ、其の公議を採つて政治を施し大に民情の疎通民意の暢達を圖つたが區費の負擔に屬する警察費衛生費學校費等及び備荒貯蓄消防等の施設は勿論、其立法に關する權限までも區會及び區村會に與へ會議に提出せられた案を議案と稱し、會議の議決を経た案を決議案として不同意に終つた案を廢案とし、決議案にして區長又は町村戸長が同意を表した案を成議案とし、秩序整然として之を處理し一目政治の綱要を知ることが出来るやうにし、區會町村會の議事の如きは確なる規則を設けて秩序ある進行を圖つたものだ。

### ○福島縣

福島縣にてこのほど縣會を開かれしに、議員は總計六十八人の内にて、此度の開會に出席したるは議長とも四十人にして、その餘の二十八人はみな風邪とか、足痛とか、腹痛とかの斷りのみなりしと、福島新聞に見へたり。(明治十一年六月十九日東京日日新聞)

### ○小田縣

右者今般國憲民法不選細大租稅賦課等ノ件ニ至ル迄施政上ノ便不便民間ノ利害得失ヲ熟考シ心附次第無忌諱精々討論ニ及ビ候様被仰出公明ノ御趣旨難有奉體認十九小區ノ名代人ヲ集メ各感涙ヲ拂ヒ無忌憚決案ヲ成シ奉供御公議候也とて、副議長菊尾實往より二十一箇條に涉る區會決議事項を上申して居る。事は明治七年の區會である。

### ○佐渡

維新ノ後曾テ縣内ノ有名ナル輩ヲ選ヒ官員モ之ニ加ハリテ會議ヲ開キタルコトアリシニ更ニ實地ニ益ナキ而已ナラス却テ人心ニ應セサルヲ以テ五六日ニテ廢シタリ是ヨリ縣民ハ概ネ民會ナル者ヲ認メテ區費ヲ浪費スル者トナスニ至リ既ニ今度モ民會ハ御免ヲ蒙リタシ區戸長會ニテモ開キ度シト言ヘリ云々(明治八年地方官會議に於ける磯部最信の説)

### ○東京

當一月(明治七年)はじめのよし會議所より東京府廳へ議院創立の條件を建言せり、その概略は全都の各大區より一名づゝの議員を募りて下議院の制にならんとの趣旨なりしが知事大久保公(一翁)さらに何の指令もなし玉はずしてとしたたバゆきまながらもさきいでん

たみのこゝろはなほしとおもふ

と一首の歌を賜はりたりと云々(東京日日新聞)此風流令尹は焉んぞ知らん文久二年に大小公議會を建議した先覺者である。

### ○東京府

明治初年戸長(南多摩郡 鶴川村)に任ぜらるゝや、會同所を設けて常に村内に事有らば父老を集めてよく諮議して而して

後之を行ふといふ風であつたので治蹟大に擧がつた。(石坂昌孝「八王子を中心とせる郷土偉人傳」の一節)

府下元管轄會議所頭取三井八郎右衛門外五名より東京府へ建白寫。  
先般營繕會議所ヲ被建設。卑賤ノ私共。右掛リ被仰付、營繕ノ儀辱ク蒙御下問候段、近古未曾有之御盛事冥加至極難有仕合ニ奉存候。從來道路橋梁之損壞ハ車馬ヲ傾倒シ行人ヲ傷害シ、水利之法其宜ヲ得ザル時ハ人民之健康ヲ害シ疾疫ヲ起シ、遂ニハ都會ノ盛衰ニ關係致候儀不容易、且東京ノ繁華ハ實ニ英佛諸大國ニモ劣ラザル土地ニ候處、右様損壞ノ所許多候テハ、獨リ國內ノ利害ノミナラズ、謗リヲ外國ニ取り候儀ニ付十分ノ集議ヲ集メ、萬全無遺ノ策ニ無之テハ不相成ト奉存候。乍恐東京全市ノ事務ハ多端ニテ特ニ營繕ノ一事ニ無之、市學建設ノ順序、交易通商之利害、究民措置ノ方法、生業保護ノ得失ニ至リテハ、衆議ヲ盡シ公論ヲ集ムル事非レバ、一定ノ良法ハ難立モノ、由ニ御座候。外國ニテハ上下ノ議院ヲ取設ケ、上ハ貴族下ハ平民ノ代員ヲ撰舉シ、國內ノ利害損益ハ更ナリ、隣並ノ交際、和戰ニ至ル迄、會議致候由承知仕候。當今ノ朝廷ニ於テ既ニ左院ノ御設ケ有之、右ハ全ク上院ノ姿ニモ候哉、未ダ下院ノ御沙汰ハ承知不仕候得共、追々右邊へ御目途被爲在候御儀ト奉存候。何卒府廳ニ於テモ右へ御注意被遊、營繕會議所ヲ以テ會議所ト改サセラレ、全市ノ利害得失ヲ講究討論仰付ラレ候ハ、獨リ營繕ノ一義、其便利ヲ得候ノミニ無之、前文市學教導ヲ始メ一切人民ニ關係致候事務遂一其便利ヲ得可申ト、且又撰舉ノ法相立候ハ、平民ノ内俊秀拔群ノ者相顯レ、是迄ノ如ク自己居宅ノ外一步ノ地モ他人ノ物ト心得、何事モ、政府ヘノミ御煩勞ヲ托シ、御國內ノ損益ヲ顧ザル風習、自然ニ變化致、商人ノ行狀、商會ノ規則モ相立、下民ノ情實、政府ニ貫徹シ、政府ノ御念慮ハ下民ニ感通シ候儀、此一舉ニ可有之ト奉存候。左候ハ、營

繕ノ如キ右衆議中ノ一部分マデ力ヲ費サズシテ良法全策モ可相立、府廳御擔任ノ廉モ平民之ニ代リテ其一部ヲ擔當シ、上下一致所謂公明正大ノ御趣意此處ニ可有之ト。恐奉亮察候。右御採用相成候上ハ、先差向キ平民有志ノ者市政ノ儀ニ付、存付有之候ハ、毫モ不憚忌諱、右會議所へ建白致シ候様御布告有之度、是ニ於テ市民一同奮發致、良策モ不招シテ群集可仕、萬一、可言不可言之迂論モ有之候ハ、夫々説諭相加へ、瑜ヲ取り瑕ヲ捨テ全美ノ境ニ至ルベク奉存候。卑賤ノ身分御撰任ヲ蒙リ感激ニ堪ヘズ、此段奉建言候。恐惶敬白。

右建言御採用相成、府下每區へ布令アリテ自今會議所ト改稱セリ。(明治五年十一月發行) (郵便報知新聞第廿九號)

先般營繕會議所取建、府下商人之内、身元有之又は材識有之者人選致し、右掛り申付置候處、此度同人共建白之趣意は

朝廷衆情ヲ酌ミ輿論ヲ被爲採候御盛旨ヲ奉戴仕、外國議院之體裁ニ倣ヒ、東京市民中ヨリ可然人物選舉之上、會議ヲ起シ、市街ニ關係候事務之利害得失集議ニ而相決シ、都而市中公論ニ非レハ、今日ニ施行不致様相成候ハ、公明正大之御趣意上下貫通可仕、依之、營繕會議所ヲ改メ、單ニ會議所ヲ設度旨及建言候處、從來公論ヲ集メ衆議ヲ取り候者、方今至當之儀ニ付、建言之趣及免許候、右會議ニ而取扱候條々

- 一、下民之情實ハ政府ニ貫徹シ、政府之御念慮下民ニ感通シ、上下隔絶不相成義、御政體之要務ニ候條、市政之義ニ付、存付有之候ハ、無忌憚各掛之者へ申出、十分討論可致候事
- 一、市費取立、幼童教導并工業商業學科研究方法之事
- 一、道路橋梁水利堤防之類、便利之策相決可申貫。

- 一、外國人ト交易方法可相議事。
- 一、盜竊防禦、生業保護方法之事。
- 一、貧民授産癡疾存恤之事。
- 一、市中豫備金穀儲蓄之事。
- 一、戸長副戸長銓選之事。
- 一、冤民有之節愨告之事。

右之條々會議所ニ而衆論一定、事理的當ニ候ハ、採用可爲勿論候事。

以上

右之通御布告被成下度候事。

申(明治五年)十月

府 廳 御中

會 議 所

初め東京府より會議所を立てよと差圖し、市中にて指折りの町人等に出席を命じたる時に、此町人等はこゝぞと奮發すべき時節なりと心附かず、三井小野島田等の豪家は勿論、その外とても、先づ店內にて頭の禿た年寄りの番頭の隠居仕事に其代任を申付る故に、此番頭達が集會しても、何れも皆々の主家の手落にならぬ様にと大切に思ふより、何事でも相談の節は、御尤千萬、御多分に洩れましますまいといふ一語を以て、代人の座右の銘と守り、果は東京府廳の小吏に指揮せられ、唯々として之を奉するに至れり。理を押して譲る時は、此人みな其分を悉さずと雖ど

も、母の胎内にある時より、町人はヘイ／＼と云ふべき者と教育せられたるに付き、今日俄かに其風を脱し能はざるは又至當の事なり。此人々に向ひ、我輩が其民權を重んぜざるを責むるは、却て我輩が不明なりと世上の人は笑はるべし。(明治七年十二月八日 東京日日新聞社説)

一昨十一日午後一時より、東京會議所にて臨時集會を催したり。是は會議所にて議事の振合を改正する事に付き先頃より東京府へ上申せしに、三四日前、愈々其通にて宜しき旨のお指圖ありたるゆへに、直ぐさま臨時に集會せしことなり。出席の人々は、従前よりの議事役には濫澤榮一、白井一郎兵衛、倉教我、西村勝三、杉村甚兵衛、後藤庄太郎、大倉喜八郎、吉川長兵衛、又新撰の議事役には福地源一郎、辻純市、千葉勝五郎、荒尾龜次郎、清水卯三郎にて、都合十三人の出なり。尤も三野村利左衛門、岡田平馬、鹿島清左衛門、藏田清右衛門、奥三郎兵衛、高崎長右衛門、鹿島清兵衛、堀越角次郎(右は古撰の分)益田孝、成島柳北、小林銀次郎、吉村甚兵衛(右は新撰の分)十二人は缺席なり。

濫澤榮一は是まで會議所の取締たる廉を以て、假りに會長に成り、此會議所の原由を説き出し、當六月中に上申して、眞正の民會を成さん事を企てしに、其事も行はれず、去り迎、この儘に致し置べきに非ざれば、從來の議事役一同にて、東京平民中の評判ある人々を新選して、是を府廳に推舉し、追て民會の行はるゝ迄を引受る積りの趣を演説し、又來る廿一日には再び臨時會を催し、新古打ち交りにて、會頭副會頭を入札し、議事の規則をも議すべき事を通達したるに、衆評の上にて、然るべしと決したり。此外に差向きたる事柄を三四ヶ條評議し、四時半に退散せり。(明治八年十二月十日 三日東京日日新聞)

○大阪府

當時(明治四年)大阪市外ノ各町村ハ、幕府時代ヨリ幕府諸藩旗本社寺ノ領地入交リ、境域錯雜シ支配ノ制度一定セズ。道路ハ迂回狹隘車馬往來不便ヲ極メ、庄屋老役等收賄等ノ弊害多キヲ以テ、余(竹内綱)ハ先ヅ各町村ノ區畫ヲ改修シ道路ヲ改修シ、町ニハ町會、村ニハ村會ヲ設ケ、町村内居住ノ戶主ヨリ十一名ノ議員ヲ選舉シ、其ノ議員ヲシテ町長村長助役ヲ選舉セシメ、毎年議會ヲ開キ、町村ノ公共年中行事、歲計豫算ヲ議決スルノ制度ヲ設定セリ。之ガ爲メ道路往來ノ便ヲ開キ、町村吏收賄等ノ弊害ヲ除去スルヲ得タリ。此ノ町村會制度ハ固ヨリ完全ナラザリシモ、諸府縣町村會ノ嚆矢ナリ。(竹内綱自叙傳)

會議ヲ興シテ公論ヲ採リ、陋習ヲ破リテ智識ヲ求メ、上下心ヲ一ニシ、人々其志ヲ遂ケシメントハ、辱クモ戊辰三月神明ニ誓ヒ給ヒシ大典ノ要旨ニシテ、政體ノ因テ確立スル所、國是ノ因テ昭明ナル本源ニシテ、萬世不可易ノ規範ナリ、凡人々各自自由ヲ得、協心合議其好ム所ニ隨ヒ、共ニ利害ヲ陳述シ、其自ラ遵守スヘキ法ヲ設ケ、上コレヲ裁シ其衆議ノ斐然タルヲ採リ、不拔ノ規律ヲ定メ之ヲ施セハ、必ス行ハル。コレヲ淳美ノ政令ト云、故ニ下民モ亦之ヲ維持シテ共ニ治功ヲ實際ニ求メンコトヲ望ム。是ヲ以テ文明ノ國ハ、一人其制ヲ擅ニセス、下情上ニ達シテ政令トナリ、政令下ニ布テ國規トナリ、國ヲ舉ケテ之ヲ奉シ、朝令暮更ノ憂ヲ見ス。譬ヘハ、四肢ノ運用ハ腦神ノ靈妙ニ出ルト雖、之ヲ保護シ、之ヲ愛養スル所以ノ者ハ四肢運用ノ力ナリ、故ニ相扶ケテ其一身ヲ全クシ、百事ノ作用ヲ司掌スル所以ナリ。今府下新ニ議事ノ會ヲ開キ、コレカ章程ヲ定ムル者ハ、乃チ此意ニシテ、官民一和以テ上意ノ達シ難キヲ通シ、下情ノ壅蔽スルヲ決シ、人民各其志ヲ遂ケ倦ムコトナキニ至ラシメ、彼無窮ノ聖意ニ

答へ、府治ヲ悠久ニ護持センコト、是吾此府ニ知タリシ以來ノ宿志ナリト雖、一年十月ノ間未タ其舉ナキ所以ハ、地區ノ改正、區戶長ノ公撰、學校ノ設立、地券、證印、戶籍、徵兵、加之築港ノ舉アルヲ以テ、事務ノ繁キ、之ヲ施スノ暇ヲ得ス。目今各務稍其緒ニ着キ、又幸ニ權參事内海忠勝ノ歐洲ヨリ歸ルヲ得タリ。其見聞スル所ニ質シテ、之カ章程ヲ定メ、始メテ此會ヲ施行シ、吾心ヲ慮ニシテ以テ衆議ノ宜キヲ聽ンコトヲ庶幾ス。

附言

此章程ヤ歐洲各國ニ行ハル、者ノ中ニ就テ、其宜シキヲ採リ設クル所ノ者ニシテ、文明ノ運、未タ遍カラサル府下ニ於テ、盡ク之ニヨルコトヲ得スト雖、漸ヲ以、此域ニ至ランコトヲ要スルノミ。

明治六年十一月

大阪府權知事 渡邊昇

第一章 區會ノ法

- 一節 各大區ニ區會ヲ起シ區内ノ要務ヲ議スヘシ
- 二節 區會ノ議員ハ一區ヨリ五人乃至六人ヲ選舉ス而其人員偶數ナラハ半折シテ戶長及新選議員同數ヲ出ス若シ奇數ナレハ戶長ヲ以テ增加ス一區二員ヲ出セハ戶長二名新選議員一名以上準之戶長ハ每區同勤中ヨリ選舉ス新選議員ハ區内人民ノ公選ニ因ルヘシ當分ハ惣テ戶長ヨリ出席ス
- 三節 議員選舉ノ制限ハ區内人員千人未滿ナレハ一人ヲ選舉ス千人乃至二千人ハ二人ヲ撰ム以下之ニ倣ヒ千人コトニ一人ヲ加フ最モ五千人以上ト雖一區ヨリ議員六人ヲ超ユヘカラス

四節 區會議員ハ無給タルヘシ

五節 議員在務期限ヲ二年トシ滿期ニ至リ改選スヘシ

但臨時欠員アルトキハ即時公選シテ之ヲ補フヘシ

六節 區會ハ毎年六度開クヲ常例トス

但臨時要件アリテ開クハ此限ニアラス

七節 區會ニ於テハ總區長ヲ以テ議長トスヘシ當分知參事ノ内ヨリ出席ス

八節 區會ハ其區内ノ要務ヲ議シ其利益ヲ保護スルヲ目的トス其目大略左ノ如シ

一、區内ノ舊弊ヲ除キ利益ヲ起スコト

二、區内ノ雜費ヲ檢査スルコト

三、社寺ノコト

四、小學校取締ノコト

五、市街取締ノコト

六、病院ノコト

七、水利ノコト

八、道路橋梁ノコト

九、貧民救助ノコト

十、市街掃除ノコト

十一、市街燈火ノコト

十二、消防組合ノコト

九節 區會ニテ決議ノコトト雖議長不可トセハ府廳へ上申シ其指揮ヲ俟ツコト妨ナシ

十節 區會ニテ決議ノコトト雖府廳ヨリ取消シヲ命スルコトモアルヘシ

第二章 府會ノ法

一節 府會ヲ起シ管内ノ要務ヲ議スヘシ

二節 府會ノ議員ハ四大區總區長及ヒ區長ヲ以テ議員トス

三節 府會議員ハ無給タルヘシ

但三里外ニ住スル者ハ議事中日當金ヲ區費ノ内ヨリ給スヘシ

四節 府會議員ハ在務期限ヲ三年トシ滿期ニ至リ改選スヘシ

但臨時欠員アルトキハ即時公選シテ之ヲ補フヘシ

五節 府會ハ毎年四度開クヲ常例トス

但臨時要件アリテ開クハ此例ニアラス

六節 府會ニテハ知參事ヲ以テ議長トスヘシ

七節 府會ハ其管内ノ要務ヲ議シ其利益ヲ保護スルヲ目的トス其目大略左ノ如シ

- 一、管内ノ舊弊ヲ除キ利益ヲ起スコト
- 二、民費ニ關スル諸件ヲ議定シ其會計ヲ検査スルコト
- 三、管内水利ノコト
- 四、管内道路橋梁ノコト
- 五、社寺ノコト
- 六、中小學校取締ノコト
- 七、管内取締ノコト
- 八、病院ノコト
- 九、貧民救助ノコト
- 十、市街燈火ノコト

八節 府會議員決議ノコトト雖議長不可トセハ府縣へ上申シ其指揮ヲ俟ツコト妨タケナシ

九節 府會ニ於テ決議ノコトト雖府廳ヨリ取消シヲ命スルコトモアルヘシ

第三章 區會議員選舉法

- 一節 區會ニ於テハ不動産家藏屋敷田畠町地山林等ヲ云フ所有人其質取人其名代人委任狀ヲ持タル者選舉人ト定ムヘシ
- 二節 他人ノ質地ヲ取タル爲メ一時其區内ノ不動産所有人ニ列シ居ルモノハ選舉人タル權アリトモ議員トナルコトヲ得ヘカラス

三節 假令其區内ニ不動産ヲ所有スルトモ現ニ其地ニ住セサル者ハ其區内ノ議員トナルコトヲ得ヘカラス

四節 一度議員タル時議會ノ罪ヲ得テ除名トナリタル者ハ選舉人トナル權ヲ失ハスト雖再ヒ議員ニ選ル、ノ權アルヘカラス

五節 曾テ國典ヲ犯シ罰セラレタル者或ハ借財ニテ被訴未タ済サル者ハ或ハ不正ノ事跡判然タル者ハ選舉人タル權ヲ失ハサレトモ議員タルコトヲ得ヘカラス

但其事柄ニヨリ重キハ選舉人ノ權ヲ失フコトモアルヘシ

六節 年齢廿五歳未満ノ者ハ議員タルコトヲ得ヘカラス

七節 年齢廿一歳未満ノ者或ハ文武ノ官吏神官僧侶發狂痴愚啞聾女子等ハ選舉人タルコトヲ得ヘカラス

八節 都テ民會ニ於テ決定シタル事件ハ何事タリトモ其選舉人等後日ニ至リ異論アルヘカラス決シテ違背スヘカラス併シ實際施行ノ上弊害止ミ難キモノアラハ議員ヲ以テ次會ニ於テ再議ニ掛ルコトハ苦カラス故ニ初メ議員選舉スルトキハ私怨私恩ヲ去リ深ク注意シテ德行智慮衆人ニ勝レタル者ヲ入札スヘシ

九節 平常戶長役所ニ於テハ其區内選舉人ノ姓名簿ヲ備フヘシ

十節 選舉人ヲ定ムル前必ス其變替ヲ調査シテ選舉人姓名簿ノ改正ヲ爲スヘシ

十一節 區會議員ノ選舉日ニ先タツコト十日ニ於テ現時選舉人タルヘキ者ノ姓名ヲ列記シ戶長役所ノ門前ニ張出スヘシ

十二節 既ニ選舉人ノ姓名ヲ揭示セシ後新ニ其區内ノ不動産所有人トナルトキモ其時ノ選舉人ニ加ハルコトヲ得ヘシ

カラス

十三節 議員ヲ選舉スル三日前郡ナレバ五日前 戸長ヨリ選舉人ノ數丈ケ番號附ノ入札印紙ヲ糊封シテ一枚宛選舉人ニ渡スヘシ

十四節 選舉人等入札印紙ヲ受取タラハ町界ヲ論セス其區内ノ人名中ニ就議員トスル適當ノ人物ヲ見込ミ第一誰第二誰區内人員ノ多少ニト番號ヲ附ケ前顯ノ印紙ニ記載シ己レノ名ヲハ記サスニ糊封シテ選舉日ノ朝入札箱ニ入置ヘシ當分ハ名前ヲ認メ入ヘシ

十五節 戸長ハ議員選舉ノ前日戸長役所ノ門前ニ入札函ヲ出シ置クヘシ

十六節 議員選舉ノ期日午後第一時ニ至リ選舉人ノ内各町コトニ一人宛ノ立合人ヲ置キ掛リノ戸長入札箱ヲ開キ第一誰第二誰ト札數ノ多キヲ以テ一番ニ讀聞セ之ヲ投名帳ニ記留ムヘシ議長此席ニ當節出ツ

十七節 前題終ルトキハ立合人ヲ退クヘシ而シテ掛リ役々ニテ選舉人ト被選人トノ正否ヲ取調ヘシ第一ニ被選人ハ其權理ヲ有スルヤ否ヤヲ吟味シ第二ニ選舉人ハ曾テ備ヘタル姓名簿ニ其名前アルヤ否ヤヲ調フヘシ此吟味ヲナスニ必ス日數二日ヲ越ユヘカラス

十八節 若シ選舉人他人ノ名ヲ借り或ハ不正ノ所業等ヲ以テ入札ヲ妨ケシ者アラハ嚴重ノ所置ニ及フヘシ

十九節 若シ掛リ役員ニテ不正ノ取扱等爲シ他人ヨリ訴ヘラルトキハ殊更嚴重ノ罰アルヘシ

二十節 入札同數ノ者アル時ハ掛リ役員ノ圖ニテ定ムヘシ

廿一節 右ノ如クシテ議員ヲ定メ之ヲ列記シテ區内ノ掲示板ニ張出スヘシ

廿二節 議員ト選マレタル者ハ辭退スルトキハ其事實ヲ糾問シ餘義ナキトキハ之ヲ許シ入札高ノ順序ヲ追ヒ其次ノ者ヲ選舉スヘシ

第四章 議事所建設ノ法附開議出席ノ規則

一節 都テ議會設施ノ諸雜費ハ其區内或ハ總管内ノ民費タルヘシ

二節 議事所ニハ議長議員及會議ニ關ハル者ノ外妄リニ立入ル事ヲ許サス最モ選舉人ノ參聽ヲ乞フ者アラハ人數ヲ限テ許スヘシ

三節 議事所内ヘ許可ヲ得スシテ入來ル者アラハ門外ニ出スヘシ若シ肯ンセサレハ嚴重ノ處置ニ及フヘシ

四節 參聽人等雜踏號呼スルモノアレハ速ニ門外ニ退出スヘシ若シ出ルコトヲ肯セサル時ハ嚴重ノ處置ニ及フヘシ

五節 議事所ヲ閉カントスル時ハ議長其當日ヨリ少クトモ五日前ニ議員一同ニ布達スヘシ

六節 議事所ト定タル所ヘ議員ノ數丈ケ番號札ヲ打チ座席ヲ設クヘシ

七節 議會ノ初日ニ總議員先ツ籤取ニテ番號ヲ定メ各其定席ニ着座スヘシ

八節 議員着座ノ時期ハ擊柝ニテ報スヘシ

九節 議員着座定リタル時議長ハ議長ノ席ニ就クヘシ

十節 議長其席ニ就カハ先ツ議員ノ出席欠席ヲ點檢シ記名帳ニ小印ヲ押サシムヘシ

十一節 議會ニ於テ議員ノ出席三分ノ二ニ滿サル時ハ必ラス議事ヲ開クナカレ直チニ延會ヲ達スヘシ

十二節 議員ニ病氣或ハ故障アリテ出席ヲ爲シ難キ時ハ當日決議ノ事ニ付テハ他日異論ヲ吐クヲ許サス

十三節 區會府會トモ議會ノ初日選舉人ニ對シ議員ヨリ左ノ條々ヲ盟フヘシ  
 今般拙者共第何區議會ノ議員トシテ貴殿方ノ選舉ニ預リ當何年ヨリ何年間議員ノ職務ヲ承知致候就テハ都テ民會  
 規則ニ照遵シ専ラ我區内ノ利益保安ヲ心掛ケ決テ私心不正ノ所業等致間敷候此旨衆人面前ニ於テ堅ク誓ヲ立候也  
 我紀元二千五百三十三年

即明治六年 月

何大區何區何町

誰 印

誰 印

歲 歲

何大組

何區

選舉人衆中

前書之趣拙者立會承届候也

府會議長

何條何某印

區會議長

何條何某印

第五章 議員ノ心得

- 一節 總テ民會ニ於テハ各事務ヲ決議スルトモ直チニ之ヲ施行スルノ權理ヲ有セサルモノナリ故ニ區會府會トモ共  
 決議ヲ府廳ニ附シ其取計ニ任スヘシ然ル時其事ヲ施行シテ可ナルヘキハ順時ニ之ヲ布達シテ施行スヘシ其事他ノ  
 管下ニ關涉シ我權内ニアラサルカ或ハ上裁ノ上ナラテハ行ヒ難キ筋ナル時ハ速ニ政府ニ上申シ其裁斷ヲ仰テ後議  
 員ヘ如何ヲ答達スヘシ若シ其答達遲緩ニ及ヒ議員等不都合ト思フ時ハ各議長ニ向ヒ催促スルノ權アルヘシ
- 二節 民會議事ニ於テ尤注意スヘキコトハ其地方ノ利害ニ與カルコト、其民費ニ關ハルコト、ナリ決シテ世人ノ褒  
 貶毀譽ニ及フヘカラス
- 三節 事ヲ議スルニ當リ成丈ケ大主意ニ着眼シテ枝葉ノ論ニ涉ラサル様爲スヘシ
- 四節 議事所ニ於テ議員ハ務メテ端正肅謹禮儀ヲ失フコトアルヘカラス議事中左ノ箇條ヲ守ルヘシ
  - 一 談話私語スヘカラス
  - 二 欠伸咳嗽吐唾吃煙スヘカラス
  - 三 激言罵詈スヘカラス
  - 四 議長ト議員トノ應答ヲ妨クヘカラス
  - 五 議員ト議員ト直ニ應答スヘカラス
  - 六 議長制止セハ速ニ語ヲ止ムヘシ決シテ抗論スヘカラス
  - 七 議事所ヲ徘徊シ及机上ノ書冊ヲ猥リニ翻覽スヘカラス

- 八 議事ニ關ラサル書冊等ヲ議事所ニ於テ讀ムヘカラス
  - 九 平常ノ遺恨私恩等ヲ以テ彼ニ黨論シ此ヲ駁議スル等ノ所業アルヘカラス
  - 十 議事上ヨリシテ何等ノ激論ニ涉ルトモ退席後遺恨私怨ヲ含ムコトアルヘカラス
  - 十一 議員議事所ニ着坐スレハ帽ヲ脱シ机ニ着クヲ禮トス
  - 十二 病氣或ハ不具ニテ身體不自由ナル者ノ外ハ起立セスシテ發言スルコトヲ許サス
  - 十三 醉態ノ者ハ議席ニ列スルヲ禁ス
  - 十四 退屈眠狀ヲ催ス者アレハ議長其名ヲ呼ヒ速ニ退席セシメテ其罪ヲ糺スヘシ
  - 十五 故ナクシテ出席ノ時限ヲ誤リ或ハ議事故ナクシテ退席スル等ノ者アレハ其罪ヲ糺スヘシ
- 前顯揭示ノ簡條其他非禮非法ノ舉動ヲ爲ス者アレハ議長其罪ヲ議會ニ問ヒ決議ノ上規則ニ從テ嚴ニ處分アルヘシ

第六章 議案差出並發言ノ手續

- 一節 府廳或ハ議長ヨリ下問ノ書付議員見込書相談書疑問書願書等都テ議會ニ差出タル書付ヲ議案或ハ建言ト云フ但議員共事柄ヲ詳細ニ記サストモ廉書ニテ差出シ議長ヨリ問ハレタル時口上ニテ辯明スルモ苦カラス
- 二節 議員議案ヲ出サント欲スル時ハ先ツ其席ニ起立シテ議長ヲ呼ヒ議長應シテ其番號ヲ呼上タラハ其議員議案ヲ捧ケテ議長ノ机上ニ置キ退クヘシ
- 三節 發言ノ議員他ノ議員ヲ指シテ姓名ヲ呼フ事勿レ管其席ヲ指シ何番ヨリ出ル論ト云ヒ或ハ只今發言ノ論ト云ヒ或ハ此議案ヲ可トスル論ト云ヒ或ハ此議ヲ否トスル論ト云フヘシ若シ漫ニ姓名ヲ呼テ其人ヲ指ス時ハ自ツカラ愛憎ノ念ヲ生スヘシ議會ニ於テ議員ノ姓名ヲ呼シメサルハ議事ノ通則ニシテ公務ト私事トヲ明瞭ニ區別スル要旨ナリ

- 四節 議論ヲ演ルニ喋々多端ニ涉ルヘカラス言語寡少ニシテ意味貫通スルコトヲ要スヘシ若シ事理擾雜聽分チ難キ事アラハ議長之ヲ制止スルノ權ヲ有スヘシ
- 五節 總テ議員發言中ハ他員ヲシテ默聽セシムルノ權利ヲ有スルモノナレハ他ノ議員ハ必ス肅然トシテ是ヲ聽キ其發言ヲシテ滿場ニ洞達セシムヘシ敢テ辯論ノ障礙ヲ爲スヘカラス
- 六節 若シ一議員ノ發言中議員ノ規則ヲ侵ス欺或ハ議論迂遠ニ屬スル欺ノ時ハ議長ヲ呼テ只今ノ議論(無用)ノ聲ヲ發スルコトヲ得ヘシ
- 七節 一議論ヲ既ニ出セシ後ハ容易ニ其說ヲ變スルコトヲ許サス故ニ發言前十分ニ熟思シ確當ノ議ヲ起スヘシ若シ前說ヲ不可ト悔悟セハ議長ニ告ケ許ヲ得テ後再ヒ發言スヘシ
- 八節 議員ハ其身上ニ糺ル議論中ハ決テ議事所ニ出頭スヘカラス若又議會ノ寬待ニ因テ議事所ニ居ル事ヲ許サルトモ決シテ發言スヘカラス尤モ議事ノ模様ニ因テ當人ノ出席ヲ不都合トスル時ハ即時ニ退席ヲ命スヘシ若又當人ノ辯解ナラテハ知レ難キコト之レアル時ハ衆議ニ因テ當人へ辯解ヲ望ムコトアルヘシトス

第七章 議長取扱手續 附心得

- 一節 議長ノ席ニ臨メハ知參事並總區長タリトモ之レヲ議長ト稱スヘシ
- 二節 議長タル者ハ都テ議事裁斷シ議論ヲ押付ルノ權アリト思フヘカラス管衆說ノ是非ヲ聽取シテ議論ノ結局ニ目

的ヲ付ケ甲議員ノ説ヲ總議員ニ聽カシメ乙議員ノ疑問ヲ甲議員ニ移シ丙議員ノ補助論ヲ總議員ニ辯明シ而シテ各議員ノ論辯稍定ルニ至テ其論ヲ以テ決議ト爲サン歟ト布達スル等ヲ專務トスヘシ但時トシテハ議長自論ヲ發シテ議員ノ説ヲ聽キ或ハ將ニ決セントスル議ヲ疑テ再應推論質問スル等ノ事モアルヘシ但シ決議ヲ爲スコトハ却テ投名ノ多少ニ因テ定ルコト、心得ヘシ

三節 某議員議案ヲ差出タル時議長是ヲ受取り明亮ニ讀上クヘシ

四節 各議案出ル毎ニ議長之ニ番號ヲ記シ置順序ヲ定メテ議ニカクヘシ併シ議案中自ツカラ事務緩急ノ差アル時ハ其由議員ニ示シテ順序ヲ前後スルトモ妨ナシ

五節 若シ議長ノ見込ヲ以テ他ノ議案ヲハ妨ケ差置クコトモアルヘシ

六節 議長某議案ヲ讀上ケタル時或議員其議案ノ意味ヲ解シ得サル歟或ハ其讀音ヲ聞誤リタル歟ノ時ハ議長ヲ呼ビテ再ヒ展讀ヲ請フヘシ

七節 議長再ヒ展讀ヲ請ハレタル時ハ議長自カラ讀ムカ或ハ書記役ニ命シテ讀マシムヘシ若又意味ノ辯解ヲ請ハルル時ハ議長之ヲ辯解スルトモ或ハ議長ヨリ議案ノ當人ニ命シテ之ヲ辯解セシムルトモ議長ノ意ニ任スヘシ

八節 一議員既ニ其席ニ起立シ議長ヲ呼ビ議長其番號ヲ呼テ發言ノ席ヲ與ヘタル時ハ其議員ニノミ發言スルノ權アリトス故ニ誰ニテモ其發言ヲ妨ケ其議論ヲ支ユルコトアルヘカラス

九節 若シ議員二人以上同時ニ發聲シテ議長ニ呼カケタルトキハ議長其聲ノ第一ニ耳ニ入りタリト思フ方ノ番號ヲ呼上ゲテ發言ノ席ヲ占メシムヘシ

十節 甲議員一案ヲ發シ乙議員之ヲ補助セシ時或ハ是ヲ辯駁セシ時甲議員是ニ答ントテ起立セハ議長ハ假令他員議長ト呼カクルトモ暫ク之ヲ止メテ甲員ヲシテ先ツ席ヲ占メシムヘシ

十一節 總テ議長ハ議會ニ於テ議員ニ發言ノ席ヲ與フルコトニ就キ格別ニ權ヲ有スル者トス

十二節 某議員發言中他ノ議員議長ヲ呼ビ(無用)ノ聲ヲ掛ケタル時ハ議長ハ先ツ其議論ヲ止メ只今ノ論ハ何故無用ニ屬スルヤト問ヒ其答當否ヲ衆議ニカケ彌無用ト定マルニ於テハ其論ヲ議長ヨリ取消スヘシ

十三節 不規則ノ事起リ發言ヲ攪ス企テ判然タル時ハ議長ノ職分トシテ議會ヲ一喝シ整肅ニ復セシムヘシ若シ屢令ヲ下スト雖モ猶令ニ從ハサルモノアレハ議長ハ直チニ其姓名ヲ呼ビ速ニ退席ヲ命スヘシ若シ又其者退席ヲ否ミ強テ無禮抗論ニ及フ歟他ノ議員モ亦是ニ黨シテ議會ヲ壓スルノ勢ヒアラハレタル時ハ議長ハ直チニ閉會ヲ命シ速ニ議事所ヲ立去ルヘシ

十四節 議長ハ議事所ヲ退キタル後其委曲ヲ府廳ニ上申シ至當ノ所置ヲ願フヘシ

十五節 發言シ議員若シ不法ノ言語ヲ以テ他ノ一議員若クハ總會ヲ誹謗スル等ノ事アラハ左ノ手續ヲ以テ其罪ヲ糺スヘシ

十六節 若シ甲員前條ノ所爲ヲナサハ乙員若クハ數員起立シテ議長ヲ呼ビ其不法ヲ責ント乞フヘシ其時議長乙員ヲ呼ビ甲員ノ發言中何レノ語ヲ以テ不法トスルカト問ヒ乙員ヲシテ再三明瞭ニ其語ヲ辯セシメ正ク是ヲ記錄簿ニ書載シテ後甲議員ニ讀聞セ何故如此キ語ヲ吐キタルヤト問フヘシ併些々タル言語ノ齟齬ヨリシテ起ル爭論ハ可成丈ケ議長ノ取扱ニテ穩便ニ濟スヘシ

十七節 不法ノ語ナリト咎メラレタル議員ニ於テカカル語ヲ吐キタル覺ヘナシト拒マハ再ヒ總議員ニ問フテ果シテ然ルヤ否ヲ決スヘシ

但甲議員ヨリ右不法ノ語ニ付此語ハ實ナレトモ彼ノ語ハ然ラスト説分ルコトヲ願フ時ハ其請ヒニ任スヘシ

十八節 甲議員直ニ不法ノ語ヲ吐ト雖モ其旨意全ク他員ヲ凌辱スル爲メ或ハ議會ヲ誹謗スル爲ニ用ヒシニアラスト云ハ、自カラ辯解スルコトヲ許スヘシ

十九節 右ノ辯解若クハ陳謝ヲ聞キ議員一同是ヲ然リトスル時ハ乃チ穩便ニ事ヲ済スヘシ

二十節 若シ議會其辯解陳謝ヲ容スシテ罪ヲ糺スノ決議ヲ取ント云ヒ實ニ其罪判然タル時ハ未タ議論ノ發セサル前ニ先ツ其議員ニ退席ヲ命シ而シテ其議員席ヲ去シ後議會ニ於テ其不法ノ廉ヲ論定シ規則ニ從テ議長之ヲ處分スヘシ

二十一節 甲議員其發言中不法ノ語ヲ發セシト雖其發言ノ終ル迄誰アツテ咎ムルモノモナク或ハ乙ノ發言既ニ起テ右不法ノ語ヲ問ハスシテ過シ時ハ後ニ其事ヲ論スル者アリトモ決シテ之ヲ取上クヘカラス

二十二節 若シ議事所ニ張出シタル揭示十五ヶ條及其他非禮非法ノ舉動ヲ爲ス者アラハ議長其人ヲ指シテ議事會一統ニ公告シ罪ノ輕重如何ヲ問フヘシ其時咎メラレタル議員ハ或ハ其過失ヲ陳謝スル歟或ハ其所爲ヲ辯解スル歟シテ速ニ席ヲ退クヘシ然ル後議長ハ總議員ニ向ヒ其者ノ罰格ヲ議定セシムヘシ

右所爲ノ次第ニ因テ各議員ヨリ議長ニ對シ其者ニ代テ謝辭ヲ陳ヘ退席ヲ止ムルコトモアルヘシ併議員中一人ニテモ其罪ヲ糺サント望ム者アル時ハ定例ノ手續ニ從ヒ其罪ノ輕重ヲ問ヒ衆說ニ因テ處分スヘシ

二十三節 民會ニ於テ議員ニ加フヘキ罰格ハ除名公告戸長區長モ同斷ニシテ加ルニ退役ヲ以テスヘシ

第八章 議案處分之法

一節 或議案出タル時議會ニ於テ其趣意ヲ可トスルトモ其體裁ヲ不可トスル時ハ是ヲ議ニカケテ修正スルコトヲ得ヘシ

二節 右修正ヲ冀フ議員アラハ如此クセハ可ナラント云フ見込ヲ付テ發言スルヲ法トス

三節 趣意錯雜シテ數條ニ分カタルヘキ議案ハ是ヲ數條ノ議案ヘ見爲シテ逐次ニ決議セシムルヲ法トス

四節 議案ノ趣意全ク二條ニ分タル、者ハ是ヲ二通ノ議案ニ分テ議ニカクルヲ宜トス

五節 議案二通或ハ三通アツテ其主意一條ニ歸スル分ハ相合シテ一議案ト爲シ議ニカクルヲ宜トス

六節 一章一節ノ位置ヲ不都合ト爲シ是ヲ換ント思フ時ハ何章ヲ何章ト前後シ何節ヲ何節ト入換ント發言スルヲ法トス

七節 時トシテ議案當人ヨリ自己ノ議案ヲ改正セント望ムコトアリ其時ハ衆議ニカケテ後議長其事ヲ許スヘシ

八節 議案ノ趣意柄ニ因テ無益ノ説ナリト見込タル時ハ其議ヲ廢セント云フコトヲ議長或議員ヨリ發言シ大半ノ説ヲ得テ是ヲ廢案ニ附スヘキナリ

九節 議案ノ趣意柄ニ因リ急務ノ事ナラサレトモ到底採用スヘキ論ナリト見込歟或ハ猶時勢ニ早シト思フ時ハ議長或ハ議員ヨリ其見込ヲ演説シテ大半ノ證ヲ得テ延會案ト爲シ置ヘキナリ但シ延會案トナリタルモノハ再ヒ當日ノ議ニ掛ル事ヲ得ヘカラス併後會ノ議論ニ因テ議案トシテ又發スルコトハアルヘシ

十節 議案ノ趣意柄ニ因リ綿密ノ取調ヲ要スル敷實地ニ就キ檢議ノ上ナラテハ決シ難キ事ナル敷或ハ熟考審察ヲ要スル敷ノ時ハ是ヲ一分課ニ附シテ某日ノ會ニ議セント云フコトヲ議長或ハ議員ヨリ發言シ大半ノ說ヲ得テ課程案ニ附スヘキナリ其課程案トナリタル時ハ議長ヨリ議員ノ中五名或ハ十名ヲ撰テ其掛リト爲スノ權アルヘシ

十一節 茲ニ一議案アツテ既ニ決セントスル際ニ當リ或議員同趣旨ノ議案ヲ出シ議長其議案ヲ前議ニ勝レリト見込ム時ハ前案ノ決定ヲ止メ後案ヲ展讀シ其議ヲ可トスル者多キ時ハ後案ヲ主トシテ論スヘシ但此時ニ當リ前案ヲ猶廢案トハ見做スヘカラス萬一後案ノ議論中ニ不都合ヲ生スルトキハ再ヒ前案ニ立戻ルコトアルヘキカ爲メナリ

十二節 總テ議事會ニ於テ討論ニカクル書付或ハ建言ヲ議案ト名ケ其取捨ヲ決スル爲メノ書付或ハ建言ヲ將決案ト名付ケ既ニ全ク決定セシモノヲ決定案ト名クルナリ

十三節 議長各議員ノ討論稍定テ將ニ之ヲ取ントスル時先ツ將決案ヲ反復シテ他ニ議論ハナキヤト問ヒ議員發言全ク止リタラハ此將決案ヲ各々可否スヘシト云テ各員ノ說ノ歸スル處ヲ問ヒ可答否答ノ多寡ヲ定メ大半小半ノ說ヲ以テ可決否決ヲ確定スヘシ

第九章 將決案ヲ決議スル法

一節 議長將決案ヲ以テ衆議員ニ示シ然ル後同意不同意ノ證トシテ圖ノ如キ(可)(否)ノ一字ヲ書タル小キ印紙ヲ出サシムヘシ

可 何番議員

否 何番議員

二節 右證書ヲ議長受取テ備タル議事決定帳ノ各議員ノ番號上ヘ其印紙ヲ張置ヘシ即左ノ如シ

何番議員何番何々ノ議事原案討論ノ上將決案ニナリ爰ニ其可否ヲ問定ムルコト左ノ如シ

無  
論 欠異 一番議員○

一番議員誰

可 二番議員○

二番議員誰

否 三番議員○

三番議員誰

可 四番議員○

四番議員誰

可 五番議員○

五番議員誰

可答何人

否答何人

差引可答二人過

可ニ決定ス 議長印

年號月日

三節 右ノ如ク決定帳ニ張込記載全ク濟タル時ニ於テ議長總議員ニ向ヒ可トスル者ハ何番何番何番何人否トスル者ハ何番何番何人差引可トスル者何人過ナレハ大半ノ説ヲ取テ是ヲ可ト決定スト明亮ニ示スヘシ

四節 則前顯ノ法ヲ用ヒテ議長大半ノ説ヲ取リ既ニ議ヲ決セシ後ハ議案ヲ發シテ決定ヲ拒ムコトヲ嚴禁ス故ニ偶議會ノ席ニ在ラスシテ其後來リ加ハリタル者ト雖其可否ノ論ニ加ハルコトハ決シテ之ヲ許サ、ルナリ

五節 可否同數ナルトキハ其議ヲ決スルコトヲ議長ニ任スヘシ

第十章 府區會役員ノ定限

議長 一人

府會ハ知參事之ニ出席シ議事所ノ諸事務ヲ監督シ總議員ヲ支配スヘシ

書記 二人

當分屬ノ内ヨリ出席シ議事所ノ諸記録ヲ掌ル議事終ル毎ニ之ヲ清書シ議長及ヒ書記議員ノ内兩三人ノ名代人ト之レニ調印シ備ヘ置ヘシ

庶務二人 議員中ヨリ選舉ス

議員ノ姓名簿及ヒ諸會計ヲ掌ル會計ハ議事終ル毎ニ清算シ議長及ヒ庶務ト名代人ト之レニ調印シ備ヘ置ヘシ

區會役員ノ定限

議長 一人

當分知參事ノ内ヨリ出席ス

區會ハ總區長之レニ出席シ議事所ノ諸事務ヲ監督シ總議員ヲ支配スヘシ

書記 二人

當分屬ノ内ヨリ出席ス

戶長ノ内ヨリ出席シ議事所ノ諸記録ヲ掌ル議事終ル毎ニ之レヲ清書シ議長及ヒ書記議員ノ内兩三名ノ名代人ト之レニ調印シ備ヘ置クヘシ

庶務 二人

戶長ノ内ヨリ出席シ議員ノ姓名簿及ヒ選舉ノ事務諸會計等ヲ掌ル會計ハ議事終ル毎ニ清算シ議長及ヒ庶務ト名代人ト之レニ調印シ備ヘ置クヘシ

○大分縣

緒言

縣治區務ノ要訣トスル所ハ民智ノ適度ヲ察シ能ク風俗人情ト相愜合シテ悖ラサルニアリ然リ而シテ管地ノ廣キ官民ノ多キ到ル處俗ヲ異ニシ情ヲ同フセス其ノ恰好ノ治務ヲ施シ果シテ遺憾ニカラムコトヲ欲スルモ僅ニ一廳ノ議豈能ク之ヲ察スル所アラムヤ之ヲ公議ニ察シ之ヲ輿論ニトシ其歸結スル所ヲ取捨シテ而後施ス於是乎初テ風俗人情ト相愜合シテ遺憾ナカルヘシ是ヲ以テ今縣會區會小區會ヲ駢開シ固有ノ民權ヲ述ヘ縣下人民ヲシテ縣治區務ノ民間ニ功アルモノニ議スルノ權ヲ分有セシメ縣治區務ヲシテ遂ニ善良ノ域ニ躋サムト欲ス諸人其レ之ヲ體セヨ

附言 民會規則ノ如キ元ト當ニ人民ノ衆議制定スヘキモノトス然ルニ今日創始ニ係ルヲ以テ爰ニ其煩ヲ慮リ縣廳代テ之ヲ編制セリ以後其改正ノ如キハ宜シク之ヲ縣會ニ付スヘシ

明治十一年七月一日

蓋シ民會の制、先づ各小區の小村に於て代議人の選舉を行ひ、其の代議人を以て二三箇小區の聯合小區會を構成シ。小民會は議長副議長幹事書記並に大區會議員の選舉を行ふ。而して此の大區會議員は更に各大區の區會を構成シ、大區會に於て更に縣會議員を選舉する順序にして、大區會並に縣會議會は複選法を採用したり。是蓋し後年町村會郡會府縣會を開くに至れる濫觴なるべし。

是より先き明治十一年<sup>戊寅</sup>五月、各小區の各村に於ては、何れも自村選出の代議人を選舉せり。當時各村選舉は各々自村選出の代議人に對する委任證を、又代議人は宣誓書を大分縣權令に提出したり。今左に其の文例を示す。

委任證

大分縣第〇大區〇〇小區平民

氏 名 (列記)

右ハ今般投票多數ヲ以第〇大區〇〇小區〇〇村總代人ニ當選相成候上ハ當〇〇村ノ公議ハ全ク〇名ヘ委任致候就テハ右ノ者其決議致候事件ニ付後日聊異存無之候也

第〇大區〇〇小區〇〇村

選舉人

(全部署名捺印)

明治十一年五月 日

委任狀

大分縣第〇大區〇〇小區〇〇村平民

氏 名 (列記)

右者今般投票多數ヲ以テ第〇大區〇〇小區〇〇村ノ代議人ニ當選相成候上ハ當〇〇村ノ公議ハ全ク右〇名ヘ委任致候就テハ右ノ者於議場決議致候事件ニ付後日聊異存無之候也

第〇大區〇〇小區〇〇村

選舉人

(全部署名捺印)

明治十一年五月 日

請書

今般投票多數ヲ以第〇大區〇〇村ノ代議人ニ選舉セラレ候上ハ一己ノ偏見ヲ去リ公平ノ正理ニ基キ專ラ當〇大區〇小區〇〇村ノ爲メ忠實ノ心ヲ以テ代議人ノ義務ヲ盡シ可申候也

明治十一年五月 日

氏 名 (前記氏名列記)

大分縣權令 香川 眞一殿

然るに明治十一年<sup>戊寅</sup>七月二十二日を以て府縣會規則發布せられたるに依り民會は廢止されたり。(緒方村誌)

〇熊本縣

時ニ副島板垣ノ諸氏維新大詔御誓文ニ基キ民選議院ノ設立セサル可カラサルコトヲ政府ニ建議セリ。即チ崎村(常雄)平川(惟一)宮崎(八郎)ノ諸氏ト議シ大ニ之ノ議ニ贊シ縣下各郡ニ奔走シ大ニ民間ヲ遊説シ會ヲ山鹿ニ開ク。此時集ル者五百人餘ニ及ヘリ白本爲直、友枝庄藏等モ大ニ之ヲ贊シ力ヲ盡サレタリ。再ビ玉名郡高瀬町ニ開會ス。縣廳之ヲ停止シ會ノ解散ヲ命ス茲ニ於テ縣令安岡良亮ニ迫リ縣會ヲ開キ縣治上大ニ輿論ノ方針ニ依ランコトヲ乞フ。安岡遂ニ聽カズ。宮崎氏安岡ヲ追ツテ上京シ再ヒ之ニ迫ル、遂ニ安岡ト議合ハスシテ止ム。於此、縣廳予等ヲ怒リ植木學校ヲ廢セシム。亦後霽月社ナルモノヲ組織シタリ、蓋、社名ヲ光風霽月ノ意ニ取ルナリ、維新御誓文ニ基キ公議輿論ノ政體ヲ組織シ民權ヲ擴充シ國權ヲ海外ニ伸張スルヲ以テ主旨トス。而シテ、縣廳、縣區會ヲ設立スルノ令ヲ發シ、縣會ヲ召集ス。予(有馬源内)此時熊本區議員ニ選舉セラレシガ、議會ノ議、縣廳ノ説ト相合セサルヲ以テ遂ニ縣區會ヲ廢ス。

○松山守善氏の説に曰く、民會なるものを山鹿と高瀬にて開催せり。山鹿にては斯様の會の嚆矢なれば縣廳も注意せず濟みたれとも、高瀬にては遂に解散を命せられたり。會の模様は(山鹿の方敷)寺院を借り、宮崎開會の辭を述べ崎村も演説したり。學校よりは平川、宮崎、有馬等一同打連れて赴きしが、生徒は行かざりき。白本、友枝、平塚(恰)等も賛成助力を與へたり。然るに安岡は此一派が學校を名として己れを欺けりとなし閉鎖を命じたるなり。殊に當時鹿兒島縣令大山綱良の如き民會廢止を主張するものありて安岡の決心を助けしものと想像す。

云々(有馬源内小傳)

八郎(宮崎)は征臺の役より還るや、縣令安岡良亮に説き、其補助を得て植木學校を創設し自ら有馬源内と共に其學務

委員と爲つた。當時學校の課目は、中村敬宇先生譯ミル氏の自由之理、萬國公法、漢籍等であつたが、偶ま八郎が東京に出て中江兆民譯の民約論を齎して還るに及んで校内に、自由民權の論勃焉として興り、民約論は植木學校唯一の經典たる如き觀があつた。

八郎は又た、植木學校を中心に、或ひは、演説に、或は集會に、さては評論新聞に投書する等凡ゆる機會を捕えて宣傳を怠らなかつた。

植木學校の民會説を唱道するや、熊本城北の各町村は、之に賛成するもの頗る多く、『戸長は、村民の代表者なるに より、宜しく民選によるべきものなり』との説を唱ふるものも出でて、野滿長太郎を始め、十數村の戸長等、連署して戸長民選の決議をなし、同時に相率いて連袂辭職するに至つた。而して此決議書は、八郎の草したもので、學校生徒はその戸長民選に同意せざる戸長役場に至り、書類を調査し其施設の宜しきを得ざるを發見し、之を論難し、各村民亦た學校に來りて、不正の村長を斥けんことを訴へるといふ有様で、不正の戸長等は戰慄して職に堪へず、時人は之を評して戸長征伐と名づけた。

八年六月、政府が地方官會議を東京に開くや、八郎は縣廳に至り、縣區會を興さんことを請ふた。縣廳は縣令安岡良亮不在の故を以て決する能はず、八郎は直ちに東京に赴いて親しく良亮に就て之を請ふた。安岡良亮は官吏に珍らしい自由主義者ではあつたが、當時縣區會の議が地方官會議で尙囂々論議せられるのみで決するところがなかつたので之を許さなかつた。其後良亮の熊本縣に還るや特別制度の下に、投票民選を以て、縣會、及び區會を開くに至つた。

これらの事蹟は我國に於ける自由民権運動の序幕として一應特筆さるべき價值のある事だと思ふが、八郎は其中心的指導者であつた。(明治文化研究第六輯 屋壽雄氏)の『宮崎八郎と協同隊について』

讀民約論

天下瞻朧皆夢魂 危言獨欲貫乾坤

誰知淒月悲風底 泣讀盧驥民約論

熊本縣下ニ於テハ公選民會ヲ設立シ、既ニ七月二十日ヨリ日數、十日ノ間、縣會ヲ開場シタルシガ、其議案ハ縣令ヨリ下附スル所ニシテ、第一、區戶長ノ等級ヲ進メ月給ヲ増加スル事。第二、巡查ノ等級ヲ上ゲ月給ヲ増ス事ナリシガ議員ハ一同之ヲ可トスル者ナク、先ヅ議案ヲ改定セザレバ、議事ニ及ビ難シト痛論シタルヲ、議長等ノ説得ヲ以テ、一應ハ其マ、議事ニ及ビシガ、遂ニ之ニ満足スル者ナク、議員一同ハ遂ニ縣令ニ向テ、議案ヲ改ムベキヲ迫リ、且ツ區戶長ヲ悉皆民選ニ改ムベキ旨ヲ建白シ、其勢頗頗ル盛ンナリト云フ。(明治九年八月中) (外評論第四號)

○福岡縣

本月十五日縣會は新廳にて執行し、爾後傍聽も苦しからぬ由(明治九年七月十四日) (日郵便報知新聞)

○足柄縣

足柄縣大小區會議概則

地方事務ノ最大ナル民産ヲ富殖ニシ安寧ヲ保護シ民智ヲ開闢シ民權ヲ保全スル等ノ數目ナル者ハ目今ノ急務ニシテ瞬間モ之レヲ忽セニス可ラス而シテ之レヲ實際ニ施爲シ實效ヲ舉クル者ハ則チ地方官吏在職者ノ責ナリ何ヲカ地方

官吏ト云フ縣官及ヒ區戶長是ナリ其實效ヲ舉クルノ要ハ則チ上下協和シ氣脈ヲシテ流通セシムルニ在リ之レヲシテ能ク流通凝滯スルコトナカラシメハ則チ上旨ノ嚮フ所ロ下ニ貫徹シ易ク人民ノ情願スル所ロモ亦タ暢達シ安シ其上下協和氣脈流通セシムルハ會同協議シ各其胸臆ヲ披キ肝膽ヲ吐露シ正義極論スルヲ以テ第一要義トナス故ニ嚮キニ各區ニ會議所ヲ設ケ纒ニ議事ノ端緒ヲ開ク然リ而シテ一般ノ人民尙ヲ未タ舊套ヲ脱却セスシテ議事ノ要旨ヲ曉知セス故ニ上下ノ氣脈ヲシテ支離阻隔ノ患ヒ渺トセス是ヲ以テ今般更ニ大小區ノ會議ヲ興シ其概則ヲ略定ス苟モ各區戶長代議員タル者一般人民ノ心ヲ以テ心トシ此ノ概則ノ順序ヲ履行シ正義極論上下ノ氣脈ヲシテ流通セシメ官民一致協力スルヲ要ス可シ然レハ則チ勸業ノ民産ヲ富殖ス可ク警察ノ安寧ヲ保護ス可ク民智ヲ開闢ス可ク民費ヲ節減ス可ク其他百般ノ事業ニ於テ實效ヲ奏シ無數ノ利便ヲ興シ上ハ以テ 聖化ノ萬一ヲ補ヒ下ハ以テ人世本分ノ洪福ヲ徵エ國家ニ報スル義務ヲ盡スト云フ可シ敢テ請フ各位勉勵從事シ各ノ其職ヲ盡サント仍テ概則ヲ頒示シ此段申達候也

明治七年八月

足柄縣權令 柏 木 忠 俊  
足柄縣權參事 城 多 董

大小區會議概則

一 大區會議所ハ縣廳下ニ設置ス可シ

但開場ハ春秋二次ヲ恒例トナス

臨時ニ會議ヲ求ムルコトアレハ會頭ノ特權ニテ其ノ時々報告ス可シ

一 大區會議ノ會頭幹事及ヒ議員等總テ管下一般人民ノ中ヨリ公選スル者トス然レトモ議事ノ體裁未タ整備セス故ニ暫ク假リニ長官ヲ會頭トナシ擔當ノ屬官ヲ幹事トナシ自餘ノ官員ヲ參座トナシ各ノ所見ヲ陳述スルヲ聽ス正副區長ヲ以テ代議員トナス

但管下未タ正區長ヲ置カス故ニ當分各小區毎ニ副區長ノ内ニテ一名ヲ選擇シ其ノ區内ノ代議員トナス

一 會議場ニ於テハ各其胸臆ニ蘊藏スルコト無ク腹心ヲ披キ公議輿論ヲ採リ雷同附和ノ弊ナク上旨ヲ下徹シ下情ヲ上達スルヲ專務トナシ官民協和漸次ニ舊染ノ陋習ヲ破リ人民一般公共ノ利益ヲ振興スルヲ要ス

一 小區會議ニテ議判セシ條件總テ此會場ニ於テ覆按議定シ成規ノ有ル者ハ之レヲ照シテ施行シ其無キ者ハ官省ニ上稟シ許允ヲ得テ施行ス可シ然レトモ其ノ輕重緩急ヲ斟酌シ施行スルト否ラサルトハ會頭ノ特權ニ在ル可シ

一 議事ノ形況ニ因リ本日ニ決議セサル者ハ次會ニ再議スルヲ例トス然レトモ會頭決議ヲ促スコト有レハ數日ヲ累スト雖モ閉場ノ命令ヲ得サレハ代議員恣ニ退散スルヲ聽サス

一 會場ニ於テ議サント欲スル事件ハ總テ議案書ヲ作り幹事ニ附ス可シ幹事之レヲ高聲ニ朗讀シテ代員ニ附テ議サシム可シ

一 代議員事故アリ會場ニ出ツルコト能ワサレハ自記委任狀ヲ以テ代理人ヲ出ス可シ幹事其委任狀ヲ承認シテ會頭ニ申稟ス可シ總テ會場ニ在ツテハ本人ト同等同權ト看做ス可シ

一 各區ニ賦課スル費用ハ精算ノ帳簿正副二本製シ會場ニ於テ代議員共同照査シ會頭承認ノ印證ヲ受ク可シ其承認ノ印證ノナキ者ハ之ヲ賦課スルヲ聽サス

一 但承認印證セシ正本ハ區内一般ノ人民ニモ明示スルヲ要ス副本ハ之レヲ縣廳ニ收メ他日ノ參閱ニ備フ

此會場ニ於テ議スル所ハ管下一般人民ノ公益ヲ保護スルヲ目的トナス故ニ其綱領ヲ示スコト左ノ如シ

舊染ノ陋習ヲ破リ開化ヲ勸誘スル事、民費賦課ノ方法並費用ヲ檢査スル事、學校病院ヲ設立シ並保護維持スル事、勸業ノ事

濟貧育幼授産方法ノ事

水利隄防道路橋梁ノ事

保護警察ノ事

豫備凶荒ノ事

以上大區會議概則假定スル所ナリ

一 各小區ニテ毎月一次道路均平適宜ノ地ヲ選擇シ會議所ヲ設置ス可シ

一 會頭及議員ハ區内一般人民ノ公選ニテ任スル者トス然レトモ當分ノ内假リニ副區長ノ内ニテ一名ヲ選擇シ會頭トナシ自餘ノ副區長ヲ幹事トナス各村町驛毎ニ正副戶長ノ内一名一般人民ノ内ニテ相應ノ家産ヲ所有スル者一名ヲ公選シ各村町驛毎ニ二名ヲ舉ケテ代議員トナス可シ

但縣官時々臨席スルコト有ル可シ

一 會議場ニ在テハ上旨ヲ下徹シ下情ヲ上達シ區内ノ安寧輯睦興利除害等ノ事ヲ議スルヲ專務トシ附和雷同ノ弊ナク一己ノ私見ヲ主張セス總テ公論ニ基キ一般人民公共ノ利益ヲ振興スルヲ目的トナス可シ

- 一 會場ニ在テハ會頭ハ各代議員ノ議スル所ロ可否ノ多寡ト事情形態トヲ審按熟議シ再ヒ大區ノ會議ニ於テ議決ス可シ之レヲ掩蔽壅塞スルコト有ル可ラス
  - 但急遽閣ヲキ難キ事件アレハ臨時會議ヲ大區會頭ニ請求ス可シ
  - 一 各村町驛ノ民費ニ賦課スル經費ハ毎月明細精算ノ帳簿ヲ製シ會場ニ於テ協同照査シ會頭承認ノ印證ヲ受ク可シ其ノ印證ノナキ者ハ之ヲ賦課スルヲ聽サス
  - 但此承認ノ印證セル簿冊ハ遍ク各町村驛ノ人民ニ明示ス可シ
  - 一 本日決シ難キ事件ハ次會ニ再議スルヲ例トナス然レトモ會頭ヨリ決議ヲ促スコト有レハ數日ヲ累スト雖モ閉場ヲ告知セサレハ恣ニ退散スルヲ聽サス
  - 一 代議員事故アリ會場ニ出ルコト能サレハ自記ノ委任狀ヲ以テ代理人ヲ出ス可シ會頭ノ承認ヲ得レハ總テ本人ト同等同權ト看做ス可シ
- 右概則ヲ設爲スト雖モ實際ニ於テ不便ナル者ハ漸次ニ審議シ増減更正ス可シ
- 明治七年八月

○群馬縣

區會議は多くは御座なり狂言に類し(明治十一年十月三日 十日郵便報知新聞)

○神奈川縣

町村の總代人を公選し大小區の議員となし會議の議目を縣廳より告諭せられたれども議員の中に舊弊家で會議の何

物たるを知らざる者もあると(明治十一年二月二日 十八日朝野新聞)

議 則

- 第一條 會議ハ午前第九時ニ始リ午後第四時ニ終ル時宜ニ依リ伸縮スルハ議長ノ指揮ニ依ルヘシ
- 第二條 議員着席ノ順序ハ豫メ抽籤ヲ以テ之ヲ定メ每會其席ニ着クヘシ
- 第三條 議案ノ可否ハ三次會ヲ經テ之ヲ決スルモノトス其順序左ノ如シ
- 第一次會 議長ハ書記ヲシテ議案ヲ朗讀セシメ議案ニ疑義アルモノハ答辯者ニ向ヒ質問セシメ且議案ノ總體ニ就キ可否ヲ決ス
- 第二次會 書記議案ヲ逐條朗讀シ各議員ハ之ヲ討論審議シ逐次其可否ヲ決ス
- 第三次會 議長議員ヲシテ第一次會第二次會ヲ經テ決議セシ議案ヲ再考セシメ全案ニ就キ其可否ヲ決ス
- 第四條 議案ヲ修正セント欲スルモノハ第二次會第三次會ニ於テ其意見ヲ錄シテ文案トナシ議長ニ出シ又ハ議席ニ於テ陳述スヘシ
- 第五條 小會議ハ既ニ一事ノ可ヲ決スト雖トモ其方法及ヒ議案ノ章句ヲ審議討論セント欲スルトキ又ハ郡長ノ議問ニ答フル爲メ内議ヲ要スルトキ之ヲ開クヘシ
- 但議長ハ副議長代リテ之ヲ勤ムヘシ
- 第六條 凡可否ノ數ヲ算スルニハ衆員ヲシテ起立セシムルカ又ハ可否ヲ書シテ投票セシムルカ臨時議長ノ指揮ニ依ルヘシ

第七條 一議案ニシテ議員ノ論說數派ニ涉リ可過半數ヲ得サルトキハ議案ノ方法章句ヲ修正セシメ更ニ會議ヲ開クヘシ其修正ヲナスニ臨ミ議員中ヨリ委員ヲ撰擧シ又ハ議長之ヲ定ム

但委員ハ奇數ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 會議中發言セント欲スルモノハ先ツ起立シテ議長ニ向ヒ議長第何番ト呼フヘシ議長之ニ應シテ亦其番號ヲ呼フ然ル後發言スヘシ若シ二人以上同時ニ起立スルトキハ議長壹人ヲ指揮シテ發言セシム會議中ハ總テ番號ヲ稱スヘシ直ニ氏名ヲ稱呼スルヲ許サス

第九條 凡討論ハ議長ニ向ヒ之ヲ爲スヘシ議員互ニ應答スルヲ許サス

第十條 凡一議件未了ラサルニ他ノ事件ヲ發言スルヲ許サス

第十一條 一會一事ニ付再三發言スルヲ許サス其論旨ヲ維持スル爲メ之ヲ辯明シ及ヒ各員ノ問ニ答フルハ此限ニ非ス

但小會議ニ於テハ本則ニ從フヲ要セス

第十二條 議員ノ辯論未タ終ラスト雖トモ議長ニ於テ論旨既ニ盡キタリト認ムルトキハ之ヲ會議ニ問フテ其議題ノ決ヲ取ルコトヲ得

第十三條 一議員動議ヲ發スルモ第二次會ニ於テ賛成者ナキモノ及ヒ第三次會ニ於テ四名以上ノ賛成者ナキモノハ會議ノ問題ト爲スヲ得ス

第十四條 議長ノ意見ヲ以テ議員ヲ數組ニ分子毎組幹事一人ヲ投票セシメ組合中諸傳達等ノ事ヲ掌ラシム

第十五條 議員ノ出頭ハ名刺ヲ以テ書記ニ告ケ缺席スルトキハ開會時限ニ先チ書記ニ報スルモノトス

第十六條 議事ノ始終ハ擊柝ヲ以テ之ヲ報スヘシ

第十七條 凡議場ニ在テハ議事ニ關係ナキ書類ヲ展觀シ或ハ欠伸睡眠私語シ又ハ吸烟シ及ヒ猥ニ議事席ノ中央ヲ遮過スルヲ禁ス

神余 村 會 規 則

第一章 總 則

第一條 本會ハ左ニ掲クル各款ヲ議定ス

第一款 當村限リノ經費ヲ以テ支辨スヘキ事業ヲ起廢シ或ハ之ヲ伸縮スル事

第二款 當村ノ經費ヲ豫算シ及其ノ賦課法ヲ設クル事

第三款 當村共有財産ノ額ヲ増減シ又ハ之ヲ貸付ケ又ハ之ヲ増殖シ之ヲ維持スルノ方法ヲ設クル事

第四款 該町村共同ノ名義ヲ以テ土地家屋金穀等ヲ借入ル、事

第五款 縣廳ヨリ當村ニ割付タル戸數割稅ヲ徵收スル爲メ各戸出金ノ乘率ヲ定ムル事

第二條 本會ハ通常會ト臨時會トノ二類ニ分ツ其定期ニ於テスル者ヲ通常會トナシ臨時ニ開ク者ヲ臨時會トナス

第三條 通常會臨時會ヲ論セス會議ノ議案ハ戸長ヨリ之ヲ發ス

第四條 臨時會ハ其時ニ會議ヲ要スル事件ニ限リ其他ノ事件ヲ議スルヲ得ス

第五條 通常會ニ於テ第一條ニ掲クル各款ノ事件ニ付議長ヨリ意見書ヲ出ス時ハ戸長ハ之ヲ取捨シ當ニ議スヘキ意

見ト認ムルモノハ直ニ之ヲ會議ノ議案ト爲スヘシ但意見書ヲ出スハ少ナクモ開會ヨリ五日以前タルヘシ

第六條 凡町村會ニ於テ評決シタル事項ハ戸長ヨリ施行スル以前ニ之ヲ郡長ヘ報告スヘシ

第七條 通常會期中議員ノ内其町村ノ利害ニ關スル事件ニ付縣令ニ建議セントスル者アレハ之ヲ會議ニ付シ過半數

ノ同議ヲ得タルトキハ其會ノ名義ヲ以テ建議スルコトヲ得

第八條 町村會ハ郡長ヨリ其當村ノ利害ニ關スル事件ニ付意見ヲ問フコトアルトキハ之ヲ議ス

第九條 町村會ハ議事ノ細則ヲ議定シ戸長ノ認可ヲ得テ之ヲ施行ス

第二章 撰 舉

第十條 本會ノ議員ハ當村戸數ノ多寡ニ從ヒ之カ員數ヲ定ムル左ノ如シ

神村ハ 議員 二十人

畑村ハ 議員 十五人

但便宜ニヨリ町村ヲ區分シ議員ヲ撰舉スルコトアルヘシ議員ノ數ヲ割付クルコトハ之ヲ別條ニ掲ク

第十一條 議長副議長ハ議員中ヨリ公撰シテ戸長ヘ報告ス

第十二條 議長副議長及議員ハ俸給ナシ書記ハ議長之ヲ撰ヒ庶務ヲ整理セシム其俸給ハ會費ノ内ヨリ之ヲ支給ス

但議員ニ謝金ヲ給スルト否トハ會議ノ評決ニ依ルヘシ

第十三條 本會ノ議員タルヲ得ヘキ者ハ滿二十歳以上ノ男子ニシテ其當村ニ本籍住居ヲ定メ當村内ニ於テ不動産ヲ

有スル者ニ限ル

但左ノ各款ニ掲クル者ハ議員タルヲ得ス

第一款 風癩白痴ノ者

第二款 懲役一年以上及國事犯禁獄一年以上實決ノ刑ニ處セラレタル者

但滿期後七年ヲ經タル者ハ此限ニアラス

第三款 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘサル者

第四款 官吏及教導職

第十四條 議員ヲ撰舉スルヲ得ヘキ者ハ滿十七歳以上ノ男子ニシテ當村ニ於テ不動産ヲ所有シ其町村ニ本籍住居ヲ定ムル者及ヒ滿三年以上不斷寄留スル者ニ限ル

但前條ノ第一款第二款第三款ニ觸ル、者ハ撰舉人タコルトヲ得ス

第十五條 議員ヲ撰舉セントスルトキハ戸長ハ少ナクモ十五日以前ニ撰舉會ヲ開ク旨ヲ公告シ當町村役場ニ於テ投票ヲナサシムヘシ

但便宜ニ依リ役場外ニ於テ撰舉會ヲ開クコトヲ得

第十六條 投票ハ戸長ヨリ附與シタル用紙ニ撰舉人自己ノ住所姓名及ヒ被撰人ノ住所姓名ヲ記シ豫定ノ日之ヲ戸長ニ出スヘシ投票ハ多數ノ者ヲ以テ當撰人トシ同數ノ者ハ年長ヲ取り同年ノ者ハ圖ヲ以テ之ヲ定ム

但投票ハ代人ニ托シ差出スモ妨ケナシ

第十七條 投票終ルノ後戸長ハ撰舉並ニ被撰人名簿ニ付テ投票當否及ヒ當撰人ノ當否ヲ査シ若シ不適當ナル者アル

カ或ハ當撰人止ムヲ得サル事故アリテ其撰ヲ辭スルトキハ順次投票ノ多數ヲ得タル者ヲ取ル

第十八條 當撰人ノ當否ヲ査定スルノ後戸長ハ其當撰人ヲ役場ニ呼出シ當撰狀ヲ渡シ當撰人ハ請書ヲ出スヘシ

但當撰人請書ヲ出シタル後戸長ハ其姓名ヲ町村内ヘ公告スヘシ

第十九條 議員ノ任期ハ四年トシ二年毎ニ全數ノ半ヲ改選ス第一回二年期ノ改選ヲ爲スハ抽籤ヲ以テ其退任ノ人ヲ定ム

第二十條 議長副議長ノ任期ハ二年トシ議員ノ改選毎ニ之ヲ公選スヘシ

第二十一條 前二條ノ場合ニ於テハ前任ノ者ヲ再選スルコトヲ得

第二十二條 議員中第十三條ニ掲クル諸款ノ場合ニ遭遇スル者アルカ當町村外ヘ轉任スルカ又ハ死去シタルトキハ更ニ其欠ニ代ル者ヲ選舉ス其疾病等止ムヲ得サル事故ナクシテ開會ノ召集ニ應セサル者ハ退職者トシ又其欠ニ代ル者ヲ選舉ス

第三章 議 則

第二十三條 議員半數以上出席セサレハ當日ノ會議ヲ開クコトヲ得ス

第二十四條 會議ハ過半數ニ依テ決ス可否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス

第二十五條 戸長若クハ其代理人ハ會議ニ於テ議案ノ旨趣ヲ辨明スルヲ得ルト雖トモ決議ノ數ニ入ルコトヲ得ス

但第五條ニ掲クル議案ノ旨趣ハ意見書ヲ出セル議員之ヲ辨明スルヲ得

第二十六條 會議ハ傍聽ヲ許ス

但戸長ノ要メニ依リ又ハ議長ノ意見ヲ以テ傍聽ヲ禁スルヲ得

第二十七條 議員ハ會議ニ方リ充分討論ノ權ヲ有ス然レトモ人身上ニ付テ褒貶毀譽ニ涉ルコトヲ得ス

第二十八條 議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス若シ規則ニ背キ議長之ヲ制止シテ其命ニ順ハサル者アルトキハ之ヲ議場外ニ退去セシムルヲ得其強暴ニ涉ル者ハ警察官吏ノ處分ヲ

第四章 閉

第二十九條 本會ハ毎年五月十一月ニ於テ之ヲ開ク其開閉ハ戸長ヨリ之ヲ命シ會日ハ三日以内トス

但戸長ハ會議ノ衆議ヲ取りテ其日限ヲ伸縮スルコトヲ得ルト雖モ其事由ヲ郡長ニ報スヘシ

第三十條 通常會期ノ外會議ニ付スヘキ事件アリテ戸長ヨリ開會ヲ要ムルカ又ハ議員全數三分一以上ノ同議ヲ以テ開會ヲ求ムルトキハ臨時會ヲ開クコトヲ得

但戸長ハ該會ヲ要スル事由ヲ直チニ郡長ニ報告スヘシ

第三十一條 會議ノ論說法律又ハ規則ヲ犯シ或ハ權限ヲ超ユルコトト認ムルトキハ戸長ハ直チニ郡長ニ具狀シテ指揮ヲ乞フヘシ

每部議員撰舉法

一 各町村ニ於テ議員ヲ撰舉スルニ當リ被撰人共一方ニ偏倚セス且撰舉ノ便ヲ得ルカ爲メ町村ヲ部分シ撰舉區域ヲ分チテ撰舉セシム

一 撰舉區ヲ分ツノ法ハ該町村議員ノ定員ヲ其町村總戸ヘ平均ニ割當議員一員ニ當ル戸數ヲ一ノ撰舉區トシ(假令

長役場所管町村ノ總戸數ヲ合シテ二百五十戸ナレハ定員二十五人ニテ之ヲ一ノ撰舉區ヨリ議員一員ヲ舉ルモノトス  
 除シ議員壹人ニ付戸數拾戸ニ當ルコノ拾戸ヲ以テ一ノ撰舉區トスルナリ  
 一 前項ノ如ク撰舉區域ヲ分ツト雖モ其撰舉スルニ當リテハ甲撰舉區ノ撰舉ニ於テ乙又ハ丙等ノ撰舉區ヨリ議員ヲ  
 舉クルハ苦シカラス

一 一ノ撰舉區ヨリ舉ル議員ノ投票ハ一區限リニ合封シテ戸長へ出スヘシ

一 戸長ハ各撰舉區ヨリ出セル投票ハ開封前順次ニ符號ヲ附シテ之ヲ開キ一區限リニ調査シテ當撰人ヲ定ムヘシ  
 庶第六百三號御指令但書中付筆文

第五條中三行目ノ(ニ於テハ)ヲ(モノハ)ニ訂正スヘシ

第六條中二行目ノ(二十日)ノ三字ヲ刪ルヘシ

同條 但書ヲ削除スヘシ

第七條一行ノ(ニ施行)ヲ(ノ利害ニ關)ニ訂正スヘシ

第十一條中二行目ノ(ノ認可ヲ受ク)ヲ(ハ報告ス)ニ訂正スヘシ

第十二條但書中(日當)ヲ(謝金)ニ訂正スヘシ

第三十一條二行七字目ノ(アリ)ヲ削除スヘシ

同條 同行(其會議ヲ中止セシメ)ヲ(直チニ)訂正スヘシ

○和歌山縣

先ニ該縣議會ヲ開設スル以來議事ニ屬スル規程布達等逐次ニ之ヲ公告スト雖其實甲乙彼是ニ涉リ頗ル緝關ニ便ナラ

サルヲ以テ更ニ纂輯シテ以テ之ヲ附録ト爲シ山間僻在ノ民庶ヲシテ縣官ノ治民ニ注意スル所以ノ萬一ヲ知ラシメン  
 ヲ要スルナリ

月 日

編者 識ス(和歌山新聞  
 第九號附録)  
 各區副區長

○乙第十號  
 每月會議之定日相立有之候處右相廢シ今度更ニ議事所設立致シ乙第九號ノ通規則相定候條此旨厚相心得精々勉勵可  
 致此段相達候事

明治七年三月八日

和歌山縣權令 神山郡 廉

乙第九號

各區副區長

此度別紙之通相達候ニ付テハ追テ議事所取設候迄ハ當分和歌山縣ノ森本願寺懸所ニ於テ開議候條規則之通相心得時  
 間遲々ナク出頭可致事

明治七年三月八日

和歌山縣權令 神山郡 廉

夫國家ノ強弱ハ人民ノ勤惰ニアリ惰ヲ勵マシ勤ムルハ縣官ノ任タリ若シ其宜キヲ得サル時其責ヲ辭スルヲ得ス  
 抑當縣南海ニ僻在スルト雖トモ管内七郡人口五十五萬餘物産モ亦尠シトセス今ヤ幸ニ開化ノ世ニ際シ民志ヲ勸勵シ  
 物産ヲ興隆シ以テ文明ノ民タルニ背カサラシメント欲スルナリ於是新ニ議事所ヲ設ケ將ニ其得失ヲ議シ施設スル所  
 アラントス苟モ議場ニ列スル者斯ノ旨趣ヲ體シ精思熟慮以テ其實績ヲ舉ケハ豈翹管内民庶ノ幸ノミナランヤ

議事所假規則

第一條 當分各區副區長并戶長ヲ議事ノ人員ト定メ令參事各課々長并議事關係ノ各官員臨席スヘシ  
第二條 毎月十六日ヲ以議事ノ定日トシ午前九時出頭午後第三時退出スヘシ

但臨時議事有之節ハ其時々相違次第出頭スヘシ

第三條 議事ノ人員病氣又ハ事故アツテ不參ノ者ハ當日午前八時迄ニ届出ヘシ尤戶長ハ其最寄副戶長ヲ代員トシテ出頭致サセ共由届出ヘシ

第四條 本日議事決定ノ上ハ速ニ書面ヲ差出シ更ニ縣廳ノ許可ヲ得テ後初テ施行スヘシ  
時宜ニヨリ規則ヲ改正シ及ヒ議事所ヲ閉廢スルコトアルヘシ

第五條 議事所ニ於テ議スヘキ條件左ノ如シ管内ノ物産ヲ盛大ニシ人民ノ營業ヲ勸勵スル事  
學校ヲ増加シ及ヒ其永續ヲナスヘキ方法ノ事

醫學校并小病院設立ノ事

窮民教育ノ方法及ヒ投產方法ノ事

金穀財貨融通ノ事

諸會社ヲ創立スル事

道路ヲ修築シ河流ノ填闕ヲ浚疏シ新河ヲ穿決シ及ヒ海陸運輸廻漕ノ便利ヲ開ク事

土地ヲ開墾スル事

風儀ヲ正フシ及ヒ諸取締ヲナス事

右掲載ノ外國家ノ公益人民ノ幸福ニ關係スル條件ハ勿論都テ開明進歩ニ裨補アル件ハ假令小事タリトモ必之ヲ審議スヘシ

第六條 議スヘカラサル條件左ノ如シ

御政體及ヒ官省諸布告類ヲ誹議スル事

開化ヲ妨碍シ并舊習ニ拘泥スル事

右條件可確守者也

明治七年三月

### 議場 概則

一 議案ハ當日議事席ヘ張出スヘシ

但議案ノ外ハ議セント欲ル箇條アレハ其由議事係ヘ申出許可ヲ得テ後陳述スヘシ

一 凡議員其事ヲ議セント欲セハ一々机前ニ進ミ出代聞人ニ對シテ明辨具陳スヘシ私ニ討論スルヲ禁ス

一 代聞人其議ノ當否ヲ滿場ノ議員ニ問ハ、各之ヲ熟慮シテ其說ヲ可トスル者ハ座ヲ起テ左手ヲ舉クヘシ否トスル者ハ名札ヲ給仕或ハ幹事ニ託シテ之ヲ議事係ニ出スヘシ

一 代聞人若シ其否トスル事由ヲ問ハ、机前ニ進ミ出其見込ヲ具陳スヘシ代聞人之ヲ問ハサルモ机前ニ出區名號數ヲ自ラ呼テ意見ノ異ナル所以ヲ陳述スルモ亦妨ケナシ

一 凡議員甲ノ言未タ訖ラサルニ乙人丙人妄ニ發言スヘカラス代聞人ノ許可ヲ得テ徐々異見ヲ云ヘシ總シテ勸說雷

同スルヲ禁ス

- 一 凡衆議紛紜決シ難キ時ハ更ニ投票ヲ以テ每區三名ノ議員ヲ撰舉シ之ヲシテ意見ヲ立テシメ之ヲ再議スヘシ之ヲ名ツケテ特撰議員ト云フ
- 一 凡議員其見ル所ヲ討議スルモ其論高尙或ハ卑小陳スルニ足ラサル者ニシテ徒ニ唇ヲ消スルノ議ト思フトキハ議長(無言)ト云フヘシ此時ハ言ハント欲スル事アリトモ先ツ口ヲ閉テ議長及ヒ代聞人ノ言ヲ待ツヘシ
- 一 凡甲ノ人唱フル所ノ議明確ナリト雖モ甲ノ人口能ク之ヲ辯スル能ハサレハ乙人ノ力爲ニ机前ニ進ミ出代言スルヲ得ヘシ此時ハ乙人机前ニ至リ何大區何號ノ論ヲ何大區何號代テ申上ヘシト呼フヘシ
- 一 凡議員ハ議問并討議ヲ一々聽聞シテ疑惑アレハ反覆之ヲ訂シ其事ヲ吾身ニ引受ケテ其當否ヲ考按シ忌憚嫌疑ノ情ヲ除キ其意見ヲ十分ニ盡スヘシ
- 一 議場列坐中ハ苗名ヲ呼ハスシテ何大區何號ト區名號數ヲ以テ稱スヘシ
- 一 議場列坐中大小便ノ外一切退座スヘカラス茶烟草ヲ用ユヘカラス私語雜談スヘカラス
- 一 凡議場ニ於テ規則ニ戾ル者ハ之ヲ場外ニ出スヘシ

明治七年三月

議員出場略則

- 一 議員ハ皆名札矢立等ヲ所持シテ當日午前第八時迄ニ每大區控所ニ到着スヘシ
- 一 當日每區幹事ハ午前第七時ヨリ出張シ該區控所ノ事ヲ幹裁スヘシ

- 一 議員登場セハ該溜リニ着座シ兼テ設置キタル番號札ヲ幹事ヨリ請取我名刺ヲ幹事ニ附スヘシ幹事之ヲ受ケテ名刺ノ上ニ其號數ヲ朱書シテ參着簿ヘ順次ニ粘スヘシ

名札式	何號	第何大區何小區町名
	役名	苗名
	業名	苗名
	名	名

- 一 午前八時五十分諸官着榻ノ上例刻ニ至ラハ木柝二聲ヲ拍テ登場ヲ報スヘシ
- 一 第十二時ニ至リ木柝三聲ヲ拍テ正午ヲ報セ各控ニ趣キ喫飯スヘシ
- 一 第十二時五十分ニ至リ木柝二聲ヲ聞カハ各登場スヘシ
- 一 着榻開場并ニ退場ノ儀皆午前ニ准ス
- 一 但議論決シカタク時ハ例期ヲ越ユルコトモアルヘシ
- 一 議事終ラハ議員ノ番號札ハ幹事ヘ渡シ幹事之ヲ點檢シ議事係ヘ還付スヘシ

明治七年三月

○乙第二十七號

各大區幹事へ

議案差出方手順左之通假ニ相定候條此段爲心得相達候也

明治七年三月十八日

和歌山縣權令

神山郡 廉

第四章 藩議院と地方民會

三二一

議案差出方手順

- 一 凡會議ニ附セント欲スル事件アラハ其事由方法ヲ記載シ正副七本ヲ製シ會日又ハ會後五日間ニ議事係ヘ送致スヘシ
  - 一 議事係之ヲ受付シ受付後五日間ニ之ヲ各大區ニ郵送シテ各區議員ノ意見ヲ問フヘシ
  - 一 各大區幹事速ニ之ヲ區内ノ議員ニ順送シ其意見書ヲ集メテ之ヲ會前第三日間ニ議事係ニ出スヘシ
  - 一 議事係之ヲ覆按シテ議長ニ稟議シ其緩急大小ヲ量リテ便宜之ヲ處分スヘシ
- 右之如ク假リニ規定スルト雖トモ至急ノ事件ニ至リテハ此規則ニ據ラサルモノモアルヘシ

○乙第六十二號

各大區幹事ヘ

議案差出方手順ノ儀本年乙第二十七號ヲ以テ及布達置候處今般別紙ノ通改正增加候條此段更ニ相達候也

明治七年四月十五日

和歌山縣權令 神 山 郡 廉

改正

- 一 各大區幹事云々其意見書ヲ集メテ之ヲ會前第三日ニ議事係ニ出スヘシノ條ヲ改メテ  
其意見書ヲ集メテ之ヲ翌月十日迄ニ遲滯ナク議事係ニ出スヘシニ作ル
- 增 加  
一 議題ノ答書ハ各正副二本ヲ出スヘシ其說同シキ者ハ甲區乙丙區ト一紙ニ連署シテ差出スモ妨ケナシ其說ノ異ナル者ハ其所見ヲ精細ニ記載シ差出スヘシ
- 一 凡答議ヲ出ス者ハ本文ノ大意ヲ摘採シテ之ヲ首條ニ記載スヘシ

○乙第五十六號

和歌山縣鷺森本願寺懸所ニ於テ議事所取設ケ各區副區長戸長ヲ以テ議員ニ充テ毎月十六日開議致シ候儀ハ抑民志ヲ勸勵シ物産ヲ興隆シ各ヲシテ文明ノ民タルニ負カサラシメント欲スル趣旨ニ付管内士民モ亦此意ヲ體シ左ノ條件ニ就テ見込有之者ハ詳密ナル方法書相添住所屬苗名等ヲ具シ正副二本庶務課議事係ヘ可差出候事

- 一 管内ノ物産ヲ盛大ニシ人民ノ營業ヲ勸勵スル事
  - 一 學校ヲ増加シ及ヒ其永續ヲナスヘキ方法ノ事
  - 一 醫學校并小病院設立ノ事
  - 一 窮民教育ノ方法及ヒ授産方法ノ事
  - 一 金穀財貨融通ノ事
  - 一 諸會社ヲ創立スル事
  - 一 道路ヲ修築シ河流ノ填闕ヲ浚疏シ新河ヲ穿決シ及ヒ海陸運輸回漕ノ便利ヲ開ク事
  - 一 土地ヲ開墾スル事
  - 一 風儀ヲ正フシ及ヒ諸取締ヲナスヘキ事
- 右掲載ノ外國家ノ公益人民ノ幸福ニ關係スル條件并開明進步ニ裨補アル條件

右之趣管内無洩令布達者也

明治七年四月

和歌山縣權令 神山郡 廉

議按處分概程

- 一 凡各區ノ議員ヨリ上申スル所ノ議案ハ受付係之ヲ受付シテ議事係ニ出スヘシ
  - 一 議事係逐次ニ之ヲ勘査シ其議ノ異同ヲ審按シ其議同シキ者ハ集メテ之ヲ一部ト爲シ同シカラサル者ハ各自ニ之ヲ分チ大同小異ナル者ハ其附近ナル部中ニ收メ議案ノ要旨ヲ摘ミ之ヲ簿冊ニ登記スヘシ
  - 一 議事係其勘査部分スル所ノ議案及ヒ摘要セシ者ニ意見ヲ具シ議長ニ稟議シテ可否ノ決判ヲ乞フヘシ
  - 一 議長其稟議セル所ヲ審按シテ之ヲ可ト決セル決印ヲ捺スヘシ
  - 一 當日議場ニ於テ代聞人議案ノ摘要ヲ擧ケ一々之ヲ該號ノ議員ニ垂問シ議員ノ意見ト議案ノ摘要ト相矛盾スルナキヤ否ヲ訂スヘシ
  - 一 該號議員ノ意見議案摘要ト旨趣同一ナラハ代聞人議事異同ノ多寡ヲ公告シ可否ノ決ヲ滿場議員ニ宜達スヘシ
  - 一 凡議事ノ決ハ議員投票ノ多寡ニ因ルヘシ
  - 一 滿場議員十ノ七其議同シケレハ之ヲ可ト爲シ折相半セハ之ヲ再議ニ付スヘシ再議猶決スヘカラサル者ハ特撰議員ノ法ヲ設ケテ再三ノ議ヲ起スヘシ
- 但シ同議ノ者十ノ七以上ニ出ルモ議長及ヒ議事係ニ於テ異見アラハ主議官其意見ヲ議長及議事係ニ告ケ議長ノ許可ヲ得テ姑議員ノ列ニ班シ特例ヲ以テ再議ヲ乞フコトモアルヘシ

- 一 凡建議書ハ議事係之ヲ各大區幹事ニ付シ其意見ヲ上申セシメ議場ニ於テ其決否ヲ宜達スル規定ナレト議事係ニ於テ其議實際不可ノ議ト見做ス時ハ係中ニ於テ之ヲ精議シ意見ヲ具シテ議長ニ稟議シ決判ノ上事由ヲ朱書シ或ハ口達ノコトモアルヘシ建議者ニ返付スルコトモアルヘシ
- 右之通假ニ規定スル者也

明治七年四月十五日

和歌山縣權令 神山郡 廉

兩在勤所議會假規則

- 第一款 先ニ議場ヲ開設スルト雖トモ管下數十里隔絶ノ地勢ヒ例月參場スルヲ得ヘカラサル者アリ是以テ春秋大議ヲ除クノ外例月ノ議會ハ姑ク在勤所ニ於テ開場セシム依テ概則ヲ規定スル左ノ如シ
- 第二款 議會ノ諸規則ハ細大一々本郡會場ノ條規ヲ遵守スヘシ
- 第三款 在勤ノ屬及諸官等議場ニ臨ミ諸般ヲ綜理スヘシ
- 第四款 決議案及議題議問等ハ本廳ヨリ其時々之ヲ遞送スヘシ
- 第五款 地方ノ實況ニ就キ會議ニ付セント欲スルノ事件ハ一々之ヲ本廳ニ稟議シ議長ノ許可ヲ得サレハ細大之ヲ施爲スヘカラス
- 第六款 答議案及議場ノ衆議ハ屬一々之ヲ檢覈シ其意見ヲ具シテ會日ヨリ第五日間ニ綜整シテ以テ本廳ニ郵送シ議長ノ處分ヲ乞フヘシ

第七款 三月九月ノ大議ニハ本郡ニ參會シ例月ノ議會ハ其地ニ於テ開設スト雖トモ臨時衆議ヲ盡サ、ルヘカラサル

者アルニ會セハ急遽ノ事件タリトモ會日ヨリ十日前ニ之ヲ布達シ本縣ニ參會セシムルコトモアルヘシ  
右之通假ニ規定スル者也

明治七年四月十八日

和歌山郡權令 神山郡 廉

○乙第七十二號

本年乙第十號ヲ以テ相達候議事所假規則第二條別紙ノ通更正候條此段相達候也

明治七年四月二十二日

和歌山縣權令 神山郡 廉

第二條

一 毎月十六日午前第九時ヨリ午後第三時迄ヲ以テ議事ノ時間トナシ午後第三時ヨリ午後第四時迄ヲ以テ各官員公務宣告ノ時間トス

但臨時議事有之節ハ其時々相達シ次第出頭スヘシ

○乙第八十六號

各區幹事へ

例月議事會ノ節管内議員一同及登場候管ノ處詮議ノ次第有之春秋兩大會議ヲ除ノ外自今各小區内ニ就キ毎月初旬便宜ノ日ヲ相定メ區内議員悉皆其區役所ニ集合シ議題及ヒ廻議ノ條件ヲ逐一ニ衆議候上規則ノ通り十日迄ニ本廳へ答議致シ會場へハ一小區内ヨリ議員ノ内ニテ兩三名登場致サセ可申候條此旨可相心得候尤各小區ノ議事日限及ヒ各代議員ノ員數等議定ノ上來ル十六日迄ニ無遺漏可届出此段更ニ相達候事

明治七年五月四日

和歌山縣權令 神山郡 廉

○乙第百號

各區幹事へ

議案差出方手順ノ儀本年乙第二十七號同第六十二號ヲ以テ相達置候處期日ニ後レ答議差出シ候者不尠實際調査上ニ於テ大ニ差支相成候付以來期日後差出シ候答議書ハ一切採用不致候條精々注意規則ニ反セサル様可相心得此段相達候事

明治七年五月十五日

和歌山縣權令 神山郡 廉

○乙第百壹號

各區議員へ

每大區幹事ノ儀例月抽籤法ヲ以テ相定メ候規則ヲ廢シ今般更ニ大區内議員ノ投票ヲ以テ相定可申候條大區内議員中ニ就キ擔任從事可致見込有之候者ノ苗名二員ヲ記載シ封中ヲ以テ本月三十一日迄ニ無遺漏庶務課議事係へ差出可申此段相達候也

明治七年五月十五日

和歌山縣權令 神山郡 廉

○乙第百十二號

各區幹事中

特撰議員會場概程別紙之通り假ニ規定候條此段爲心得相達候也

明治七年五月二十三日

和歌山縣權令

神山郡 廉

別紙 特撰議員會場概程

- 一 凡特撰議員ニ該ル者ハ即管下七區六十一小區内ノ人民ニ代リテ事ヲ議スル者タリ故ニ能ク管下一般ノ便否得失ヲ審按シ獨リ一區一村ノ上ニ就キテ之ヲ議セス偏ナク黨ナク滿腦ノ才力ヲ傾ケテ其意見ヲ盡スヘシ
- 一 凡特撰議員ハ衆議紛々端緒分裂シテ一定シ難キ議ヲ議定スル者タリ是故ニ事ノ條理ヲ逐ヒ勢ノ緩急ヲ圖リ實際着手ノ順序得失ヲ審判シ衆議ノ歸向スル所ヲ詳悉ニ記載シ之ヲ十四日正午迄議事係ニ上申スヘシ
- 一 凡議員中其議分裂到底結局セサルアルニ會セハ同議者連署シテ各自ニ議案ヲ上申スヘシ
- 一 凡議席ニ於テ甲言未タ訖ラサルニ乙丙人妄ニ語言ヲ發スヘカラス勸說雷同スヘカラス
- 一 凡議席ノ雜務ハ議員中ニ就キ抽籤法ヲ以テ三名ノ幹事ヲ定ムヘシ  
但書記モ亦之ニ準ス
- 一 凡議員着榻中大小便ヲ除クノ外退席スヘカラス茶烟草ヲ用フヘカラス私語雜談スヘカラス
- 一 特撰議員會席ハ姑ク區戶長當直席ノ後房ヲ以テ之ニ充テ議事ノ時間ハ議事係之ニ臨ムヘシ

右之通假ニ規定スル者也

議長

明治七年五月二十三日

議 長

○乙第百十三號

議案差出方手順ノ儀本年乙第六十二號ヲ以テ增加相達候處證議ノ次第有之今般更ニ別紙ノ通改正候條此段相達候也

明治七年五月二十三日

和歌山縣權令

神山郡 廉

別紙

六十二號達書中

答議ヲ出ス者ハ本文ノ大意ヲ摘採シテ之ヲ首條ニ記載スヘシ概例左ノ如シ

本文ノ大意ヲ記スコト

………

右之通答議仕候也

何大區何小區

月 日

役 名 苗 名

同

同 同

右ノ一條ヲ改メテ左記ノ通り作ル可シ

答議ヲ出ス者ハ左記ノ書式ニ準據シ議題及廻議ノ件々ヲ一條コトニ殊別シ其餘白ヲ存シテ差出スヘシ

雛 形

同議ノ答議書式

斯ノ如ク大意ヲ朱書スヘシ

〔同議〕 何月 議題何々ノ議  
第何號某何々ノ儀ニ付何々ノ議

第四章 藩議院と地方民會

右議案該區議員中熟議候處云々ニ付此段答議仕候也

月 日

第何大區何小區

何十名議員總代

役 名 苗 名 印

異議ノ答議書式

前同斷

〔異議〕 何月 議題何々ノ議 第何號某何々ノ議ニ付何々ノ議

右議案該區議員中熟議候處云々ニ付此段答議仕候也

月 日

第何大區何小區

何十名議員總代

役 名 苗 名 印

議案中甲ノ事ハ同議ニシテ乙ノ事ハ異議ノ答議書式

前同斷

何々ハ同議

何々ハ異議

何月 議題何々ノ議 第何號某何々ノ議ニ付何々ノ議

右議案該區議員中熟議候處何々ノ儀ハ云々ニ付同議ニ候得共云々ノ儀ハ何々ニ付云々ニ候此段答議仕候也

月 日

第何大區何小區

何十名議員總代

役 名 苗 名 印

議 事 係 御 中

○高知縣 會議所は客冬より兩度の地震にて正副戸長は大概廢せられ新たに選舉あり(明治十一年一月十七日朝野新聞)

公選民會ヲ更張スル告諭

試ミニ御一新前ノ事ヲ思ヘ官途ノ事ハ楮置キ總テ門閥ヲ貴フ習ハセニテ中ニモ農工商ノ三民ニ至リテハ如何程賢コキオアリテモ總テ之ヲ下ケ卑シメラレシヲ今ハ此ノ片タ落テナル陋シキ習ハセヲ改メ人民一様相對ノ權利ヲ保チ存スル事ヲ得ルニ至リシハ時運ノ然ラシムル所ト雖モ抑亦之ヲ朝廷ノ恩澤ト謂ハサルヘケンヤ夫レ人ノ世ニ在ルヤ權利(道理ニ從フテ己レ己レカ一分ヲ立ルヲ云)義務(己レカ分ニ應シテ國家ノ用ヲ盡スヲ云フ)相須テ其ノ人民ノ務メヲ爲スモノナレバ此權利ノ伸ルニ隨ヒ此義務ヲ盡ス可キハ勿論ノ事ナリ(假令ハ舊藩ノ時ノ農工商ハ士丈夫ト並ヒ立ツノ權利ナケレハ國家ノ責メナキカ如クナリシヲ今日ハ上下ノ別チナケレバ同シク兵籍ニ入テ國家ノ責メヲ負フノ類)士族モ亦此ノ處ロニ深ク意ヲ注メテ勵マサレハ又自然ト昔シノ三民ノ地ニ下タリテ誠ニ恥カシキ事ニ至ルヘシサレハ此義務ヲ盡シ此權利ヲ立テ各々獨立ノ氣象ヲ起シ昔日ノ陋シキ風ヲ破リ向後ノ福ヒヲ計リテ相與ニ智識ヲ進ムルニハ會議ヲ興スニ如クモノナシ是當縣早ク民會ノ

設ケアル譯ケナリ然ニ今日ニ至ル迄尙ホ盛ンナラサルハ此ノ根元ノ趣旨ヲ未タ辨ヘサル故カ當今人智ノ進マサル學  
 校ノ振ハサル物産ノ與ラサル區務ノ舉ラサル或ハ責メヲ特リ官ニ歸スルアリト雖モ抑モ亦人民ノ自カラ勵ミ其權利  
 ヲ保存シ其ノ義務ヲ盡サ、ルニ基カスト謂サルヲ得ス就中區費支消等ノ分明ナラサルヨリ動モスレバ區内ノ物議ヲ  
 生スル杯是マタ人民獨立ノ氣象ニ乏シキヨリ唯役員ヲ頼ミトスルノ度ニ過クルノ弊ナラスヤ是等ノ弊害ヲ除カン爲  
 メ今茲ニ公選民會ヲ擴充シ勉メテ公論ヲ採リ人民權内ニ存スル事件ハ人民ヲシテ自ラ之ヲ取捌カシメントス庶幾ク  
 ハ各區人民協同親和シテ議事ヲ盛ンニシ實益ヲ舉ケ此主旨ヲ誤マル勿ランコトヲ

明治九年四月

高知縣廳

高知縣民會議事章程

第一章

第一條 縣内ノ民會ハコレヲ分テ三種トス其區分左ノ如シ

一、縣 會 但一ケ年 二度

一、大區會 但一ケ年 四度

一、小區會 但一ケ年 四度

第二條 議事ハ自ラ權限アリテ縣會ハ本縣一般ニ係ル事件ヲ議シ大區會ハ其大區ニ係ル事件ヲ議シ小區會ハ其區内

ニ係ル事件ヲ議スルニ止リ泛ク政府ニ及フコトヲ得ス

但縣廳ヨリ臨時議題ヲ下スハ此限ニ非ス

第三條 縣會及ヒ大小區會ハ正副議長各一名幹事二名書記二名並ニ議員ヲ投票撰舉シ以テ會議ヲ開クモノトス  
 但書記ハ議場ノ都合ニヨリ四名迄ヲ用ユル妨ケナントス

第四條 議目ノ大略左ノ如シ

- 一、民費ノ事
- 一、公有財産ノ事
- 一、災害備慮ノ事
- 一、取締安寧風俗ニ關スル事
- 一、公立ノ學校病院及貧民救助方法等ノ事
- 一、諸會社及市場ノ事
- 一、漁獵持場等ノ事
- 一、道路堤防橋梁用惡水等ノ事
- 一、水陸運輸ノ便ヲ開ク事
- 一、土地ヲ拓キ物産ヲ興ス事

第五條 凡民會ハ議事ノ正中ヲ得ンカ爲メ員外議員ヲ設ル者トス故ニ縣會ハ官員大區會ハ區長小區會ハ副區長及ヒ  
 戶長ノ中各々員外議員トナリ會場ニ立チ諸議員ニ向ヒ論議スルコトアルヘシ  
 但員外議員ハ衆議ヲ取ルノ數中ニ入ラス

第六條 會議ハ定日アリト雖モ議事ノ都合ニヨリ議長ノ意志ヲ以テ臨時會同ヲ設クルコトアルヘシ特ニ議員ヨリ請者半數以上ナルトキハ亦直ニコレヲ開クヲ得ヘシ

第二章 選舉法

第一條 小區會選舉則

第一款 小區會第一選舉人ハ其區内村町毎ニ第二選舉人ヲ公撰シ撰學會ニ出サシムヘシ

但凡十戸ニ付一名ノ割ヲ以テ公撰スルモノトス尤縣官及ヒ公務ニ關スル者ハ第一選舉人タルヘシト雖モ第二選舉人以上議事役員ニ撰フヘカラス

第二款 第二選舉人ハ凡五十戸ニ一名ノ割合ヲ以テ議員ヲ公選スヘシ

但議員ヲ選舉スルハ該區ノ廣狹人口ノ多寡ニ隨ヒ三十戸ヨリ五十戸迄ニ一名ヲ撰フモ妨ケナシトス

第三款 議長幹事書記ヲ公選スルハ議員ノ投票タルヘシ

第二條 大區會選舉則

第一款 大區會議員ハ凡二百戸ニ一名ノ割合ニテ大區中各小區議員ノ投票ヲ以テ公撰スヘシ

第二款 議長幹事書記ハ大區議員ノ投票ヲ以テ公撰スヘシ

第三條 縣會選舉則

第一款 縣令議員ハ凡二千戸ニ一名ノ割合ニテ各大區議員ノ投票ヲ以テ公選スヘシ

第二款 議長幹事書記ハ縣令議員ノ投票ヲ以テ公選スヘシ

第三章 撰舉總則

第一條 第二選舉人ヲ撰舉スル第一選舉人ハ左ノケ條ニ係ル人員ヲ除キ總テ一己ノ權利ヲ保有セル戸主ヲ以テ充ツヘシ

但戸主事故アル時ハ代理人ヲ出スヘシ

一、廿年未滿ノ者

一、精神失常ノ者

一、附籍人

一、雇人

一、婦女

一、身代限リノ處分ヲ受ケ債主ヘ辨金未済ノ者

一、總テ責付内ニアル者

一、全戸ニアラサル寄留者

一、新ニ入籍及寄留人ノ其區居住滿六ヶ月ヲ經サル者

但近區ヨリ轉移寄留シ其土地風俗ヲ知セル者等ハ此限ニアラス

第二條 總テ選舉場ハ選舉人姓名簿ヲ設置シ書記役コレヲ整理シ正副議長コレヲ監視スヘシ

但正副議長幹事又書記不備前ノ撰舉則ニ於テハ正副區長及ヒ戸長ノ中之ヲ管スヘシ

第三條 撰擧ノ會同中ハ其主務タル選舉ノコトヲ專務スルニヨリ猥ニ他事ニ渉ルヘカラス

第四條 凡會員ヲ撰擧スルニハ其期日ヨリ十日以前ニ撰擧ノ時日及ヒ場所ヲ布達スヘシ

第五條 選舉ノ本日出席人各々名札ヲ以テ幹事ニ届出ヘシ尤モ其場所ニ於テ幹事ヨリ會印ヲ押シタル入札用紙ヲ撰擧人ニ附與スヘシ

第六條 入札用紙ニハ選舉スヘキ人名ヲ記シ自己ノ住所氏名等ヲ記載シ實印ヲ押シ封シテ入札箱ニ入ルヘシ

第七條 前條入札ノ日欠席スル者ハ其度限り除名タルヘシ

第八條 開札ハ撰擧人ノ面前ニテ書記役其入札ヲ高声ニ讀ミ揚ケ投票高ヲ計算スヘシ

但開札ハ當日コレヲ行フヘシト雖モ若時間短クシテ終リ難キ見込ノ時ハ撰擧人ノ面前ニテ係リノ役員連署且ツ會印ヲ押シ入札箱ヲ封鎖シ置キ翌日ヲ待テ開札スルヲ得ヘシ

第九條 入札紙ハ會印若クハ姓名實印ナク總テ不都合ノ體裁アル者ハ正數ニ加フヘカラス

但不都合ノ入札ハ其原由ヲ正シ會簿ニ記シ置ヘシ

第十條 開札終リタル上ハ姓名ノ多寡ヲ調査シ札數多キ者ノ氏名ヲ會場ニ揭示シ且縣廳ニ届ケ出ツ可シ最届方ハ議事規則第二十一條但書ニ同シ

但入札均キトキハ圖取リヲ以テ定ムヘシ

第十一條 議員撰定シタル以上ハ直チニ之ヲ公布シ本人ヘハ別ニ議長ヨリ其旨ヲ通告スヘシ

但止ヲ得サル事故アリテ撰擧ニ應シ難キモノアルトキハ議長其由ヲ糾シ次ノ入札多キ者ヲ以テ是ニ充ツヘシ

第十二條 縣會及ヒ大小區會共ニ議員ノ數五分ノ一欠ル時ハ更ニ投票ヲ以テ補選スヘシ

第四章 議事規則

第一條 縣會及ヒ大小區會ハ豫メ會日及ヒ會場ヲ定メ縣廳ニ届ケ置クヘシ

但會議ノ日限縣會ハ十日大區小區會ハ五日以内タルヘシ

第二條 會員在職期限

第一欸 縣會正副議長 滿二ケ年

第二欸 同幹事書記及議員 同一ケ年

第三欸 大區會正副議長 同一ケ年

第四欸 同幹事書記及議員 同一ケ年

第五欸 小區會正副議長 滿一ケ年

第六欸 同幹事書記及議員 同一ケ年

第七欸 第二選舉人 同八ケ月

第三條 議長ハ議員ヲシテ意見ヲ盡シ勉テ中正ヲ得セシメ其公議ノ決スル所ヲ以テ官ニ上陳シ其他議事ノ事件ハ一切之ヲ掌管スヘシ

第四條 凡議事ノ諸務ハ幹事ノ職任タルヘシ

第五條 議事場ニハ議事簿録并ニ名簿ヲ備書記役之ヲ掌ルヘシ

第六條 議長以下會場ニ係ル役員ハ開儀ノ刻限ヨリ一時間前ニ出頭シ議場ノ裝置ヲ準備スヘシ

第七條 議員及ヒ員外議員會日出席スル時ハ直チニ名札ヲ以テ幹事ニ届ケ出ツヘシ

第八條 議長以下總テ會員ハ公用及疾病アルニ非サレハ欠席スルヲ許サス

但欠席ノ節ハ其事故ヲ紙面ニ記シ發會刻限前ニ幹事ヘ届ケ出ツヘシ

第九條 議長欠席スルトキハ副議長之ヲ補ヒ幹事欠席スルトキハ書記役之ヲ兼補シ書記役欠席スルトキハ幹事之ヲ兼補スヘシ

第十條 當日欠席ノ者其日決議ノ事件ニ付他日異見アルモ之カ爲ニ前議ヲ變更スルヲ得ス

但一ケ年ノ後ハ再議ニ付シ變更スルコトアルヘシ

第十一條 總テ會員中無届ヲ以テ欠席及ヒ遅刻スル者ハ必違約定則ニ因テ處分スヘシ

但違約定則ハ議長豫メ議員ト商議決定シ置クヘシ

第十二條 議長ハ議員ヲ整頓シ書記役ヲシテ議題ヲ朗讀セシムヘシ

但議題ニヨリ原案ヲ作り衆議ニ付スル類ハ原案ノ寫ヲ朗讀前諸議員ニ付與スヘシ

第十三條 凡議題原案ニ付了解ヲ得サル者ハ朗讀畢リテ後三分時間ニ議長ニ向ヒ疑問スヘシ

第十四條 議長ハ書記役ヲシテ其傍ニ着席セシメ各議員ノ論議スル所ヲ記載セシムヘシ

第十五條 凡議題ニヨリ議員意見ヲ演ヘ可否ヲ論スルトキハ衆員同時ニ發言スルヲ許サス其發論セント欲スル者ハ起テ議長ニ向ヒ幾番號ト呼ビ議長ノ許可ヲ得テ發論スヘシ尤モ二員同時ニ起ツトキハ番號ノ順次ヲ以テ議長其先

後ヲ定ムヘシ

但一議員發言中ハ他ノ議員默聽シ其論議ヲ滿堂ニ洞達セシムヘシ

第十六條 議長己ノ意見ヲ論說セント欲スルトキハ副議長ヲシテ議長ノ位置ニ居キ自ラ議員ノ位置ニ就キ發言スルヲ得ヘシ

但議長ハ衆議ヲ取ルノ數中ニ入ラス

第十七條 甲議員ノ發論ニ付乙議員之ヲ辨駁セント欲セル議長ニ向フテ發論スヘシ甲議員モ亦議長ニ向フテ之ヲ辯明スヘシ若一回辯明シ了ルトキ復同議ニ就キ重テ發論スルコトヲ得ヘカラス

但議長ノ指圖ニヨリ反復討論セシムルハ此限ニ非ス

第十八條 凡議事ノ可否ヲ分ツニハ同論多キ方ヲ以テ決スヘシ

但議論同數ナルトキハ議長之ヲ決スヘシ

第十九條 議事中可否ノ二端ヲ分ツニハ第一發議第二發議ト順次ヲ糺シ同意ノ議員ヲ起立セシメ以テ衆寡ヲ分ツヘシ

第二十條 議論數端ニ分レ可否決シ難キトキハ議員中入札ヲ以テ更ニ委員若干ヲ撰ミ見込ヲ演サシメ以テ可否ヲ決スルコトアルヘシ

第二十一條 議事場ニ於テ決議セシ條件ハ總テ書面ヲ以テ正副二通議長ヨリ縣廳ヘ届ケ出ヘシ尤モ區戸長限リ施行ノケ條ト雖モ同斷タルヘシ

但其手續順序ハ（小區會ハ區戶長）ヲ經テ具申スヘシ

第二十二條 前條決議スル所ノケ條ヲ以テ縣廳ニ具申シ二十日ノ後官ノ指令ナキトキハ直ニ施行スルモノトス、  
但日數ハ縣廳ニ達スル日ヲ以テ起算スヘシ

第二十三條 凡議員ハ人民名代タルヲ以テ其承諾不承諾ハ一般人民ノ承諾不承諾ト見做スヘシ

第二十四條 議事場ニ於テ私語烟吹罵詈嚼弄等總テ怠惰不遜ノ舉動アルヘカラス若シ規則ニ違背シ不都合ノ儀アルトキハ議長コレヲ制止シ或ハ退場セシムヘシ

第二十五條 開議中議員其位置ヲ離ルトキハ必ス之ヲ幹事ニ届ケ置クヘシ

第二十六條 議事ハ何人ニ限ラス傍聽ヲ許スヘシ然トモ議事ノケ條ニ付意見ヲ演フル等總テ發言スルヲ許サス

但傍聽ヲ請者ハ開議前ニ名札ヲ以テ幹事ニ届ケ出ツヘシ

第二十七條 凡議事ハ傍聽ヲ許スト雖モ議場ノ都合ニヨリ傍聽ヲ禁シ或ハ人員ヲ限ルコトアルヘシ

土佐人民ハコノ喩言ニ感揚シコノ章程ニ準據スル所ニ循ヒ明治十一年七月二十日ヲ以テ彼ノ州會ヲ開創シタリキ然ラハ則今ノ州會ハ豈ニ管ニ故ナクシテ妄ニ之ヲ開設セサルノミナランヤ抑モ亦己ムヲ得サルニ出ツルモノアル也然ルニ今者此會ヲ創設シテ未タ一年ヲモ經ルニ及ハス不幸ニシテ政府ノ解散ヲ命スル所ト爲レリ豈ニ敢テ圖ル所ナランヤ將タ寔ニ慨歎ニ禁ユ可ケン哉蓋シ我土佐ノ州其小區會ノ如キハ既ニ數年前ニ在テ開設ヲ見ルコト有リト雖モ大區會ノ如キハ明治十年ニ至ル迄未タ其開設アルコト無ク縣會モ亦隨テ之ヲ創ムルニ及ハス同年大區會ノ既ニ立ツヤ各大區ノ區長ハ互ニ協議シテ縣會ヲ興サンコトヲ欲シ自ラ提擲シテ先ツ縣會ヲ起サントスルノ議案ヲ作り以テ

之ヲ各大區ノ議會ニ謨ル議會モ亦同シク縣會ヲ興サンコトヲ企望シ各之ヲ議事ニ附セシニ皆以爲ク縣會必興スヘシト決議輒ク成ラサル者莫シ是ヲ以テ各大區ノ區長ハ復タ之ニ着手セント欲シ各議會ニ詢ルニ凡一大區中ニ縣會興起ノ委員二名ヲ出シテ相會セシメンコトヲ以テス其事亦就ル於是乎明治十一年六月第一大區委員濱谷清澄濱田左平第二大區吉田直代宮崎簡亮第四大區竹内賀熙第五大區久米弘行田村惟一第六大區下村益存三宮幸表第七大區大谷正吉廣瀬爲興第八大區西野友保岩崎長武第九大區板垣退助松野卯成第十大區千頭要松下綱武第十一大區井元敬業弘瀬小平次第十二大區川添亥平矢野蘇作第十三大區堅田高直大野正則第十四大區市川良行都築正淳第十七大區石河光徳林包明等第八大區區務所ノ内ニ相會シテ縣會開立ノ順序法則ヲ協議ス委員以爲ラク我高知縣ハ初メ土佐一國ヲ以テ之ヲ立テシニ爾後阿波ノ國ヲ合併セラレテヨリ一縣兩國ニ跨ルニ至レリ然レトモ今這ノ兩國ノ如キハ本來人情ヲ異ニシ習慣ヲ差ヘ風土ヲ殊ニシ氣質ヲ違ヘ又其共有物ヲ別ニシ凡ソ制度文物ヨリ百般ノ事ニ至ル迄大ニ相同シカラサルモノアリテ今之ガ兩國ヲ合シテ遽ニ一個ノ縣會ヲ興サバ彼此ノ間萬般不都合ノ事多ク互ニ其自由利便ヲ失ヒ其文明ノ進歩ニモ亦自ラ障礙ヲ與ヘ決シテ事ニ適シ宜シキヲ得ル所以ニ非ス故ニ今土佐ノ如キハ先ツ其一州ニ就テ州會ヲ興スヘシト議乃チ此ニ決シ其議員ハ先ツ各大區トモ二千戸ニ就キ一名ノ割合ヲ以テ選舉スベント爲シ并ニ其他數條ノ法則ヲ定メ第七月二十日ヲ以テ第八大區三小區追手筋小學内ニ第一會ヲ開ク可キノ議ヲ定メタルニ依リ各大區ハ乃チ之ニ從テ其代議人ヲ選ヒ（中略）即チ第七月二十日ヲ以テ追手筋小學内ニ相會ス是ニ於テ州會始テ全ク成リ乃チ西野友保ヲ議長ニ選ヒ岩崎長武ヲ副議長ニ選ヒ濱口眞澄大谷正吉ヲ幹事ニ任シ廣瀬爲興松野卯成松下綱武ヲ書記ニ任シ七月三十日ヲ以テ本會開設ノ旨ヲ具申シ（中略）（土佐國民會始末）

氏(植木枝盛)は右の如く明治六年の冬を以て東京を去り、郷里土佐の國に歸り、専心讀書を事と爲し居りしが、翌七年三月と爲り板垣退助君等の東京より高知に歸省して始めて立志社を設立せられ、一日帶屋町なる舊陣營に於て君自ら其の立志社を設立する本旨並に其他の時勢に關係する演説を爲されしを聞き、頗る慷慨心を惹起して是れよりは主ら精神を傾けて政治書を読むことと爲り、代議政體の本旨を探索するに隨つて、愈々民選議院設立の事を促さざるべからざるを確信し、氏は此時に於て自から國會議論と稱する一文章を作り、之を己れの同村各戸に回達して懇ろに其意を示し、更に又同區の區長と其區内の人々とに謀りて一小區の民會を興し、或る時は其の議長に選舉せらるることもありて、之が爲めに盡力せしこと一ならず、氏は此の時に在りて惟らく、民選議院は民選議院にて興さざるべからざれども、眞に善く代議政體を行はんとするには、極めて人民に於て自治の風習に馴はざるべからず。今にして町村民會を起すは管に其の町村の爲のみにして之を爲すにあらず、併せて代議政體を促がし、且つ其の代議政體の將來竟に興りし時に至りて、中央地方喚呼相應じ裨益を相爲すこと鮮少なるにあらざるべきものなりと、此の當時氏等が盡力して起したる民會は一も中央政府又は地方政府より規則を設けられ、其の範圍に在りて之を爲したる譯にあらざれば、其の約束も其の法則も皆全く一村の公議に由りて之を定むることと爲し、儼然(これが爲めに)著しき利益を得たることも甚だ多かりしとぞ。

高知縣土佐の國に於ては明治七年の頃より始めて民會の興さるべからざるを感知し、往々之を實行するものありしなり。但し當時の如きは一縣を數個の大區に分ち各大區を又數個の小區に別つの制に従ふものと爲し、その民會と稱するは右の小區間に於てその小區會を開くに止まり、大區會は明治十年に至りて始めて之を實行することとな

りしが、氏等は今又以爲らく、已に小區會も大區會も開けたれば、是の上は更に民會の精神を擴充し、茲に土佐の州會を開設することに經畫せざるべからずと、乃ち主として此點に盡力することと成りしなり。

州會を開設せんとするは板垣退助君及び其他の同志者が發意したる所にして、氏は即ちその發意者中の重なる一人にてありしなり、氏等已に此事を發意し、乃ち第一に各大區の區長に諫りしに、各大區區長中には縣會を興さんと論ずる者多くして、氏らも一先づ之に従ひければ、各大區々長には茲に縣會を興さんとするの議案を作りて之を我區我區の議會に諫りしに、議會も同じく之を可と爲し早速かに決定したり。此に由り各大區區長は隨つて之に着手せんと欲し、各々其區の議會に詢るに大凡一大區中より縣會創立委員二名つゝを出して相會し相議するものと爲すべきことを以てす。是亦速かに可決する所と爲る。是に於て乎所謂創立委員二名つづを各大區より選舉し(當時大區の數は十七ありし故委員の數は三十四にてありたり)其の委員たる者十一年六月を以て第八區務所内に相會し懇々協議する所ありしが、委員以爲らく、我高知縣は初め土佐一州を以て之を立てしに爾後阿波の州を併せて一縣兩國に誇ることゝなれり。然れども阿土兩國は昔日別々の藩政を有し居りたるものにて、嘗だ其の地理上に不便多きのみならず、人情を異にし習慣を異にし、中には共有物を異にすることなきにもあらず、然れば今此の高知縣に於て遽かに縣會を興さんことは頗る不便を感じるなり。今日行政上の區畫を云へば一縣に各大區あり、各大區には各小區あり、故に小區會の上には大區會あるべく、大區會の上には縣會あるべしと雖も、我が高知縣の如きは寔に右の如き次第あるものなれば、寧ろ縣會を興さんよりも先づ我土佐の一州に就て州會を興すべしと、議乃ち此に決し其議員は各大區とも二千戸に一名の割合を以て選舉すべしと爲し、七月二十日を以て第八大區三小區追手筋小學内

に第一會を開くべきの議を定めたるにより各大區にては即ち之に違つて其代議士を選擧せしに中略諸士當選して其議員と爲れり、之に由り右の代議士諸氏には豫定の通り七月二十日を以て追手筋小學内に相會し、先づ其役員を選擧せしに

議長には 西野友保氏

副議長には 岩崎長武氏

幹事には 濱口眞澄氏 大谷正吉氏

書記には 弘瀬爲興氏 松野卯成氏 松下綱武氏

を擧ぐることを爲り、七月三十日を以て本會開設の旨を縣廳に具申し、八月五日を以て議員悉く南街小學内に相會し其の開業式を擧行したり。

(本年七月に至りては政府より第十八號布告を以て府縣會規則を頒布せられたれども、右州會は前文に記す如き趣意より起りたるものなれば別に之を改むる事なかりしなり)

州會は是より八月十一日に至るまで引續き會議を開き(中略)

州會は十一月五日より其第二會を九反田開成館に開きしが、今回よりは前會會議の議決に従ひ、本會議員は曾て二千戸より一名を選出するを改め一千五百戸より一名を選出すること、成りし故(中略)の諸氏を増選し、其の議員の數も大に増加すること成り、將に復た數個の重要問題を議決せんと擬したり。

氏は是より以前、愛國社再興大會の爲めに大阪に赴きしまま猶ほ同所に滞在して居たりしが、今此の州會第二回

の開會あるを報告せらるるや、急に高知に歸りて同月十一日より右議場に出頭せしに、氏は同日を以て直に郡區章程取調委員並に府縣會規則改正願望書の起草委員に選舉せられ、日々議場に出頭するの傍右兩條委員の責任を盡すことに勉着せられたり。

蓋し這回の會議に在りては、氏の未だ歸縣せざるに先ち、已に左の如き事件を議決したりき。

一、本年七月太政官より布告せられたる府縣會規則中には常に改正を加ふべきもの多きを以て、之を適當のものに改正せらるゝやう本州會の名を以て 天皇陛下に上願する事

一、郡區會章程を編製する事

一、縣下官有地丈量入費を民費にて支辨する者あるが如く見ゆれども、右は甚だ解し難きの事なり、果して官有地の丈量なれば即ち官金を以て其入費を支辨すべき筈なるにより、已に官有地丈量入費を民費に賦課せられたる者あらんには、隨つて其下戻を請求すべく、若し其官有地境界民有地に接する分は官民折半して支辨すべきものと爲し、是亦相當の處置を請求すべく、右の一件一度州會より縣廳に請求したる上採用無之ときは代言人を選んで其筋へ訴訟に及ぶべき事

されど其の郡區會章程の取調を爲し、再び府縣會規則改正請願書の起草を爲すことをば、特に氏をして之に任せしめんと欲するが爲め、今氏の歸縣するに至るまで之を果さざるに差措きありたるなり。

會議は右の外に於ても更に引續きて各種の議案を議了せんと欲し、殊に高知縣を以て土佐阿波兩國に跨からしむるを改め、高知縣は土佐の國一國を以て成立つものとせられんことを本州會より 天皇陛下に請願せんと欲する一

事の如きは、必ず今回を以て議決せんことを期し、氏の如きは密かに其草案をまで起草し居りたるほどなりしが、矣ぞ圖らん、縣廳よりは本會議長西野友保に對し左の如き書面を送達せられたり。

土佐國第八大區三小區中島町五十九番地住

士族 西野友保

土佐國各大區中より若干の議員を撰み集會致度規則章程之儀は編成の上可届出旨本年六月二十七日附を以て届出  
開置候處其後州會章程差出し猶同九月十四日附を以て伺出候に付夫々指令置其筋へ稟議候處右州會開設之儀は難  
開届候條速に解會せしめ其經費民費賦課の儀も可差止旨今般指令相成候條此旨可相心得候事

明治十一年十一月十一日

縣令渡邊國武代理 高知縣少書記官 小山正武

と會議は此の如く解散を命ぜられたれど、其の命令は頗る了解し難き事なりと怪訝し、數通の書面を縣廳との間に  
往復し、又其前日來に於て已に議したる所の事は固より正當の議決なるが故に、彼の府縣會規則改正請願書の如き  
は猶も州會の名義を以て、之を 天皇陛下に上る事を妨げざるべしと考定し、其の書面をば縣廳に出して送達を請  
ふと雖も允されず、州會解散の一事に對しては如何ほど論辯を盡すと雖も、到底解散の命は解散の命なりと云ふに  
歸し、之を如奈んとも爲すべからず、是に於て乎州會は更に之を以爲らく、抑も我が州會は主ばら州會の實を貴ぶ  
ものにして必しも州會と稱する名義のみ貴ぶ者にあらざるなり。今我州會にして政府の爲に解散せらるゝ以上  
は、爰に州會の名を改めて之を聯區會と稱し、少しく規則を變じて猶ほ其實を繼ぐべきのみと、尋て又之を以爲ら

く、來る十二年一月より從來の區畫を廢し以て郡制を施行せらるゝことと爲らんには、聯區會の名義は再び之を更  
めて土佐國民會と撰名すべきなりと、乃ち十二月十一日より右州會の名義をば之を土佐國各大區聯區會と改稱し、同  
日より帶屋町逍遙社内に其の會議を開き、或は聯區會議員選舉法を改正することを議決し、或は去ぬる九年四月を  
以て縣廳より頒布しあらるゝ本縣民會議事章程中の個條を改正することを議決し、或は來る十二年より從來の區制  
を廢し郡制を施行せらるゝに於ては、土佐國各大區聯區會は同時より之を土佐國民會と改稱すべきことを議決し、  
或は土佐國聯區會規則を更定して之を縣廳に差出し、或は土佐の國一般に關する公事にして縣廳と本聯區會と互に  
協議するを妨げざる個條は可成協議を盡し度存するに付、向後總て土佐人民の意向を尋ねんと要せらるゝ事件あ  
れば、直に本聯區會へ御通知被成下度との事を縣廳に具申し、或は前日を以て已に州會會議上にも議決を爲したる  
上、同州會より縣廳に對して受取方を請求せし事のありし彼の投産金に關して、本聯區會も亦前州會の時の如き決  
議を爲し、右投産金は前日土佐州會より受取方を請求しありしも、同州會は已に解散したることなれば、今日以下  
御引渡相成時分には本聯區會に於て受取方致すべき旨を縣廳に具申し、或は明年より從來の區畫を改正し郡制を施  
行せらるる以上には、郡長戸長は人民に於て之を公選するものとせられんことを縣廳に向つて願望し、或は高知縣  
地方税の内其土佐一州に關する分は本職區會に於て其豫算を議決すべく、又其決算は必ず本聯區會へ報告せられた  
しとの事を縣廳へ具申し、或は前日州會に於て議決を爲したる上同州會より 天皇陛下に請願せんと欲し、其の送  
達方を縣廳に願出しも、故障を唱へられて達することを得ざりし彼の府縣會規則改正の願望書を更に本聯區會より  
天皇陛下に上る可しと議決し、或は來る十二年より從來の區制を廢し郡制を布かるる以上には自今各大區に於て行

ふ所の大區會も自然之を廢せざるべからざるにより、其上は從來の大區會議事〔務〕章程を改正して以て郡會を開設すべしと云ふことを決議し、會議頗る振しが、縣廳は又同月二十三日を以て左の如き書面を本會に送達し來れり。

土佐國各大區委員總代 岩崎長武

西野友保

土佐國各大區聯區を開き候は不苦旨指令置候爾後達指令等致候次第も有之處今般其筋より大區聯合民會の儀は難聞届筋と可相心得旨指令有之候條就ては右大區聯合會設不相成義と可心得此旨相達候事

明治十一年十二月二十三日

高知縣令 渡邊國武

是亦甚だ意外なることにて、會議は再び怪訝の情に堪ふること能はず。百方辯論する所ありたれども、到底官命を動かすこと能はず、因つて〔已むを得ず解散を告げたり。〕(植木枝盛自傳)

府縣會ノ設立ハ明年ノ初ヲ以テ漸ク成績ヲ顯ハサントスルノ狀勢ナルニ拘ラズ、高知縣人ハ更ニ土佐州會ノ名義ヲ以テ民會ヲ開カント欲スルニ熱心シ己ニ其設立ニ着手セシニ付、其ノ目的ノ如何ト許否ノ如何トハ、世人ノ漸ク注目スル所ナリシガ、内務省ニ於テ、竟ニ州會會議ノ儀ハ難聞届候條速ニ解散セシメ、其經費賦課ノ儀モ差止ムベク旨、高知縣廳ヘ指令アリシヲ以テ、渡邊縣令代理小山少書記官ヨリ、州會議長西野友保氏ヘ其趣ヲ達セラレシ旨ハ、我輩カ去月二十六日ノ紙上ニ登錄セシ所ナレバ、讀者ハ己ニ之ヲ瞭知セラレシナルベシ。然ルニ今回該縣人大坂在留高岡三省氏ヨリノ報道ニ據レバ、其縣民ハ斷然其會ヲ維持興張セントノ論決ニテ解會ヲ肯ンゼズ、結局土

州會ノ名義ヲ以テ開會ハ不相成ト雖トモ、土佐國各大區聯合會ノ名ヲ以テ、依然前ニ案定セシ所ノ州會規則ニ據リ、民會ヲ實行スルコトハ無差支旨ノ指令ヲ得ルニ至リ、其規則ハ則チ左ニ掲クルガ如クナリト云フ(明治十一年十月四日東京(野新)開新)

高知縣民會規則

第一條 本會ハ土佐全州各大區ヨリ出ル所ノ代議人ヲ以テ成立ツ者トス

第二條 各大區ヨリ出ル所ノ代議人ハ其大區人民之總代ニシテ本會ハ土佐全州人民ノ總代ナレハ各大區代議人ノ言フ所ハ即其大區人民ノ言フ所ニ同ジク本會ノ決スル所ハ土佐全州人民ノ承諾スル所トス(下略)

○函館

函館よりの報に、當港は元來士族無き故、民間に學校病院新聞社公園地等の開設に盡力する者は、皆富豪の商人のみ、此程も右等の人々三十名許りにて討論會を起し、毎月二回づゝにて去月十四日は北溟社(函館新聞社)にて初會を開けり、此後の會には當地銀行の二階を借る筈、是は他日民會開設の下稽古をなす心得なり云々。(明治十二年三月四日朝野新)

○□□縣

議場規則凡例

大會議ト云者ハ平常會議ノ席ニテ諸般ノ事件ヲ漸次ニ議スルヲ得ルヲ云フ

小會議ト云者ハ平常ノ會議ト異ナリ譬ハ一事ヲ議會ニテ可ト決スト雖モ其方法及ヒ議案ノ章句等ヲ審議セント欲ス

ル時ハ別ニ議會ヲ開キ議長其坐ヲ退ク若シ議長自己ノ説ヲ述ヘント欲スレハ衆議員ニ共ニ列坐シ互ニ是非ヲ討論ス此議會ノ席ニ於テハ唯其一事ニ屬スル方法ヲ議スルノミ決シテ他事ヲ議スルヲ得ス此會ノ議長タル者ハ幹事長之レニ任スヘシ小會議ヲ開ク時參集ノ議員悉ク列席スルコトアリ是レヲ總小會議ト云或ハ別ニ議員中ヨリ投票ヲ以テ委員若干人ヲ撰舉シテ之レヲ別ニ會議セシムル事アリ是レヲ撰任小會議ト云總小會議撰任小會議ハ事ノ輕重ニ由ツテ臨時之レヲ定ム可シ

議會規則

縣會ノ事

- 第一則 縣會ハ本支兩部ノ地ニ於テ會場ヲ設置シ毎年春秋二次ニ本支輪轉開會スルヲ恒例トス
- 第二則 縣會ハ正副區戸長ヲ議員トナシ以テ成立スルモノナリ
- 第三則 議會ノトキ本支廳ヨリ出セシ議案ハ開場中主任ノ官員議場ニ出席シ各議員ノ質疑ニ備フ議員質問アレハ其ノ旨意ヲ説明答辨スヘシ
- 第四則 議場ノ開閉ハ議長ノ特權ヲ以テ之レヲ定ムヘシ
- 第五則 一切ノ議案ハ議長之レヲ縣會ニ付シ其可否ヲ議サシムヘシ然レトモ是レヲ施行スルト否サルトハ縣廳ノ特裁スル所ナレハ其權限ヲ踰ルヲ得ス
- 第六則 議員ハ管内一般人民ノ代議人タル責ヲ負荷スレハ善ク其情願スル所ヲ暢達セシメ人生當然ノ義務ヲ辨シ官府ノ命令ヲ遵奉シ公同ノ資益ヲ振興スルヲ以テ自ラ任トスベシ

第七則 議場ニ於テハ意衷ヲ竭シ毫モ蘊藏スルコトナク謹議極論ヲ要ス其議論スル所忌諱ニ觸ル、トモ之レヲ糾彈スルヲ得ヘカラス

第八則 會議ノ議論其ノ本意ヲ失シ或ハ時所位ニ適セサレハ議長ノ特權ヲ以テ其議案ヲ收ム可シ  
議長及ヒ諸役員ノ事

第九則 議長ハ長次官ヲ以テ之レニ充ツヘシ但シ時宜ニヨリ議員中ヨリ撰舉スルコトアルヘシ

第十則 議長ノ職ハ議場中ノ規則ヲ掌リ議員ヲ統轄シ議問ヲ審定シ建議ヲ收却スルヲ得ル然レトモ會場ニ於テ自己ノ論ヲ發言スルヲ得ス

第十一則 議場ノ規則ヲ整理スルハ専ラ議長ノ職掌ナルヲ以テ若シ之レヲ犯ス者アレハ議長之レヲ警部官ニ命シ退場セシムルノ權アリ

第十二則 議事係書記官ハ本縣屬官ノ内ヲ以テ議長ノ命ヲ以テシ議會一切ノ事務ヲ綜理スヘシ

第十三則 各議員ノ内ニテ三名乃至五名ヲ公選シ幹事トナス其ノ幹事中ノ一名ヲ公撰シテ幹事長ヲ置クヘシ

第十四則 幹事長ハ議長若シ自己ノ論説ヲ陳ヘント欲シ議列ニ就クトキハ幹事長ヲシテ代理セシメ且小會議ノ議長タル可シ

第十五則 議員ハ管下各大區ヨリ正副區長ノ内ニテ一名正副區長ノ内ニテ三名五大區ニテ總計二十名ヲ以テ議員トナス各議員本職ノ事務アリト雖モ議場ニ昇ルニ至テハ齊シク一般ノ議員タリ故ニ管内一般ノ人民ニ代リ其便否ヲ謹議極論スルヲ以テ任トスヘシ

第十六則 諸事ノ調査ヲ便セン爲ニ議長ノ見込ヲ以テ豫メ議員ヲ數組ニ分チ辨理セシムルコトアルヘシ

常會臨時會開閉并ニ縱聽ノ事

第十七則 常會ハ本支廳下ニ於テ毎歲一回ツ、之レヲ開ク日數十五日以内タルヘシ

第十八則 常會ノ外管廳ノ命ニヨリ之レヲ開キ或ハ區戸長十分ノ六以上ノ申立ニヨリ管廳ノ許可ヲ得テ之レヲ開クコトアリ之レヲ臨時會トス

第十九則 臨時會ニ於テハ其開會スル事件ノ大意ヲ記シ凡ソ會期ノ十日前ニ其地ニ達スルヲ計リ議長ヨリ各區ニ報告スヘシ

第二十則 時宜ニヨリ管廳ノ命ヲ以テ會議ヲ散スルコトアルヘシ

第二十一則 左ノ場合ニ於テハ延會ス可シ

一、議員十分ノ五以上闕席セン時

一、議長出席セサル時

第二十二則 議事ハ衆庶ノ縱聽ヲ許スヘシ

但議場ノ都合ニヨリ人員ヲ限ルコトアルヘシ

第二十三則 左ノ場合ニ於テ縱聽ヲ禁スヘシ

一、議員四分一以上同説ヲ以テ之レヲ禁セント請フ時

一、議長自ラ之レヲ禁セントスル時

議事順序ノ事

第二十四則 會議ノ始終ハ鳴鐘若シ鐘ナキトキハ鐘或ハヲ以テシ着席ノ順序ハ檢籤ヲ以テ之ヲ定メ椅子毎ニ其ノ記號

ヲ點シ置ケハ毎會必ス其席ニ就ク可シ議長出席スルトキハ各議員起テ禮ヲ爲ス可シ

但シ議場ノ舗設及諸手續キハ議事掛之レニ任ス可シ

第二十五則 開會中ハ午前第九時昇堂シテ午後第四時ニ退場スベシ

第二十六則 第一次會

議長問題ノ大旨ヲ辯明シ議案ヲ分附シ書記官ニ命シテ其議案ヲ大聲朗讀滿堂ニ洞徹セシム議員聞キ畢テ之レヲ熟讀精考スヘシ

第二十七則 第二次會

會テ領收シタル議案ニ付各議員其所見ヲ書シ本日之レヲ朗讀シ或ハ口頭ニテ演述スルモ妨ケス第三十五則ニ由テ之レヲ審議ス可シ若シ發論者二人以上同時ニ立ツ時ハ着席ノ順序ヲ以テ發言ス可シ一員ノ發論中ハ他ノ議員ハ默聽其議論滿堂ニ洞達スルヲ要ス但シ議員發論セント欲スルトキハ起立シテ議長ト呼フヘシ議長其ノ記號ヲ呼テ之レニ答フ然ル後チ發論ス可シ

第二十八則 第三次會

前會ニ討論シタル旨趣ヲ再考シ先ニ領收シタル議案ノ表面ニ可否ノ一字ヲ書シ本日之レヲ議長ニ出スヘシ議長其數ノ多少ヲ檢シ其ノ可否ヲ決シ書記官ヲシテ決議ノ文案ヲ草セシメ之レヲ各議員ニ示ス議員其原稿ニ捺印シ閱讀

ヲ表スヘシ尙ホ其修正スヘキハ之レヲ小會議ニ付シ修正セシメ淨書スヘシ

第二十九則 議問ノ條件其方法ヲ議スヘクシテ可否ヲ答フ可ラサル者ハ第一次會ニ於テ議長其旨ヲ辯明シ各議員退テ其ノ方法ヲ熟考シ所見ノ文案ヲ作り之レヲ議長ニ出スハ期日ヲ撰ス稿成ニ從テ封緘シ議事係リニ出スヘシ幹事之レヲ收集シ議長ニ出ス議長之レヲ檢シテ委員ニ命シ其同論ノ多キモノヲ選集シテ議案トナシ小會議ヲ經テ第二次會期ヲ報知スヘシ

但シ本則第一項議員ヲシテ其方法ヲ考按セシムルモノナレハ時宜ニ由リ第一次會ニ於テ其旨趣ヲ説明シ直ニ委員數名ヲ命シテ其方法ノ考案ヲ草セシメ之レヲ小會議ニ付シテ審議修正ヲ加フ可キ者ハ再ヒ委員ヲシテ修正セシメ第二次會ニ至リ其歸着スル處ヲ定メテ之レヲ議長ニ申告ス可シ

第三十則 同上ノトキ第一次會畢リテ直チニ第二次會ヲ開キ其方法ヲ審議詳論セシメ其同論多キ者ニ歸着ス可シ其ノ增削修正ヲ加フ可キ者ハ委員ヲ命シ之ヲ增削修正セシメ小會議ニ付シ其ノ歸着スル所ヲ定メ之レヲ議長ニ申告スル事モアルヘシ

第三十一則 各議員自ラ建議セント欲スル者ハ先ツ其議案ヲ議長ニ出シ議長之レヲ衆議ニ付シ其立論採ヘントスル者ハ之レヲ會議ニ付シ各員其議案ニ付質問スル者アレハ建議者之レニ答辯スヘシ

第三十二則 凡ソ議員ノ建議ニ係ル者ハ議長書記官ヲシテ其議案ヲ朗讀セシメ議事ヲ始ム可シ此時ニ方リ建議者尙其旨趣ヲ貫徹センカ爲メ總議員ニ之レヲ説明セント議長ニ乞ヒ書記朗讀ノ後自ラ之レヲ陳述スルコトヲ得ヘシ但シ建議者發言セントスルニ方テハ其席ニ起立シ議長ニ對シ(發言)ト唱フヘシ議長之レニ答フニ其席次ノ番

號ヲ呼フ是ニ於テ發言スル者トス

第三十三則 事重大ニ涉リ議案ノ旨趣書記官一度ノ朗讀ニテ貫徹シカタク時ハ其ノ會議ノ前ニ書記官ヨリ其寫ヲ各議員ニ分附スヘシ

第三十四則 議案ノ條件其大意採ヘント雖モ衆論其盡サ、ル所ヲ修正セントスルニ決定セハ議長其修正如何ヲ更ニ議員ニ問ヒ各所見ヲ盡サシメ書記官又ハ委員ヲ撰ンテ其修正案ヲ命シ小會議ヲ期シテ之レヲ議ス可シ

第三十五則 會議中甲議員乙議員ニ向ヒ或ハ質問セントセハ其地位ニ起立シ議長ニ向ヒ演述スヘシ亦之レニ答フルモ議長ニ向テ發言スヘシ若シ乙其意ヲ誤解シタルトキハ甲ヨリ議長ニ向テ其誤解シタル所以ヲ説明スルヲ得小會議ノトキハ再三ニ討論スルヲ得ヘシ

第三十六則 議員堂ニ昇ル帽ヲ脱スルヲ禮トス議員議事ノ規則ヲ犯シ議長之レヲ警ムルモ敢テ從ハサル者ハ警部官ニ命シテ所置セシムヘシ

第三十七則 議員故アリ闕席ノ節ハ他ノ一員ヘ其議セント欲スル事件ヲ委托シ置クヘシ一員ニテ二員ノ委托ヲ受クヘカラス

議事ノ權務

第三十八則 議事ハ公平中正ヲ宗トシ誹謗罵詈ニ涉ルヲ聽サス

第三十九則 縣會ニハ專ラ一縣内ノ事ヲ議ス可クシテ泛ク政府ノ大政ヲ議論スルヲ得ス

第四十則 議會ハ事ヲ議スルノ權アリト雖モ之レヲ實際ニ施行スルノ權ヲ有セス

第四十一則 議事ノ可否ヲ決スルハ同論ノ多キ方ニ依據スヘシ若シ可相半スルトキハ議長ノ特權ヲ以テ之レヲ決ス可シ

第四十二則 議目要領トスル者左ノ如シ

- 一、民費ノ事
- 一、災害備慮之事
- 一、管内取締及ヒ安寧風儀ニ關スル事
- 一、管内公立學校及ヒ貧院病院ノ事
- 一、諸會社及市場ノ事
- 一、道路堤防橋梁ノ事
- 一、土地ヲ闢キ產物ヲ興ス事
- 一、水陸運輸ノ便ヲ開ク事
- 一、縣稅ヲ課スル事
- 一、縣區會内規則ノ事

第四十三則 右議日ニ關セサル條件ト雖モ臨時管廳ヨリ議題ヲ出スハ此限ニ非ス

第四十四則 決議ノ條件ハ之レヲ管廳ニ差出シ管廳ヨリ其事施行シカタク旨ヲ三十日間ニ説明セサレハ必ス之レヲ施行スル者トス

區會之事

第一則 區會ハ各大區内便宜ノ地ニ一ノ會場ヲ設置シ毎年四次開場スルヲ恒例トナス

第二則 區會ノ議員ハ正副戸長里長ヲ議員トシ以テ成立スルモノナリ

第三則 議員ハ區内一般ノ人民ノ代議人タル責ヲ負荷スレハ官令ヲ遵奉シ區内人民ノ情願ヲ通暢セシメ人生ノ當然タル義務ヲ知ラシメ公同資益ヲ振興セシムルヲ以テ己カ任務トナスベシ

第四則 議場ニ於テハ意衷ヲ竭シ毫毛遺スルコトナク議極論ヲ要ス其議論スル所忌諱ニ觸ルハトモ之ヲ糺彈スルヲ得ス

第五則 會場ノ議論其本意ヲ失シ或ハ時所位ニ適セサルトキハ議長ノ特權ヲ以テ其議案ヲ收ム可シ  
議長及ヒ諸役員ノ事

第六則 議長ハ正副區長之レニ充ツヘシ

但シ時宜ニヨリ議員中ヨリ撰擧スルコトアル可シ

第七則 議事ノ規則ヲ整理スルハ議長ノ職掌ナルヲ以テ若シ之ヲ犯ス者アレハ議長之ヲ退場セシムルノ權アリ

第八則 議場書記役ハ正副戸長里長或ハ別ニ適宜ノ者ヲ撰擧シ議長ノ權ヲ以テ臨時之レヲ撰定スヘシ

第九則 議員ノ内ニテ三名或ハ五名ヲ公撰シテ幹事トナス幹事ノ内ヨリ一名ヲ公撰シテ幹事長ヲ置クヘシ但シ幹事長ハ他ノ幹事ノ職掌ト別ニ異ナルナント雖モ議長若シ自己ノ説ヲ述ント欲シテ議列ニ就クトキハ之レカ代理トナリ且小會議ノトキ議長トナルヘシ

第十則 議員ハ各小區ヨリ正副戸長ノ内一名里長ノ内二名或ハ三名該區内一般ノ公撰ヲ以議員トナス

第十一則 諸事ノ調査ヲ便ニセンカ爲メ議長ノ見込ヲ以テ豫メ議員ヲ數組ニ分チ辦理セシムヘシ

常會臨時會開閉并ニ縱聽ノ事

第十二則 常會ハ毎年四次開場トス其日數ハ十日以内タル可シ臨時會ハ管廳ノ命ニヨリ之レヲ開キ或ハ戸長十分ノ

六以上ノ申立ニヨリ管廳ノ許可ヲ得テ之レヲ開ク其日數七日以内タルヘシ

第十三則 臨時會ニ於テハ其開會スル事件ノ大意ヲ記シ凡ソ會期ノ五日前ニ其地ニ達スルヲ計リ議長ヨリ各區ニ報スヘシ

第十四則 臨時會ニ於テハ其開會スル事件ノ外ハ議員十分ノ六以上同議ニアラサレハ議スル事ヲ得ス若シ此場合ニ至ツテ延期スルモ其日數多クトモ五日ヲ出ツ可ラス

第十五則 時宜ニヨリ管廳ノ命ヲ以テ會議ヲ散スルコト有ルヘシ

第十六則 左ノ場合ニ於テハ延會スヘシ

議員十分五關席セシ時

議長出席セサル時

第十七則 議事ハ衆庶ノ縱聽ヲ許ス可シ

但シ議事場ノ都合ニヨリ人員ヲ限ルコト有ルヘシ

第十八則 左ノ場合ニ於テハ縱聽ヲ禁スヘシ

議員四分ノ一以上同説ヲ以テ禁セント請フ時

議長自ラ之ヲ禁セントスル時

議事ノ順序ノ事

第十九則 議事ノ順序ハ縣會規則第二十四則ヨリ第三十七則ニ至ル迄ノ規則ニ依準シテ議ス可シ其ノ順序ヲ整肅ニ

シテ錯雜セサルヲ要ス

議事ノ權務

第二十則 議事ハ公平中正ヲ宗トシテ誹謗罵詈ニ涉ルヲ禁ス

第二十一則 區會ハ專ラ該區内ノ事ヲ議ス可クシテ泛ク政府ノ大政及ヒ縣内一般ニ關スル事ヲ議論スルヲ得ス

第二十二則 議會ハ事ヲ議スルノ權アツテ之レヲ施行スルノ權ナシ

第二十三則 議事ノ可否ヲ決スルハ同論ノ多キ方ニ依據ス可シ若シ可否相半スルトキハ議長ノ特權ヲ以テ之レヲ決スヘシ

第二十四則 議事ノ要領トスル者左ノ如シ

一、民費ノ事

一、區内取締及ヒ安寧風儀ニ關スル事

一、公有財産ノ事

一、災害備慮ノ事

一、公立學校及貧院病院ノ事

一、諸會社及ヒ諸市場ノ事

一、道路堤防橋梁ノ事

一、土地ヲ關キ物産ヲ興ス事

一、水陸運輸ノ便ヲ開ク事

一、區會内規則

第二十五則 右議目ニ關セサル條件ト雖モ臨時管廳ヨリ議題ヲ出スハ此限ニ非ス

第二十六則 決議ノ條件ハ區長之レヲ管廳ニ出シ其許可ヲ受テ之レヲ施行スル者トス

第二十七則 決議ノ條件管廳ノ許可ヲ得テ施行スルニ至レハ區長ヨリ普ク之レヲ區内ニ公告ス可シ

縣區議會縱聽規則

第一條 縱聽人ハ開會中午前第九時議場出入口詰番ノ者へ應接シ同所机上ノ帳簿へ姓名ヲ手記シ扣所へ着席スヘキ事

但已ヲ得サル事故アルノ外猥ニ遲參スル者ハ登場ヲ許サス

第二條 縱聽人席次ハ登場遲速ノ順次ニ因テ之ヲ定ムヘキ事

第三條 議事閉席ノ號鐘ヲ聞カハ議場ニ進ミ前條ノ順序ニ因テ列席スヘキ事

但議場ニ入ル必ス帽ヲ脱シ議長着席セハ禮ヲナスヘシ

第四條 議事ノ際沈黙敬聽シ其旨趣ヲ了解スルヲ要ス或ハ欠伸雜話私語シ或ハ議場歩スル等ノ事最注意シ侮謾放

肆ノ舉動一切禁タルヘキ事

第五條 扣所ニ於テ高談笑語シ或ハ罵詈爭論等ヲ禁ス

第六條 議場ニ於テ吹煙飲食等一切禁止ノ事

第七條 若シ前條ノ規則ヲ犯シ或ハ其他粗暴ノ舉動アリテ之ヲ警シムルモ用ヒサル者ハ退席ヲ命シ縱聽ヲ禁ス其所

業ニ因テハ警察吏ヲ以テ詰問セシムヘキ事

〇〇〇縣

一 縣會章程

右者壹部小區事務所江御渡有之候間時宜出張御一覽有之度候

一 大區會章程

右者寫通御廻シ申候小區會モ概略是ニ準據シ旅費其他斟酌大同小異ニ付先ツ大區會章程ヲ遵守シ候間此段申進候

也

明治十年九月八日

渡邊 寬殿

(以下十九名略)

追加御名乗下へ御調印之上留ル事務所江御返却有之度候也

第四章 藩議院と地方民會

三六一

五小區 議 事 係

三六一

第貳大區會章程

第一章 總 則

第一條 區會ハ區内衆議ノ爲メニ百事ヲ議シ立法ノ一部分ナレハ議員苟モ偏見私情ヲ挾マス區内人民ノ公益ヲ謀リ公明正大ノ心ヲ以テ社會ノ福祉安寧ヲ保持スルノ基礎ヲ討論極議スヘシ

第二條 區會ハ區内人民ヨリ成立スヘシ而シテ議員ハ從來非役ヨリ公撰スヘキ者ナレトモ目今其人ニ乏シキヲ以テ當分有役非役ヲ論セス公選スルモノトス且人員ノ如キハ三十ヲ以テ定員トシ各小區ヨリ六人ツ、ヲ出シ之ヲ惣稱シテ大區會議員ト云フ

但シ議件ニヨリ人員増減スルコトアルヘシ

第三條 議長以下諸役員ハ議員中ヨリ公撰スヘシ而共人員ハ正副議長各一員幹事四員トス記事生ハ員外ヨリ擇三員或ハ四員トス

第四條 縣會議員ハ諸員中ヨリ四名ヲ公撰シ議員連署ノ委任狀ヲ附ス可シ

第五條 議題ハ議長ノ意見及ヒ議員ノ建議或ハ各小區會議長大區事務所等ノ申立ニ出ツヘシ凡ソ二十日前議長ヨリ之ヲ議員ニ達シ各員ヲシテ思考セシメ而シテ後起稿スヘシ

但シ臨時議題ハ此限リニアラス

第六條 議案ハ議長幹事之ヲ起稿シ或ハ大小區事務所ニテ起稿スルコトアルヘシ其之ヲ頒布スルハ會期凡十五日前置議長ヨリ達スヘシ臨時ニ起稿スル者トイヘ共必ス三日以前ヨリ遅カルヘカラス

第七條 議案議員ノ建議及ヒ大區事務所ノ申立ニ係ルモノハ先ツ各員ニ頒布シ議ス可キヤ否ヲ問ヒ議スヘシトスルモノノ半數以上ナルトキハ之ヲ議スヘシ故ニ建議ハ會議前十五日迄ニ出スヘシ人民ノ建議ニ係ルモノモ亦然リ

第八條 議決ノ事件ハ編テ成議案トナシ事務所ニ出シ或ハ之ヲ縣廳ニ上申スヘシ而シテ必區内公告スヘシ

第九條 決議ニヨリテ施行セシ事件ハ一年間之ヲ再議スルヲ得サルモノトス

第十條 議長幹事ハ發會ノ前一日議場ニ出張シ議事係ニ稟議事ノ調度及議場ノ裝置ヲナスヘシ

第十一條 議員四五小區ノ者ハ前日出張最寄議員ト共ニ發會當日早朝議場ニ集會シ議長幹事ノ指圖ヲ受ケ議事ノ準備ヲナスヘシ

第二章 議會ノ開閉

第一條 區會ハ毎年二次之ヲ開クヘシ而其日數ハ五日以内タルヘシ之ヲ常會ト云フ

但集會ハ一月七月ヲ以テ定期トス其發會時日ハ議長ヨリ之ヲ達ス可シ

第二條 常會ノ外議長ノ意見及ヒ議員ノ建議或ハ事務所ノ申立ニヨリテ臨時ニ議會ヲ開クコトアルヘシ之ヲ臨時會ト云フ

但日數ハ三日ヲ過クヘカラス

第三條 臨時會ヲ開カント欲スルトキハ凡ソ其會期ノ十日前開議ノ旨趣ヲ議長ヨリ議員ニ達スヘシ議員ノ建議ニ係ルモノ及ヒ事務所ヨリノ申立ハ議員半數以上同意ノ後之ヲ開クモノトス

第四條 發會ノ節議員缺席ノ者アリト雖モ總員半數以上ナルトキハ之ヲ開クヲ定トス缺席ノ者決議ノ後ニ於テ異議

ヲ陳ルヲ得ス

第五條 議事ノ都合ニヨリ議長ノ意見或ハ議員三分ノ二以上ノ中立ニヨリ散會スルコトアルヘシ

第六條 左ノ場合ニ於テハ延會スヘシ

第一 正副議長トモ出席セサルトキ

第二 議員半數以上缺席セシトキ

第三章

第一條 議會ハ専ラ區内民事ノ諸般ヲ議スヘク汎ク政法ノ事ヲ議スヘカラス

但民事ノ諸件ヨリ自然政法ニ波及スルハ本條ノ限ニアラス

第二條 議會ハ事ヲ議決スルノ權アツテ之ヲ施行スルノ權ナシ故ニ決議ノ事件ハ或ハ縣廳ニ上申シ或ハ大區長等ニ稟議シ始メテ之ヲ實施スルヲ得ヘシ

第三條 議決ノ件若シ政府ノ權限ニ屬スルカ或ハ縣廳諸課ノ圈内ニ屬スル類ハ之ヲ建言スルコトアルヘシ

第四條 縣廳ヨリ分課スル民費其當ヲ失スルト見込トキハ之ヲ議スルノ權アリ

第五條 小學校及區病院資金等總テ大區内ノ財幣ヲ要スルトキハ之ヲ議スルノ權ヲ有ス

第六條 道路橋梁ノ變換水路ノ修繕等區内ノ財力ヲ要スルトキハ之ヲ議場ニ議スヘシ

第七條 小區畫ヲ改正シ區戶長ノ配置ヲ換エ村用係リヲ設クル等大區内一般ニ管スルトキハ之ヲ議場ニ議スヘシ

第四章

議長ノ權限及幹事答辯者記事生ノ心得ハ總テ縣會章程ノ通りタルヘシ故ニ茲ニ贅セス

第五章

議員心得發言順序動議規則等亦縣會章程ニ準據ス

第六章

議場規則及傍聽規則モ亦縣會章程ノ通り

第七章 議事係心得 當分大區事務所

第一條 議事係ハ議場ノ開閉ニ不抱常ニ議事ノ諸務ヲ負擔シ文書往復議案頒布等ノ事ヲ掌トル

第二條 議員及區戶長人民一般ノ建議議長ニ出ルモノ議事係之ヲ受理シ番號ヲ附シ之ヲ幹事ニ出スヘシ而シテ其之ヲ各員ニ頒布スルハ議長ノ指圖ニヨルヘシ

第三條 議場ノ營繕及ヒ諸器械ノ裝置會議中ノ會計等都テ議事係之ヲ掌リ每費其事由ヲ詳記シ之ヲ大區事務所ヨリ請取ルヘシ

第四條 議長以下議員記事生等ノ旅費日當請取渡等ハ都テ議事係之ヲ掌リ每費ヲ詳記シ大區事務所ヨリ請取之ヲ渡スヘシ

第八章

撰舉法及ヒ授任在職等ノ規則亦盡ク縣會章程ニ準據ス

議員上任誓詞

今般自分事第四大區三小區小中村ノ公撰ヲ以テ第四大區三小區々會議員ニ撰ハレ當明治十一年七月ヨリ明治十二年十二月マデ議事ノ職務ヲ負擔セリ就テハ區會憲法ヲ始メ諸規則ヲ確守シ公平無私忠誠眞實ノ心ヲ執リ區民ニ代リ公益ヲ謀ルヲ勉ムヘシ此ニ衆人面前ニ於テ堅ク誓ヲ立ツルモノ也

紀元二千五百三十八年即明治十一年七月一日

栃木縣下野國安蘇郡第四大區三小區

小中村百五十七番地平民

田 中正 造

三十七年七ヶ月

第四大區三小區小中村

撰舉人衆中

第五章 伊藤案以前の憲法諸案

伊藤博文といへば憲法、憲法といへば伊藤といふ程常識化して居り、更らに少しく詳しくいへば、起草者としての伊藤を主宰とし、これに、井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎等の諸氏を加へたる一派を以て憲法の起草者とし、その解釋書としては、伊藤の名に於てせる『憲法義解』を推すのを普通とする。然れども憲法制定はその前から企てられて居る。

明治時代に於て、憲法制定論の唱へられたのは、明治五六年の交に始まる。(拙著『日本憲政史』その公的に、起草の機運の動いたのは、明治六年六月、左院(拙著『維新前後に於ける』第十四章参照)の官制に

本院ノ事務ハ、會議及國憲民法ノ編纂、或ハ命ニ應シテ法文ヲ草スルコトヲ掌ル所ナリ  
と定められたのを嚆矢とする。國憲とはいふ迄もなく、此頃の用例としての憲法のことである。

明治七年二月に、左院より

謹テ案スルニ、憲法ハ邦家ノ基礎ニシテ、治國ノ要領タリ。上下萬世之ニ依リテ維シ、之ニ頼テ持スル所以ノ道ニシテ、之ヲ建ルノ方、其宜シキヲ得ル古先哲又甚タ難トス。況ヤ臣等ノ不肖、敢テ輕議スル所ニアラス。然ト雖、治國憲法ノ大本定ラサレハ、萬緒綱目、秩然併舉スル能ハス、重大ノ典章モ他日ノ變革ヲ疑擬シ、人心動搖シテ永久確守ノ目的ヲ失フヘシ。其國政上許多ノ損害ト成ルモノニシテ、維新ノ始、五ヶ條ノ御誓文ハ萬世ノ國憲タルハ勿論候得共、譬ヘハ御國體上、萬古不拔ノ皇基ヲ奉スヘキノ如キハ、御誓文ニ出サル事能ハサルノ類ニテ、充全ノ

法章ニ備ハラサル御國典ノ委ニ有之。仍テ上下ノ便宜ヲ通考シ、古今ヲ斟量シ、所謂根元律法ナル國憲、御確定被爲在度奉存候。右ニ付ハ、一日萬機ノ御政務多端ノ御儀ト奉恐察候條、本院ニ於テ議官數員御特撰被下候ハ、見込ノ條々編纂イタシ聊御見合ノ爲上陳可仕候也

明治七年二月二十八日

副議長 伊 知 地 正 治

との伺を出したるに對し

伺之趣、御開届相成候條、編纂ノ上、上申可致事。但シ懸リノ議官ノ儀ハ本院ニ於テ撰定シ、名前可届出事。との指令あり、仍つて

左院ハ國憲、民法二件ヲ編纂スルノ常職ト相成ル。國憲ハ伊知地氏(正)主トナリ、松岡(時)横山(由)及予(宮島誠)ヲ以テ從事セシメタリ。(國憲編纂起原)

この起草委員まで定まつたのである。此委員は、五月十二日に

- 三 等 出 仕 松 岡 時 敏
- 四 等 議 官 尾 崎 三 郎
- 五 等 議 官 横 山 由 清

國憲編纂掛被仰付候事

と確定したのであるが、猶ほ重大なる事件であるから、左右大臣の中より總裁を置かれたき旨上申したのであるが、これは直に事が運ばず、正院よりは、參議寺島宗則、伊藤博文來り、議官加藤弘之も加はつて編纂に従事した。

此時伊地知氏、國憲ハ御國體上萬世不拔ノ皇基ヲ安定スヘキ治民ノ要領ナレハ、古今ノ憲法ヲ斟酌シテ大ニ編纂セントス。議官松岡時敏ト小官(宮島)トヲ以テ之ニ充ツ。(國憲編纂起原)

とまで進んだのであるが、參議後藤象二郎が左院事務總裁として兼任するや、その方針に付き伊地知と意見を異にし、伊地知は、終に辭職するに至つた。

然らば左院に於て、果して國憲が起草せられたるやといへば、これは明確ではない。

嘗テ左院ニ令シテ、國憲按ヲ草セシム。未タ成ルニ及ハスシテ左院廢セラレ、其事モ亦中止ス。(明治十一年元老院の國憲按を上呈するの書)

とあるに依れば、出來上らなかつたやうであるが、しかし、また

前キニ左院ニ於テ起草スル所ノ憲法ヲ再議修正セシム。(岩倉具視の「儀制調査局ヲ置カントテ請フノ儀」の一節)

ともあるから出來上つたやうにも見へる。二説いづれも權威ある書でありながら矛盾する如き記載のあるのは、或は草按が出來ても、確定案とならなかつたから、こんな差違を生じたのであらう。

従つて草按か若くはその參考資料なるもの存在すべき筈であるが、之を知るを得ないのは遺憾である。

次には、明治九年九月七日、元老院議長有栖川熾仁親王に對し、

朕爰ニ我建國ノ體ニ基キ廣ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シ以テ國憲ヲ定メントス汝等ソレ宜シク之カ草按ヲ起創シ以テ

聞セヨ朕將ニ撰ハントス

との勅語を賜はつたのである。

然るに、此重大なる事柄も、世間からは殆んど忘れられて居る。

予多年、職を 明治天皇の闕廷に奉じて數次天威に咫尺し過分の寵命を厚くせしは、銘肌鏤骨今仍ほ夙夜感泣して止まざる所なり。近時世態の推移人情の變遷に伴ひ、感慨年と共に深く、淺劣を顧みず在職中親しく見聞せる聖徳に關する事ども細大となく謹録して以て自ら追憶の資に供せんことを志し、公務の餘暇を以て筆を執り、今や稿半を過ぐ。而して憲法制定に關する一節亦其中に在り。云々。

といへる某氏でさへ

顧ふに憲法起草の具體的に表現したるは明治九年九月なるが如し。同月七日當時元老院議長の職に在らせられたる有栖川熾仁親王は御召に依りて御參内ありたるに、御前に於て親しく左の勅語を賜へり(略)。予は曾て同親王の御手録に係る御日記を拜見したることありしが、七日の條に此の勅語御拜受の事を載せ給ひ、又翌八日の條に、議官柳原前光、福羽美靜、中島信行、細川潤次郎の四氏に國憲調査委員を命ぜられたる旨御記載ありたり。然れども此の委員に於ける調査立案成績は今據るべきものなきを以て詳ならず。云々。

といつて居る、苟も赫々たる詔勅のありたる重大なる事柄が、立消になるべき筈はないことは、誰人でも氣のつくこととなるに、多年宮内省に奉職し剩へ憲法制定の事蹟を研究して居る著者でさへ知らぬといふのであるから、一般には忘れられて居るのは、寧ろ當然かも知れぬ。

扱て、右の如く有栖川宮に對し勅語ありたる後、また別に

國憲制定ハ國家ノ重典千歳ノ偉業タリ汝等勵精事ニ從ヒ速ニ竣功ヲ奏セヨ

との勅語あり、參考としてトッドの英國議院政治(Parliamentary Government in England)を下賜せられたのであつた。

有栖川宮は勅を奉じて退かれ、元老院にて勅語を奉讀せしめ、議官柳原前光、福羽美靜、中島信行、細川潤次郎を國憲取調委員に命じ

這回國憲制定、本院ニ於テ取調ノ勅ヲ奉ス。依テ各位ヲシテ委員タラシム。國憲制定ハ國家ノ大典ニシテ、千歳ノ盛舉タリ、宜シク勉勵其事ニ從ヒ、速ニ成功ヲ奏スヘキノ特命ヲ得タリ。各位勵精能ク其旨ヲ領セヨ。との御沙汰あり、猶ほ一同の議官に對し

國憲制定ハ國家ノ重典苟モスヘカラス。今ヤ委員ヲ設クルト雖モ、議官各位ニ於テ意見ノアルアラハ宜シク進言アラント望ム。と仰せられた。

これより元老院は、勵精して國憲按を作成したのであるが、この事も、世には傳はつて居らぬ。唯だ普通の政治史には、明治十四年政變の前奏曲として、國憲に付き、各參議の意見を徴せられたることを記するを常とするが、その國憲按なるものは、斯る重要な詔勅に基づきたるものなることを述べず、またその内容に付ても知る處はないのである。

然るに偶然にもこれに關する書類が金子堅太郎伯の手に歸したことがあつた。

其時取調ラレタ書類ガ六冊アル、其書類ヲ見ルニ英佛ハ勿論、亞米利加、獨逸、普魯西、バベリヤ、白耳義、和蘭、西班牙、葡萄牙等ノ國々ノ憲法ヲ反譯シ、又各國ノ憲法論ノ要旨ナドヲ調ベタモノデ、此等ハ元老院ニゴザリマシタ。玆ニ不思議ナコトガゴザリマス、私モ先年元老院ニ奉職シテ此書類ヲ見タガ、元老院ヲ廢止サレタ時ニ何レ内閣ノ書庫ニデモ仕舞ツテアルダロウト思ツテ居ツタ所ガ、七八年前ニ貴族院書記官長ノ太田峰三郎君ガ私ノ宅ヲ尋ネテ今日ハ貴方ニ獻上シタイモノガアル、私ハ平素好ンデ古本屋ヲ漁ツテ居ルガ、神田デ古本屋ヲ漁リ居ツタ處ガ、斯ウイウ書類ガ出テ來タ(ト云フテ風呂敷ノ中カラ大部ノ書類ヲ取り出シテ)是ハ元老院ノ取調書類ト書ヒテアツテ六冊アル、之ヲ見ルトナカナカ容易ナラヌモノデアツタ、國憲制定ノコトニ就キ明治九年九月七日ノ詔カラ始ツテ凡テノ書類ガ編纂セラレテアル、是ガドウシテ古本屋ニ在ルカ、實ニ驚イタ、ソコデ兎モ角言ヒナリ次第ノ代金ヲ拂ツテ今持ツテ歸ツテ來タ所デアアル。是ハ貴方ニ獻上シテ置クコトガ至當ト思ツタカラ是ヲ貴方ニ獻上スルト言ハレタ。其時私ハ實ニ驚イタ、ドウイフ譯デ此書類ガ古本屋ニ迷ヒ込ンデ居ツタカ、分ランガ兎モ角モ今ハ私ノ所藏ニナツテ居ル。云々。(明治憲政經濟史論中の金子堅太郎子述「帝國憲法制定ノ由來」の一節)

これ以上の場所が無いと思はれる程極めて適當の場所に納つて居つたのであるが、惜しいことには大震災で焼失した。

子爵曰く此國憲草案は今何處に在るだらう。我輩の秘藏したものは焼いたが、最初の國憲按が果してどんなものであつたかは、是非調べて貰ひたいものだ。(政界側面史の一節)

金子伯爵と共に、眞に遺憾の極みである。

それでも二三の學者は、その内容を知らんとし、または知りたるらしき傾向も近年に至つて生じたのである。これにつき、淺井清氏の言を拜借する。

明治文化全集第三卷(昭和四年三月發行)は各種の憲法草案を採録せるも元老院草案は採録せられず、吉野作造博士は其解題に於て『一、國憲、之は明治十三年十二月、時の元老院議長大木喬任より 明治天皇に上つた憲法草案である。明治九年以來元老院が 陛下の命を奉じて調査研究して居つた其成果の奉答と觀ていゝ、原本は云ふ迄もなく帝室の祕庫に藏められて居るのであるが、その謄本は帝室編修局に就て拜見することが出来る。遺憾ながら未だ民間に傳頌するを許されて居ない』と謂つて居られる。又藤井甚太郎氏は其著『日本憲法制定史』(昭和四年八月發行)に於て『右元老院案に就いては金子子爵閣下より承る處によると、素と貴族院に在つたものが、貴族院火災の際、市中の書店に出たのを太田峰三郎氏(貴族院書記官長)より子爵閣下に呈せられ、其寫本が、臨時帝室編修局にあるといふことである。此を拜見すべしとは承はつたが、目下御編纂の中に茲に引用することを遠慮して置く。但し岩倉具視の意見書中には元老院憲法草案を以て「我國體と相符せざる所あり」と云つて居られる。且つ第八編第二條に「法律ノ承認ヲ得サル租稅ハ之ヲ賦課スルコトヲ得ス」とあるを明言して居られる。其草案は英國流であると聞いて居る』と記されて居る(同書二三八頁)。之を以て見ても此憲法草案が最近まで一般に知られて居なかつたことが明らかである。(法學研究第三十卷第四號)といふ狀況であつたが、こゝに偶然といふべきか、學界の機運が到達したと見るべきか、その全貌が明らかとなる機會に遭遇したのである。

それは、昭和四年に、上野松阪屋に於て議會展覽會が開かれたのである。議會展などいふことは百貨店の催物としても、あまり感心せず、また、たいした期待もかけなかつたのであるが、意外にも貴重な資料が各方面から出品せられたのであつた。

出品者自身も、さまで貴重視せざるも、なんだか妙なものがあるとして出品したものもあり、彼是綜合して見ると、元老院案に關するものが多かつたのである。

そこで、これに勢を得て、諸所を問合した結果、左の所在が明らかとなつたのである。

#### 内 閣 文 庫

#### 國憲基礎勅語

○日本國憲按(明治十年十二月三日校)

○日本國憲按(明治九年十月十四日繕寫校讀)

○日本國憲按(明治十一年五月訂本)

○日本國憲按(明治十一年二月再定)

進國憲按報告書(明治十一年七月九日改正)

○日本國憲按(明治十一年七月定本)

明治十三年七月二十八日報告書

○國憲草按(明治十三年七月七日改定)

進國憲草按報告書(明治十三年)

○國憲草按ヲ進ムル報告書(明治十三年十月九日)

○國憲草按(明治十三年十二月二十七日淨書校正)

○國憲履歷大略(明治十三年十二月二十八日松岡正盛記)

國憲草按ヲ進ムル報告書(明治十三年十二月上奏濟)

○國憲草按(上奏ノモノ)

國憲草按各議官意見書(草稿)

國憲取調書類

國 憲

國憲草案意見(同上)

高松宮家

○日本國憲按(準備按訂正淨書シタルモノ)

日比谷圖書館

○日本國憲按(準據書)

巖松堂

國憲基礎勅語

○日本國憲按

國憲解題

○日本國憲按

三條公爵家

國憲草案ヲ進ムル報告書(明治十三年十二月)

○國憲草案

伊藤公爵家

○國憲草案(上奏セル分)

國憲按は御書類中第一種として最も貴重なるもの、中へ分類され圖書寮倉庫中に特殊な装置を施した中へ勅封されて藏されてある

○日本國憲按(準據書目)

國憲草案引證

日本國憲ヲ進ムル復命書

國憲再修正報告書(明治十三年七月)

○日本國憲按準據書

國憲解題

○日本國憲按

國憲按各議官意見書附

二上兵治氏

同 上

○日本國憲按準據書

しかし、以上何れの箇所にも、簡単に拜見することの出来ないのを遺憾として居つたのに、更に幸ひなことは、元老院書記官で文書科長であつた小田切盛徳氏の遺族より、昭和六年に慶應大學圖書館に、國憲按並にその附屬書類を寄贈せられ、同大學教授淺井清氏が『法學研究』第十卷第四號に、「小田切本日本國憲按及附屬資料」と題し全文を掲載せられたのである。

同氏の解題に依れば

一、國憲基礎勅語

二、日本國憲ヲ進ムル復命書(明治十一年)

三、日本國憲按同準據書目、是れは下欄に日本國憲按と題する憲法草案を記し、上欄に各條に該當する外國憲法の参考條文を朱筆にて列記したものである。

四、日本國憲按 舊案と朱書せられ、到るところ朱筆で訂正せられてある。此朱筆で訂正せられたのが、丁度上述の『日本國憲按同準據書目』中の國憲按と成るから、見れば其準備草案たりしものと思はる。

五、『國憲按載スル所ノ皇帝所有ノ不動産及ヒ歳入ノ事ニ就テ豫定スル所ノ意見案』『皇族ヲ永世ノ一族トスルノ議

ニ付テ更ニ其私産ヲ定メ其名稱ヲ異ニスヘキ議』『國憲按ニ依テ舊制ヲ改革スヘキ宮内省ノ事務章程』(明治九年横山由)以上三篇は何れも日本國憲按に附屬せる意見書で、皇室財産、皇族制度及び皇室費の問題に關するものである。

六、日本國憲按現行例 是れは日本國憲按中の主要條文を抜萃し、各條毎に當時の現行法規を其次に朱書して比較したもので、國憲按と現行法規との關係を見るが爲めに編成したものであらう。

七、日本國憲按 是れは(四)の準備草案を訂正したものを淨書したものである。

八、國憲 是れは上述のものと異り、元老院の青線八行罫紙に記され『日本國憲按』に非ずして、單に『國憲』と成つて居り、その下に『福羽、細川、山口、小田切』と朱書せられて居る。この法案は日本國憲按とその内容が異つて居り、元老院の憲法草案に二種の系統ありし事が分かるのである。『日本國憲按』を訂正した時、第二次案の準備草案で、上述四氏の關係したものであらう。

九、『國憲草案並引證』と表題を附したる一綴は、元老院用筆朱線罫紙に記され、全部で百八十六枚である。その表紙裏に朱筆にて『國憲草案 明治十三年十二月二十七日(實は二) 上奏 國憲引證 明治十三年八月編成』と記されて其下に花押がある。内容は左の通りに分たれる。

(一) 國憲草案ヲ進ムル報告書 是れは第二次草案の完成したものを國憲取調委員より議長へ報告したものである。この報告書は『明治十一年』と日附してあるのを朱書にて訂正し、『明治十三年十二月二十七日』と爲し、其左に『實ハ廿八日ニ上奏セラル』と註記し『國憲取調委員 議官福羽美靜、幹事細川潤次郎』の二氏

より『議長 大木喬任殿』へ宛てたことに成つて居る。

(二) 國憲 之が元老院の確定案である。

(三) 國憲草案引證 是れは國憲草案の参考となしたる各國憲法の譯文である。大部のものではあるが、此譯文は同時に元老院の外國憲法に對する理解の程度を知る爲に必要である。

元老院の勞作である我邦最初の公的憲法草案は、五十年にして始めて世に知らるゝに至つたのである。

その内容を閱すれば、或學者は現行憲法に比し遜色なしといつて居る。假令それ程まででなくとも、頗る進歩したる規定である。然るに、岩倉具視は、我國體に符せざる所ありとて反對し、豫てより元老院と相容れざりし伊藤博文は、

伊藤公が元老院カラ上奏ニナツテ居ル國憲ノ草案ヲ御覽ニナツテ見ルト、ナカ／＼之ヲ直ク日本ニ行フトイフ譯ニハイカナイ、併シ此國憲ノ草案ハ、柳原、福羽、中島、細川ノ四議官カ主腦トナリテ、多數ノ智學ヲ集メテ研究サレタ事故、當時ニ於テハ、ナカナカ能ク出來テ居ル、殊ニ國憲ハ國政運用ノ大體ヲ擱ンテ細目ニ亘ラス、又日本ノ國體ヲ土臺トシテ歐米ノ憲法ヲ採用セラレテ、ナカナカ能ク出來テ居ル。然ルニ伊藤公ノ眼ニハ、マダ此草案デハ我國ノ實際ニ行ハレヌ。ソレハドウイフ簡條カト言ヘバ、多々ゴザイマスケレドモ、先ヅ第一ニ、帝室ノ費用ヲ毎會議會ノ議決ヲ經テ法律ヲ以テ發布スルトイフコトニナツテ居ルガ、是ハ、英吉利ノ如キハソレデモ宜ウゴザイマセウガ、我が日本ノ國體ニハ適當セヌ。此頃ハ餘程英國ノ憲法論ニカブレテ居ル、當時ノ學者ハ「アルフヒヤーストッド」ノ英吉利ノ憲法論ヲ讀ンダモノテスカラ、ドウシテモ英吉利風ニナツテ居ル、モウ一ハ第四篇第一章第一

條ヲ見マスト、皇帝元老院及代議院合同シテ立法ノ權ヲ行フト書イテアル。是ハ純粹ノ英吉利流乃チ「キングイン  
パリーヤメント」ト言フ英國ノ憲法政治ノ原則デ、皇帝ト代議院ト協定シテ立法ノ權ヲ行フト云フコトデアルニ依  
テ是ハ日本ノ國體ニハ如何カト伊藤公ハ疑ヲ懷カレタ、又天子ニ對シテモ、支那流ノ皇帝トイフ字ヲ用ヒテ何ノ爲  
ニ我ガ日本ニテ用ヒ來リタル 天皇ト書カヌカ、ソレカラ第四篇ノ第四章ヲ見マスト、兩院ハ大臣ヲ彈劾スルコト  
ヲ得トアツテ、其彈劾ハ兩院デスルニアラスシテ大審院デスルト書イテアル。是等ノ簡條ヲ段々伊藤公カ研究サレ  
タ結果、元老院ヨリ上奏ニナツタ草案ハ餘程英吉利流儀ニ出來テ居ルカラ、我日本ノ國體ニハ適ハヌ點ガ多々アル  
カラ、尙ホ熟慮スヘキモノダトイフ伊藤公ノ意見カ極リマシタ。(金子堅太郎伯の帝  
國憲法制定之由來)  
といふやうな譯で、元老院案を廢案とし、明治十五年に、伊藤は憲法取調の爲め渡歐し、歸來その一派の起草した憲  
法按は、『國憲』の成語さへ避けて、その頃成語となりつゝありし『憲法』を用語とし、これが成案となりて赫々の光  
りを増すと反對に、元老院按のあつたことさへ、世間から忘れられたのである。

それが幾多の星霜を経て漸く上述の如く知らるゝに至つたのであるが、更にこれと關聯して述べべきは、私的の草  
按である。即ち政府の要人が當局者の參考の爲めに作つたものと、民間に於て政府案牽制の爲めに起草したものと  
ある。これに付ては、從來交詢社案の私擬憲法のみ著名であるが、近年に至り、その他に幾多の草按が発見せられた  
のは學界の爲め至幸である。

此種の研究に付ては、吉野博士が先鞭を着けられてある、即ち『明治文化』第八號に『憲法發布以前に於ける憲法  
私案に就て』が發表せられ、次いで『明治文化全集』第三卷、第四卷に、諸種の草案が採録せられたのであるが、そ

の後も追々発見せらるゝに至つたのであるから、そのことに付て少しく略述して見ようと思ふ。

一、帝號大日本政典 一に『大日本國政規草案』とも呼ばれ、その文體が最も古いのであり、その起草者は不明であ  
るが、木戸孝允またはその一派の手に成つたのではないかと思はれる、年代も、明治五年頃から明治七年頃のもの  
ではないかと思はる。

二、山田顯義案 山田顯義は明治八年の大阪會議の際、木戸に勸めて入閣の條件として憲法制定を主張すべしとし  
先般西洋より御歸朝之節御建言(明治六年木戸は政規(憲法)典則(法)之趣も有之事に付國憲論御主張全國人民之方  
向も相定り候之儀屹度御約定相成り御歸京被爲在度御事と奉希上候  
といつて居り、後年法典伯と呼ばれた程であるから、自らも憲法意見を有して居つたと見へ、有栖川熾仁親王に捧  
呈して居る案がある。多分明治十三四年頃のものと思はる。

三、内閣顧問ロエスレル案 一に『原規』または『大日本憲法草案』と呼ばれ『西哲夢物語』の祕密出版事件となつ  
て世を騒がしたものである。

四、私擬憲法 俗に交詢社案と呼ばれるもので、小幡篤次郎を中心とし、矢野文雄、小泉信吉(慶應塾長小泉  
信三氏の先代)阿部泰  
藏、馬場辰猪、江木高遠等福澤門下の青年秀才等の關與したもので、早くから世に知られて居る。

五、私擬憲法意見、共存同衆の連中の作つた按である。

六、日本國憲按 一に東洋大日本國憲按と稱せられて居る。これは一時、大隈重信が明治十四年の國會開設奏議  
に添へて上つたものと誤傳せられ、三浦周行博士は若山儀一が關係があるのでないかとの一説を掲げ、また一説

として大阪案でないかとの説を述べてある。吉野博士も、また大阪案でないかとの想像説を述べてある。大阪案とは、穂積八東博士の『憲法制定之由來』に「志士大阪ニ會シ過激ノ憲法案ヲ作りシトモ謂フ」とあるに據るものであるが、近時、『伊藤公秘書類纂』中に、此按が編綴せられ、これに、山縣有朋より、大阪に於て、中島信行、古澤滋等が起草したるものとして右大臣(倉)に報告した手紙が添へてあるのが發見せられた。しかし鈴木安藏君の研究に依るとこれは植木枝盛の起草したものらしい。

七、井上毅按 井上毅は始め岩倉幕下の憲法顧問であり、後には伊藤の股肱として現行憲法起草者の一人として誰知らぬものはないが、また別に私案がある。これは或は岩倉の命を受けたのではないかと思はる。

八、西周按 西は幕末に、徳川慶喜の爲めに憲法草案を起草(拙著『維新前後に於ける立憲思想』参照)したのであるが、明治政府に仕へては軍政の起案は、多く、その手に出でた。別に憲法私案があるが、明治十四年末に完成し明治十八年迄部分的修正をなしたるもの、如くである。これは山縣有朋の命を受けて起草し岩倉具視の閣に入れたものである。また之に對し井上毅の山縣に差出したる意見書がある。

九、シエタイン案 獨文、日本憲法草案がある。また明治二十二年出版河島醇編輯スタイン氏講義「憲法及行政法要義」の附録に憲法草案が載つて居る。

一〇、國憲意見 明治十四年三月三十日より四月十六日にわたり東京日々新聞に連載せられたもので、福地源一郎の筆である。純然たる憲法案ではないが、將來制定せらるべき憲法に付ての意見であり、章を分ち條項を列ね、それに各々細密な註釋を加へて居るから、一種の憲法案として取扱はれて居る。恐らくは、政府要路者の意見を或程度

代表したものであらう。

一一、私考憲法草案 明治十四年五月二十日より六月四日にわたり郵便報知新聞に掲載せられたもので、最近鈴木安藏君の發見にかゝり、同氏著『憲法の歴史的研究』に採録せられてある。右の緒言に依ると、前の國會論の續稿の意味であり、また「余輩同志ノ私擬憲法草案ナルモノヲ作り」云々とある、郵便報知新聞の國會論なるものは、福澤諭吉が稿を起し、報知の主筆、藤田茂吉、箕浦勝人が筆を加へて、藤田、箕浦の署名にて發表したものである。(拙稿『政治教育家とし』)而してこれ等の人々は、また私擬憲法按に關係して居るから、この私考もまた、これ等の人々の關係したものであらう。

一二、鸚鵡社案 明治十二年の暮より、鸚鵡社の田口卯吉、河津祐之、末廣重恭、島田三郎、小池靖一等が、研究會を開いて、憲法草案を起草したことがある。共存同衆案に似て居る。

一三、矢口案 明治二十二年小林雄七郎著『薩長土肥』に『明治七年頃ニ報知新聞ニ矢口某トカ云ヘル變名ニテ當時少壯政治家中ニ錚々ノ聞エアリシ紳士ガ物シタル憲法草案ヲ掲ケタリ此草案中ニ士族ニハ選舉被選舉ノ特權ヲ與フヘシト云フ簡條アリキ其他ノ個條ハ今一々記憶セサレトモ今日ヨリ觀レハ實ニ笑フニ堪ヘタル者ノ様ニ覺ヘタリ』とあり未だその正文を得ざるも、こゝに掲げ置く。

一四、土佐立志社案 明治十四年五月頃、土佐立志社にては調査局を置き、片岡健吉、山田平左衛門、島地正存を監督となし、坂本南海男、山本幸彦、植木枝盛、廣瀬爲興、北川貞彦を委員に加へ、更に谷重中、森脇直樹、兒島稔を加へ、廣く歐米の憲法を精査し、日本憲法見込案を作つた。

一五、大日本帝國憲法見込書大略 明治十三年、筑前共愛會にて作られた憲法私案である。最近金田平一郎氏の發見に係り、岡義武氏が、國家學會雜誌第四十七卷第十二號に『明治十三年に於ける筑前共愛會の憲法私案』と題し、紹介せられてある。

一六、國體議案 日新真事誌第百十六號に三潯縣權少屬田中正道が明治七年九月十四日左院へ建議したる「國體議案」が掲げられてある。三章、八節で簡單ながら憲法私案の最も早きもの、一と見るべきである。

一七、私草憲法 明治十六年一月三十日の北陸自由新聞に載せられてある、同新聞は福井市に於て發行せられ社長は杉田定一にて印刷長は山本憲である。山本は土佐の出身で大阪國事犯事件の檄文起草者でもあつた、明治十五年右新聞に聘せられて福井へ赴いたのである。

一八、私考國憲按 明治十四年十月一日より同年十一月二十四日に至る東海曉鐘新報紙上に各國對照私考國憲案筆寫覺と題して九十七箇條の憲法私按が載せられてある、荒川高俊等の撰定するところである。

一九、大日本國會議法草案 新潟縣山際七司の手控に記しありしものにて明治十三年四月頃のものである、これは千葉縣櫻井靜が此年一月國會開設願望協議の爲め大日本國會議法草案を全國の有志に配布し五月十四日を期して東京兩國中村樓に各府縣代表者を會して國會開設請願の運動を起さんことを提唱したときのものらしい。

目下、吾人の知り得るものは、以上の數種であるが、政論全盛の時代に於て、特に、明治十三年四月の國會開設願望有志會に於て決したる各項の中に

國會憲法を政府に建言し又は國會憲法に付き同盟の望む所を政府に乞ふ事あるべし

との一條あり、その續會たる同年十二月の大日本國會期成有志公會にて決議せられた合議書の一條にも

來會には各組憲法見込書を持參研究すべし

とある時勢であり、元老院にては絶對祕密に國憲按が起草せられて居つた爲め、民間では、官僚が如何なる勝手な憲法を作るかも知れぬから、民間に於ても私案を作つてこれに對抗しやうといふ氣分の漲つて居つたときであつたから、各政治家に於ては、憲法を研究し、また起草して居つたものも多かつたと思はれる。一面官界に於ても、新知識を競ひ、當局者の參考にする爲め、憲法私案を起草するものも、數多あつたと思はれるのであるから、讀者諸子の援助を得て、此等の按の發見に努力したいのである。